

障害と開発分野の日本国内リソースに 関する情報収集・確認調査

調査報告書 (ファイナル・レポート)

2020 年 3 月

**独立行政法人
国際協力機構 (JICA)**

株式会社コーディリサーチ&コンサルティング

人間
JR
20-015

本調査は、JICA が株式会社コーニング&コンサルティング（以下、KRC）に委託し、実施されました。本報告書の内容は、2020 年 1 月から 3 月にかけて日本国内において収集した資料及び情報等の分析に基づくものです。また、提言等は KRC による提案であって、JICA としての戦略や方針を示すものではありません。

障害と開発分野の日本国内リソースに関する情報収集・確認調査 調査報告書

目次

要旨

第 1 章 調査概要	1-1
1.1 背景.....	1-1
1.2 目的.....	1-1
1.3 調査方法.....	1-2
第 2 章 調査結果「障害者福祉施策の推進」	2-1
2.1 同分野に関する日本の取り組みの概要	2-1
2.1.1 国における障害者福祉施策の推進	
2.1.2 障害者計画と障害福祉計画の策定	
2.1.3 日本の自治体における障害者福祉施策の推進	
2.1.4 自治体における障害者福祉に関する条例の制定	
2.2 取り組み.....	2-7
2.2.1 取り組み：PDCA サイクルに基づく施策の推進	
2.2.2 取り組み：当事者の個別ニーズに基づく施策の形成（自立支援協議会の機能と役割）	
2.2.3 取り組み：障害を理由とする差別の解消の推進に関する取り組み	
2.3 国内リソース一覧.....	2-20
第 3 章 調査結果「インクルーシブ防災」	3-1
3.1 同分野に関する国際動向	3-1
3.1.1 国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）における「障害インクルーシブな災害リスク軽減及び災害対応」	
3.1.2 国連防災会議での議論と仙台防災枠組におけるインクルーシブ防災	
3.2 同分野に関する日本の政策	3-2
3.2.1 災害対策基本法	
3.2.2 防災計画の策定	
3.2.3 地区防災計画・自主防災組織	
3.3 取り組み.....	3-4
3.3.1 取り組み：避難行動要支援者名簿の作成と活用	
3.3.2 取り組み：個別支援計画の作成	
3.3.3 取り組み：避難所の運営	
3.3.4 取り組み：要配慮者利用施設の避難確保計画作成	
3.3.5 取り組み：警報や災害情報の伝達	
3.3.6 取り組み：支援者のネットワークの形成	
3.3.7 取り組み：防災教育の実施	
3.3.8 取り組み：福祉と防災の連携－「別府モデル」の特長	
3.4 国内リソース一覧.....	3-16

第 4 章 調査結果「就労支援」	4-1
4.1 同分野に関する日本の政策	4-1
4.1.1 障害者の雇用に関する法律	
4.1.2 就労支援に関する主な制度	
4.1.3 就労支援を提供する関係機関	
4.1.4 就労支援のプロセス	
4.2 取り組み	4-9
4.2.1 取り組み：民間企業による就労支援	
4.2.2 取り組み：多様な就労形態	
4.2.3 取り組み：障害者就業・生活支援センターの取り組み	
4.2.4 取り組み：農福連携	
4.2.5 取り組み：ソーシャルファーム	
4.3 国内リソース一覧	4-21
第 5 章 調査結果「ユニバーサルツーリズム」	5-1
5.1 同分野に関する日本の取り組み概要	5-1
5.1.1 観光のユニバーサルデザイン化促進の背景	
5.1.2 UT 促進に関する法律や国の取り組み	
5.1.3 UT 対象の分類と既存の対応マニュアル等	
5.2 取り組み	5-5
5.2.1 取り組み：地域の関係者の意識醸成と推進体制づくり	
5.2.2 取り組み：施設の調査と整備	
5.2.3 取り組み：情報の収集と発信	
5.2.4 取り組み：地域資源の活用と地域内の連携	
5.2.5 取り組み：さらなる推進に向けて	
5.2.6 取り組み：旅行業における取り組み	
5.3 国内リソース一覧	5-20
第 6 章 調査結果「情報保障」	6-1
6.1 同分野に関する国際条約	6-1
6.2 同分野に関する日本の法環境・政策	6-2
6.2.1 著作権法の一部を改正する法律	
6.2.2 読書バリアフリー法	
6.3 取り組み	6-4
6.3.1 取り組み：複製物の製作	
6.3.2 取り組み：複製物の配布・利用	
6.3.3 取り組み：複製物の共有	
6.4 国内リソース一覧	6-18
第 7 章 調査結果「その他」	7-1
第 8 章 障害と開発分野の今後の協力方針の検討	8-1
8.1 分野ごとの協力方針の提案	8-1
8.2 おわりに	8-6

引用文献

図表目次

図 2-1	自治体総合計画における三層構造	2-3
図 2-2	さいたま市障害者総合支援計画と他の計画との関連性.....	2-4
図 2-3	自治体における障害者福祉施策推進体制	2-5
図 2-4	PDCA サイクルによる施策の推進.....	2-7
図 2-5	「さいたま市障害者総合支援計画（2018～2020）」に含まれる内容.....	2-10
図 2-6	さいたま市における年度ごとの事業評価のイメージ.....	2-11
図 2-7	自立支援協議会の機能	2-12
図 2-8	自立支援協議会の運営体制	2-13
図 2-9	さいたま市における条例策定のプロセス	2-16
図 2-10	さいたま市における条例制定の検討体制	2-17
図 2-11	さいたま市の障害者福祉施策推進体制	2-18
図 3-1	別府版災害時ケアプラン作成フローチャート	3-7
図 4-1	チーム支援の概要	4-4
図 4-2	ジョブコーチによる支援内容	4-5
図 4-3	就労支援における支援プロセス、メニュー、ツール	4-7
図 4-4	ウェルビー株式会社が提供する訓練から職場定着までの支援	4-11
図 4-5	障害者の在宅就業の仕組み	4-13
図 4-6	IDEA モデル	4-14
図 4-7	川崎市での超短時間雇用モデル実装例	4-14
図 4-8	障害者就業・生活支援センターの役割と他機関との連携	4-17
図 4-9	「京都式農福連携」の取り組み	4-19
図 5-1	多様な旅行者の特徴と直面する課題	5-4
図 5-2	観光地における受け入れ拠点の機能	5-6
図 6-1	全国点字図書館における ボランティア登録者数の推移	6-8
図 6-2	全国点字図書館における 各講習会認定者・修了者数の推移	6-8
図 6-3	日本国内の視覚障害者等の状況	6-11
図 6-4	サピエ図書館における所蔵データ タイトル数（2019年3月）	6-12
図 6-5	サピエ図書館における図書形式別 年間ダウンロードタイトル数（2019年3月）	6-12
図 6-6	国立国会図書館による視覚障害者等向けデータ送信サービス	6-14
図 6-7	サピエ図書館と国会図書館の連携	6-15
表 1-1	各分野の状況・課題・ニーズ及び調査の着眼点.....	1-2
表 1-2	ヒアリング調査協力者・機関	1-3
表 2-1	障害者施策推進協議会と自立支援協議会	2-5
表 2-2	計画策定のための調査概要	2-9
表 2-3	自治体における障害を理由とする差別の解消の推進に関する取り組み	2-19
表 2-4	障害者福祉施策の推進に関する活用可能な国内リソース一覧	2-20
表 3-1	インチョン戦略目標7とそのターゲット及び指標	3-1
表 3-2	災害対応に関する段階別の取り組み	3-4
表 3-3	インクルーシブ防災に関する活用可能な国内リソース一覧	3-16
表 4-1	就労支援の概要	4-2
表 4-2	就労支援事業に関する全国の経営主体別事業所数（2017年度）	4-3

表 4-3	就労支援を提供する関係機関とその役割	4-6
表 4-4	国立職業リハビリテーションセンターの職業訓練コース	4-8
表 4-5	障害者向けの主な就職・転職サイト	4-9
表 4-6	ウェルビー株式会社が運営する事業一覧	4-10
表 4-7	ソーシャルファームの定義	4-20
表 4-8	就労支援に関連する活用可能な国内リソース一覧.....	4-21
表 5-1	観光庁の主な UT 促進業務	5-3
表 5-2	UT に関する既存のマニュアル等	5-4
表 5-3	バリアフリー調査の項目例	5-9
表 5-4	UT に関連する活用可能な国内リソース一覧	5-20
表 6-1	著作権法の主な改正点（第 37 条関係）	6-3
表 6-2	障害者の読書環境に係る主な課題	6-3
表 6-3	読書バリアフリー法における基本的施策	6-4
表 6-4	主要な AE とその取り組み	6-5
表 6-5	公共図書館における視覚障害者等向け図書の自館製作状況.....	6-7
表 6-6	自館における複製物製作の著作者内訳	6-7
表 6-7	著作権法第 37 条第 3 項ガイドラインが定める視覚障害等の利用登録確認項目リスト	6-9
表 6-8	国会図書館における視覚障害等の確認書類	6-10
表 6-9	国立国会図書館サーチ（障害者向け資料検索）にて検索できる図書	6-10
表 6-10	デイジー/EPUB 図書の再生機器、ソフトウェアの一例	6-13
表 6-11	国会図書館により提供される視覚障害者等向けデータ	6-15
表 6-12	サピエ図書館と国会図書館の蔵書データ数の比較.....	6-16
表 6-13	情報保障に関連する活用可能な国内リソース一覧.....	6-18
表 7-1	その他の障害と開発分野の国内リソース	7-1
表 8-1	「障害者福祉施策の推進」に係る協力案	8-1
表 8-2	「インクルーシブ防災」に係る協力案	8-2
表 8-3	「就労支援」に係る協力案	8-3
表 8-4	「ユニバーサルツーリズム」に係る協力案	8-4
表 8-5	「情報保障」に係る協力案	8-6

要旨

「障害と開発分野の日本国内リソースに関する情報収集・確認調査」（以下、本調査）は、開発途上国における障害と開発分野の多様化かつ複雑化する課題やニーズに対応するため、以下の 2 点を目的として実施された。

- ① 「障害と開発」に係る日本の比較優位性、取組事例、民間企業の技術等に係る情報の収集・整理及び分析を行う。
- ② 複雑化する開発途上国の課題解決に向け、日本の強みを活かしながら JICA がとることができるアプローチを明らかにし、今後の協力方針及びアイデアの提言案をまとめる。

本調査は、2020 年 1 月下旬から 3 月にかけて実施された。本調査の対象分野は、(1) 障害者福祉施策の推進、(2) インクルーシブ防災、(3) 就労支援、(4) ユニバーサルツーリズム、(5) 情報保障の 5 分野である。これら 5 分野に加え、民間企業等が持つ革新的な技術や手法については「その他」としてまとめた。主にインターネットを通じた机上調査と有識者や先進的な取り組みを行っている団体へのヒアリング調査を行い、情報を整理した上で、今後の協力方針を検討し、最終報告書にとりまとめた。

1. 調査結果概要

以下、調査対象分野ごとに、調査結果の概要をまとめた。なお、開発協力で有益と思われる国内リソース（技術、マニュアル、ツール、人材・団体等）は、各分野の調査結果の章ごとに一覧にまとめ掲載している。

(1) 障害者福祉施策の推進

日本において障害者福祉施策は、国及び自治体レベルそれぞれで推進されている。本調査では、障害者福祉サービス提供の実施主体である基礎自治体（市区町村）における取り組みを中心に調査を行った。始めに、自治体における障害者福祉施策の推進について、障害者計画や障害者差別解消条例制定などの取り組みを概説した。次に、開発途上国において有益と考えられる障害者福祉施策の推進の具体的な取り組みとして、①PDCA サイクルに基づく施策の推進、②当事者の個別ニーズに基づく施策の形成（自立支援協議会の機能と役割）、③障害を理由とする差別の解消の推進を挙げ、各取り組みについて詳述するとともに、開発協力での活用方法と留意点について述べた。

①について、自治体は、障害者福祉施策を PDCA サイクルに基づいて推進しており、策定する計画の実効性を担保している。自治体で行われている PDCA サイクルの各ステップの具体的方法をまとめた。②では、障害当事者の個々のニーズに基づき地域の共通課題を見出し、その解決策を検討する自立支援協議会の取り組みに関し、組織体制や運営方法について説明した上で、事例として埼玉県東松山市及び大阪府堺市を挙げた。③では、全国で 3 番目に障害者差別解消に関する

条例を制定したさいたま市の取り組みに焦点をあて、条例制定までのプロセスや条例の実効性の確保の方法などについてまとめた。さいたま市では、当事者・市民を条例づくりの主役と捉え、彼（女）らの条例づくりへの参画を図り、条例づくりのプロセスを通じて、インクルーシブな地域づくりを進める土台が形成されていると言える。

（2）インクルーシブ防災

インクルーシブ防災に関する国際動向を整理した上で、災害対策基本法とその中で示されている防災基本計画及び地区防災計画・自主防災組織について、概要と障害者を含む要配慮者に関する事項をまとめた。災害対策基本法において、国及び自治体は、要配慮者に対する防災上必要な措置の実施に努めなければならないと定められている。その中で、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が、市町村に義務付けられている。

上記を踏まえ、障害インクルーシブな観点から積極的に取り組まれ、かつ開発途上国において有用と思われる実践として、①避難行動要支援者名簿の作成と活用、②個別支援計画の作成、③避難所の運営、④要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、⑤警報や災害情報の伝達、⑥支援者のネットワークの形成、⑦防災教育の実施を挙げ、⑧に包括的にインクルーシブ防災が取り組まれている事例として、「別府モデル」についてまとめた。各取り組みに関し、概要と合わせ実践している自治体の例を挙げ、開発協力での活用方法と留意点について述べた。インクルーシブ防災は災害時のためだけに準備される取り組みではなく、普段の地域づくりや地域での共生につながるものであるという認識を関係者間で十分に共有して取り組むことが不可欠である。

（3）就労支援

障害者の就労は、現在日本においても重点的に政策が推進されている分野である。2013年の「障害者雇用促進法」改正により、2018年4月から企業に求められる障害者の雇用率が引き上げられたことから、2019年の厚生労働省の調査では雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新した。福祉の面からも、「障害者総合支援法」に基づいた就労移行や就労定着の支援が行われ、民間企業の参入も増加傾向にある。

始めに、障害者の雇用に関する法律を概観した上で、チーム支援、障害者トライアル雇用事業、職場適応援助者、及びチャレンジ雇用について、各制度を説明した。次に、就労支援を提供する関係機関と就労支援のプロセスについて整理した。日本では就労支援を提供する機関は複数あり、それぞれが連携しながら各種事業を行っている。

開発途上国のニーズに対応し、開発協力において有益と考えられる取り組みとして、①民間企業による就労支援、②多様な就労形態、③障害者就業・生活支援センターによる地域に根差した取り組み、④農福連携、⑤ソーシャルファームを挙げ、概要とともに実践事例を紹介した。①では、民間企業の参入が増加傾向にある「就労移行支援事業」に焦点をあて、株式会社ウェルビーの取り組みを詳述した。②については、特に重度・重複障害や知的障害のある人の雇用の取り組みと

して、障害者の在宅勤務、時間短縮型雇用、特例子会社、就労継続支援 B 型事業の具体的な事例を紹介した。③では、当事者の就職や生活についての相談業務や企業に対する支援を行いながら、地域に根差した就労支援に取り組んでいる事例として、千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会と障害者就業・生活支援センターSWAN（埼玉県）の取り組みについて記載した。④では、障害者の社会参加と人手不足や高齢化に直面する農業分野の課題解決の両方を図る農福連携について、京都府の事例を挙げた。⑤のソーシャルファームでは、現在萌芽期にある取り組みとして、定義の整理とそれに合致する既存の取り組みを紹介した。

(4) ユニバーサルツーリズム（UT）

始めに、観光のユニバーサルデザイン化促進の背景について説明した後、「ユニバーサルデザイン政策大綱」（2005 年）を始めとする UT 促進に関する法律や国の取り組み、参考可能なマニュアルについて整理した。

UT 推進の取り組み紹介では、日本で実践されている UT 推進のための地域主体の取り組みに焦点をあてた。地域の観光客増加あるいは地域のネットワークによる受け入れ環境づくりを実現するためには、その地域に住む人や関わりを持つ人が主体となり取り組むことが重要である。この視点に立ち、地域主体の取り組みを、①地域の意識醸成と推進体制づくり、②施設の調査と整備、③情報の収集と発信、④地域資源の活用と地域内の連携、⑤さらなる推進に向けて（地域間ネットワークの構築、インバウンド対応等）に整理し、概要と実践事例をまとめた。加えて、⑥に旅行業における UT に関する取り組みを紹介した。

先進的な取り組みを行っている受け入れ拠点として、伊勢志摩バリアフリーツアーセンター、神戸ユニバーサルツーリズムセンター、沖縄バリアフリーツアーセンターが挙げられる。これらセンターはいずれも、観光事業者のみならず、行政や福祉事業者を始めとする地域の多様な関係者と連携し、UT の推進を図っている。日本のこのような UT 推進の取り組みは、ひいては地域のまちづくり、ノーマライゼーションの推進につながると言え、開発協力を検討する際に参考となる知見である。

(5) 情報保障

視覚障害者等の点字図書や録音図書などの著作物を利用する機会を促進するために採択されたマラケシュ条約に焦点をあて、関連する日本の法環境・政策を整理した上で、①複製物の製作、②複製物の配布・利用、③複製物の共有についてまとめた。

①では、複製物の製作基準、複製物の所蔵数、製作人材、出版者によるアクセシブルな形式の図書の提供について述べた。日本においては国としての製作基準が整備されていないために複製物の質に対する懸念があることや、製作作業も無償のボランティアに頼るところが大きく製作人材の減少といった課題に直面している。②については、利用登録、検索方法、配布方法、利用状況、再生機器の具体的な内容を説明した。複製物の配布・利用にあたり、日本では国会図書館が提供する検索サービス「国立国会図書館サーチ」にて、全国の公共図書館や点字図書館で製作された

障害者向け資料の検索が可能となっている。また、検索した図書は、送料無料で受領可能で、データ容量によってはメール送信やダウンロードにて受け取ることができ、来館しなくても利用できる環境が整っている。③の複製物の共有では、国内向けサービスである国会図書館によるデータ送信サービスとサピエ図書館について、概要や所蔵図書データ数についてまとめた。加えて、国際的なデータ交換サービスである ABC Global Book Service については、日本から Authorized Entity (AE) として加盟する国会図書館と特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会（全視情協）の対応を整理した。ABC Global Book Service は、オンラインの書誌データカタログであり、2019年11月時点で世界46カ国から61のAEが参加し、76を超える言語の54万点以上のタイトルが収録されている。国会図書館は2019年7月に加入し、学術文献録音図書約1,500点の登録が完了したところである。全視情協でも、サービスの開始に向け始動している。

(6) その他

障害と開発分野に関連する自治体等での好事例、ならびに民間企業等が持つ革新的な技術や手法について、インターネットを通じて収集した情報をまとめた。

2. 障害と開発分野の今後の支援方針の検討

調査結果に基づき、分野ごとの支援方針の検討結果をまとめた。以下、概要を述べる。なお、分野ごとに、協力スキーム別の協力案を提示した。

(1) 障害者福祉施策の推進

地方分権の進展は国により様々ではあるが、小さい行政区画単位でのPDCAサイクルに基づく障害者計画の導入が有効であると考えられる。ここでは、日本の自治体における障害者計画策定や自立支援協議会の知見が活用可能である。また、自立支援協議会やさいたま市における障害者福祉施策の推進の取り組みを参考に、政策過程への障害当事者の参画を具現化する仕組みの制度化への支援も検討できる。

(2) インクルーシブ防災

別府市で行われているインクルーシブ防災の取り組みは、平常時においても継続的に行われるものであり、平常時の活発な地域活動と密接に関連するものである。したがって、開発協力においては、インクルーシブ防災の取り組みが、災害発生時にのみ効果を發揮するのではなく、障害者を含むすべての住民が、安心して生活をおくることができる地域社会につながるものであるという認識を、関係者間で共有することが重要である。この地域づくりの視点に立ち、開発協力事業を検討することが求められる。

(3) 就労支援

障害当事者団体や保護者の会など、既に就労支援の取り組みを行っている機関を基盤に、就労支援のプラットフォームを設置し、調整機関として機能させるといった支援内容が考えられる。ここでは、日本全国各地に設置されている障害者就業・生活支援センターの取り組みが参考になる。このプラットフォームを核として、現状把握のための調査を行った上で、必要な就労相談や就労

支援アセスメントなどのサービスを検討する。また、就労支援に活用できる職業評価や就労支援計画などのツールを、日本の実践を参考に開発することができる。加えて、日本における多様な雇用形態の取り組みを参考に、重度・重複障害や知的障害、精神障害のある人など、多様な障害種に対応する就労支援の検討が求められている。

(4) ユニバーサルツーリズム

UT 推進のための支援方針として、一つめに、観光庁による研究・実践や日本の UT 推進の先行事例を基に、地域の受け入れ拠点づくりのノウハウを提供することが考えられる。この中で、UT 推進による効果、地域の意識醸成の方法、受け入れ拠点の運営方法などを学ぶことができる。二つめに、日本の法律や制度、実践を参考に、地域のバリアフリー化の方法を提供することが考えられる。UT の推進には、宿泊・観光・交通・福祉など地域の多様な主体の参画が必要であり、これらのネットワーク化がなければ成り立たない。この地域のネットワークを強化することは、観光のみならず、防災やまちづくり全般にも良い効果をもたらすと言える。この視点を踏まえ、開発協力事業を検討することが求められる。

(5) 情報保障

読書バリアフリー法成立に向けての意見書には、アクセシブルな電子書籍の販売・データ提供促進、関係者（公共図書館や学校図書館等）の連携強化、ICT（Information and Communication Technology）機器の利用支援、製作人材・図書館サービス人材の育成など、読書環境の整備を進めるまでの課題が表れており、これらを重視した開発協力事業の展開が求められる。また、障害種や受障の時期などを考慮し、音声形式の情報アクセシビリティにのみ特化するのではなく、点字を含む多様な形態による情報保障の必要性を認識した上で、開発協力を検討することが重要であると言える。また、本調査においては、マラケシュ条約への批准に関連して、視覚障害者等の読書環境に焦点があてられたが、聴覚障害者、知的障害者、精神障害者も同様に読書障害者とされており、このような障害を持つ者の読書環境についてはさらなる調査が必要であろう。障害の特性によって情報の認識の仕方や情報処理のプロセスなども異なるため、これらを理解することにより情報提供の方法を検討し、すべての人々にとっての情報保障を進めていくことが求められる。

おわりに

調査対象の 5 分野に共通して言えることは、多様なアクターの連携・協働が、施策や取り組みの推進の核であるということである。このことは、開発協力を検討する際に、重要な視点として認識する必要がある。多様化かつ複雑化する障害と開発の課題に、限られた資源で対応していくためには、多様なアクターの連携・協働にかかる日本の経験を参考に、関係者、そして地域全体で取り組んでいく仕掛けを協力事業の中に取り入れ、展開していくことが求められている。

また、多様なアクターの連携・協働といった地道な取り組みを強化するものとして、AI（Artificial Intelligence）や IoT（Internet of Things）等の革新的な技術の活用も積極的に行われている。この分野の展開は、今後さらに加速するものと思われ、開発途上国への貢献も大いに期待できる。

第1章 調査概要

1.1 背景

国際協力機構（JICA）の事業展開の方向性の一つに、「包摂性、持続可能性、強靭性を兼ね備えた『質の高い成長』と、それを通じた貧困撲滅に貢献する支援」の推進が挙げられている。また、持続可能な開発目標（SDGs）では、「誰一人として取り残さない」ことが理念として掲げられており、障害者を含む脆弱な立場にある人びとすべてが、開発のプロセスに包摂され、またその恩恵を享受することができる開発協力のアプローチが求められている。

上記を踏まえ、JICA 課題別指針「障害と開発」（2015年改訂）では、障害に特化した取り組みと障害の主流化を同時に進めるツイントラック・アプローチにより支援を行っていくことが示され、このアプローチに基づき、多様な協力スキームを活用した支援が展開されている。一方で、開発途上国における障害と開発分野の課題やニーズは多様化かつ複雑化していることから、さらに効果的な開発協力事業の検討が必要である。

日本国内の動向をみると、2014年の国連「障害者の権利に関する条約」（以下、障害者権利条約）の批准を契機とし、障害者基本法の改正を含む様々な制度改革が行われているところである。加えて、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの後押しもあり、自治体や民間企業においても新たな取り組みが推進されている。実践現場では、公的機関のみならず障害当事者団体やNPO（Nonprofit Organization）、民間企業を含む多様なアクターが連携しながら、解決策を模索しており、障害と開発に係る手法や技術、人材等のリソースが蓄積されている。これら日本の豊富なリソースの活用により、開発途上国が直面する多様なニーズに応える開発協力事業の展開が可能となる。

1.2 目的

上記の背景に基づき、本調査は以下の2点を目的として実施された。

- (1) 障害と開発に係る日本の比較優位性、取組事例、民間企業の技術等に係る情報の収集・整理及び分析を行う。
- (2) 複雑化する開発途上国の課題解決に向け、日本の強みを活かしながらJICAがとることができるアプローチを明らかにし、今後の協力方針及びアイデアの提言案をまとめる。

1.3 調査方法

障害と開発分野に係る以下の 5 分野について、表 1-1 に示す開発途上国の状況・課題・ニーズ及び調査の着眼点に基づき、机上調査ならびにヒアリング調査を実施し、本報告書に取りまとめた。ヒアリング調査協力者・機関は表 1-2 のとおり。

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 障害者福祉施策の推進 | (4) ユニバーサルツーリズム |
| (2) インクルーシブ防災 | (5) 情報保障 |
| (3) 就労支援 | |

表 1-1 各分野の状況・課題・ニーズ及び調査の着眼点

分野	状況・課題・ニーズ	調査の着眼点
(1) 障害者福祉施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者のニーズが把握されていない • 障害者統計やニーズに基づいた計画が策定されていない、また策定されても実行されていない 	<ul style="list-style-type: none"> • 自治体レベルにおける障害者のニーズ把握 • 当事者の参画を含む、障害者のニーズを反映させた計画づくり
(2) インクルーシブ防災	<ul style="list-style-type: none"> • 防災計画に障害者の視点が含まれていない • 情報伝達や避難所の設営・運営を含め、災害発生時の障害者対策が整備されていない 	<ul style="list-style-type: none"> • 地域防災計画策定過程への障害当事者の参画手法 • 当事者が参加する避難訓練と避難所運営訓練による、災害発生時の障害者対策の方法
(3) 就労支援	<ul style="list-style-type: none"> • 職業訓練を受けても、就労につながらない • 障害者（特に知的・発達・精神・重複障害者）の働く場がない 	<ul style="list-style-type: none"> • 就労につながる就労支援に係る取り組み • 障害者の働く場づくりの方法
(4) ユニバーサルツーリズム	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者の観光へのアクセスについて組織的な支援体制がない • 観光施設のみならず、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化が進んでいない 	<ul style="list-style-type: none"> • 民間企業や団体、自治体等によるソフト面での支援体制と方法 • 観光地のバリアフリー化の対象、内容、方法
(5) 情報保障	<ul style="list-style-type: none"> • 保健、教育、防災等のあらゆる分野で必要な情報が入手できない • ICT¹が発展する一方で、利用環境の整備や利用者への教育が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> • 利用しやすい様式の複製物の製作、配布・利用、共有に係る日本国内の取り組み、工夫、課題 • ICT を活用した情報保障のためのツール

出所：KRC 作成

¹ Information and Communication Technology

表 1-2 ヒアリング調査協力者・機関

分野	日にち	ヒアリング先
(1) 障害者福祉施策の推進	2020年2月10日	上智社会福祉専門学校 大塚晃 氏 (元上智大学社会福祉学科教授)
	2020年2月21日	埼玉大学教育学部特別支援教育講座 准教授 宗澤忠雄 氏
(2) インクルーシブ防災	2020年2月20日	別府市共創戦略室防災危機管理課 村野淳子 氏
(3) 就労支援	2020年2月4日	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター 副統括研究員 春名 由一郎 氏
	2020年2月12日	国立大学法人東京学芸大学 教育実践研究支援センター 教授 菅野敦 氏
	2020年3月5日	ウェルビー株式会社 浜地裕樹 氏、石垣小百合 氏、日置加奈 氏
	2020年3月9日	千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会 藤尾健二 氏、本郷宏治 氏
(4) ユニバーサルツーリズム	2020年3月10日	障害者就業・生活支援センターSWAN 中村竜志 氏 医療法人社団 ユーアイエメリ一会 新座すずのきクリニック 金子力 氏 株式会社トレパル 山口将秀 氏
	2020年2月17日	日本バリアフリー観光推進機構 理事長 中村元 氏
	2020年2月21日	神戸ユニバーサルツーリズムセンター (NPO 法人 ウィズアス) 代表 鞍本長利 氏、センター長 野見朋子 氏
	2020年2月18日	国立国会図書館 関西館 図書館協力課 安藤一博 氏、田中俊洋 氏
(5) 情報保障	2020年2月19日	特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会 理事長 竹下亘 氏
	2020年2月20日	社会福祉法人日本点字図書館 理事長 田中徹二 氏
	2020年2月20日	公益財団法人ダスキン愛の輪基金 第21期「ダスキン・アジア太平洋障害者リーダー育成事業」研修生 Ari Tommy Hazelman 氏 (サモア)
	2020年2月28日	特定非営利活動法人支援技術開発機構 副理事長 河村宏 氏

出所：KRC 作成

第2章 調査結果「障害者福祉施策の推進」

2.1 同分野に関する日本の取り組みの概要

2.1.1 国における障害者福祉施策の推進

日本では、地方分権の進展に伴い、障害者福祉に関わる多くの事務及び権限は基礎自治体である市町村に委譲されている。障害者手帳の交付を始めとして、障害者福祉サービス提供の実施主体は市町村であり、国と都道府県はこれをバックアップする仕組みとなっている。

国は、障害者基本計画により国の障害者福祉施策の方針を示すとともに、基礎自治体には障害者福祉サービスを提供するための財政支援を行っている。基本的な障害者福祉サービス（自立支援給付のサービス）の提供については、国が2分の1、都道府県が4分の1を義務的に負担し、市町村は費用の4分の1を負担することになっている²。

また国では、審議会や研究会の開催³、ガイドラインや指針等の策定、モデル事業の実施などを通じて、障害者福祉施策の推進と自治体間の格差是正を図っている。

2.1.2 障害者計画と障害福祉計画の策定

国レベルの計画として、障害者基本法第11条第1項の規定に基づく「障害者基本計画」がある。同計画は、障害者福祉分野の国の最も基本的な計画として位置付けられ、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものである[1]。

都道府県・市町村は、国の障害者基本計画を勘案して障害者福祉に関する計画を策定し、施策を推進している。都道府県・市町村において策定が義務化されている計画（法定計画）には、「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の3種あり、これらの計画は一体的に策定されることが多い。また、計画の策定においては、障害当事者の意見を聴くことが定められている。

各自治体は、上記の計画に基づき、詳細の事業計画（予算措置を含む）を立て、施策を実行している。

(1) 障害者計画

障害者計画は、障害者基本法に基づくもので、概ね10年程度を期間とし、各自治体の中・長期的な障害者福祉施策の基本事項や理念、方向性を定めるものである。主務官庁は内閣府である。

国の「市町村障害者計画策定指針」において、計画に含めることが望ましい事項として以下が示されている[2]。

² 相談支援事業や移動支援事業を含む地域生活支援事業については、自治体の実情に応じて、運用基準などを含め自治体の裁量で実施することとなっている。国は2分の1以内で費用を補助することになっているが、市町村格差につながっているとの批判もある[163]。

³ 厚生労働省所管の審議会・研究会等については以下ウェブページより閲覧可能。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/indexshingi.html> (2020年2月20日アクセス)

- ① 基本的な考え方
- ② 現状と問題点の把握
- ③ 施策の体系化と相互連携
- ④ 各種施策の課題・目標と具体的な方策
- ⑤ 計画の実施状況のフォローオン体制

(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画

障害福祉計画と障害児福祉計画は、それぞれ障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、都道府県と市町村に3年ごとの策定が義務付けされている。主務官庁は厚生労働省である。障害者に必要な福祉サービスが適切に提供されるよう、その提供体制の整備を計画的に進めるための計画であり、各自治体は国の基本指針に即して策定する。基本指針は、3年の計画期間ごとに告示され、基本的理念や考え方を加え、達成すべき目標（成果目標）が示されている [3]。この成果目標に基づき、自治体は具体的な成果目標と成果目標を達成するための活動指標（必要な障害者福祉サービスの見込み量）を設定する。

2.1.3 日本の自治体における障害者福祉施策の推進

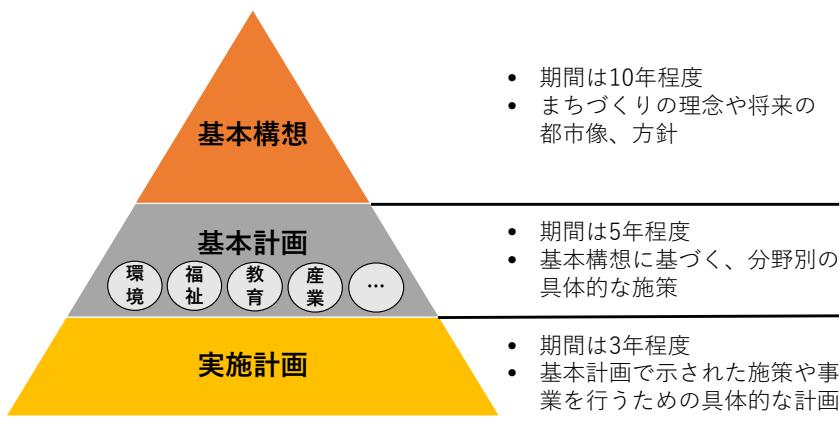
ここでは、障害者福祉サービス提供の実施主体である基礎自治体（市区町村）における障害者福祉施策の推進について説明する。

(1) 自治体総合計画

自治体の最上位計画である「総合計画」は、分野横断的に行政部門全般を含む包括的な計画である。総合計画の策定は国から義務付けされていないものの、ほとんどの自治体において策定されている⁴。この総合計画に基づき自治体運営が行われており、障害者福祉施策についても包含されている。

図2-1に示すとおり、総合計画は、通例として、【基本構想－基本計画－実施計画】の三層構造となっている。【基本構想】は、10年またはそれ以上の期間を設けて策定されることが多く、まちづくりの理念や将来の都市像、方針などが定められている。【基本計画】は、5年程度の期間で策定され、基本構想に基づく分野別の具体的な施策が示されている。そして【実施計画】は、3年程度の期間で策定され、基本計画で示された分野別の施策に基づく事業計画等を含むものである [4]。

⁴ 1969年の地方自治法改正により、基礎自治体（市町村）における基本構想の策定が義務付けられたが、2011年の地方自治法の一部を改正する法律の施行によりこの義務付けは廃止された [4]。



出所：KRC 作成

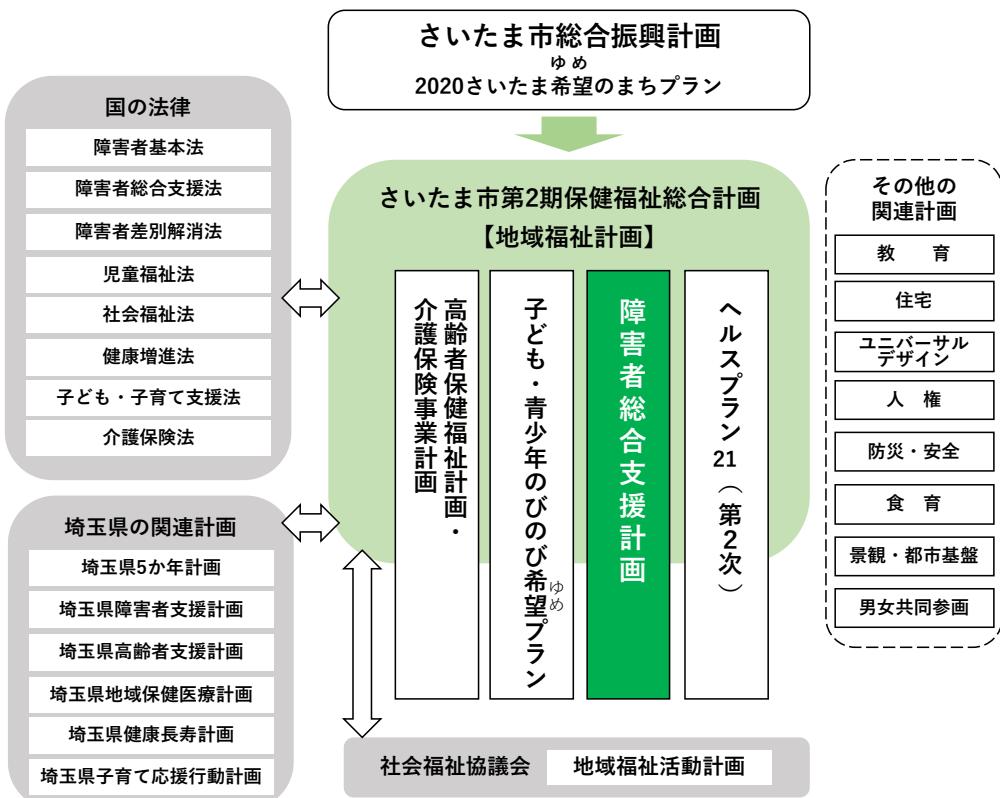
図 2-1 自治体総合計画における三層構造

(2) 自治体計画における障害者計画・障害福祉計画の位置づけ

総合計画のほかに、自治体では分野ごとに様々な個別計画が策定される。上述のとおり、障害者福祉分野においては、「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の策定が都道府県・市町村に義務付けられている。これらの障害者福祉に係る計画は、総合計画及び他の関連する計画と整合性を持って策定される。

図 2-2 はさいたま市における障害者福祉に関する計画と他計画との関連性を示したものである。

「さいたま市障害者総合支援計画」は、市の上位計画である「さいたま市総合振興計画」の下に策定される「さいたま市保健福祉総合計画」の障害者福祉分野に関する部門別計画として位置づけられている。また、教育や防災などの他の計画とも関係性をもって策定される。



出所：[5] p4 を基に KRC 作成

図 2-2 さいたま市障害者総合支援計画と他の計画との関連性

なお、自治体では、障害者福祉分野の計画を含め、様々な計画が策定されているが、これら計画は「執行活動上の枠組みや指針を提示するもの」である [4]。よって、これら計画に事業実施の詳細な計画が含まれているのではなく、行政職員が総合計画と各部門計画に基づいて、年度ごとに予算要求が行われ、事業が実行される。

(3) 自治体における障害者福祉施策の推進体制

自治体における障害者福祉施策の推進体制の主体には、行政のほかに、「障害者施策推進協議会」（または「障害者政策委員会」）と「自立支援協議会」がある⁵。「障害者施策推進協議会」は自治体の附属機関⁶であり、障害者施策の推進について審議を行う。「自立支援協議会」は、支援者を中心に地域の関係者が集まり、個別の相談支援の中で出された課題の解決に取り組むとともに、その解決策を地域の仕組みとして行政に施策化を図る機能を持つ。「障害者施策推進協議会」と「自立支援協議会」の詳細は表 2-1 のとおりである。

⁵ それぞれの協議会の呼称は自治体によって異なる。

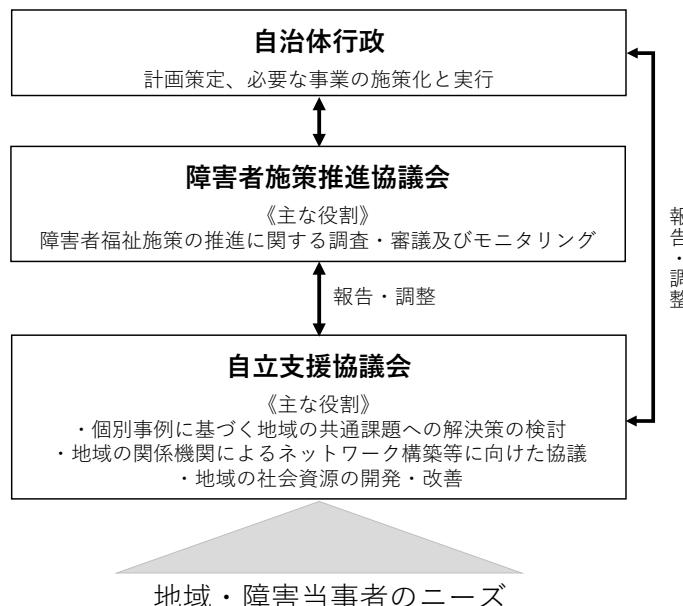
⁶ 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、法律又は条例に基づき設置される審査会、審議会等の機関。

表 2-1 障害者施策推進協議会と自立支援協議会

	障害者施策推進協議会	自立支援協議会
法令根拠	障害者基本法第36条 (都道府県及び指定都市について は設置を義務付け)	障害者総合支援法第89条の3 (設置は努力義務)
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画の策定・変更にあたり意見を述べる ・障害者施策の推進に関し調査審議及びモニタリングを行う ・障害者施策の推進に関し関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する 	<p>障害者の地域生活支援体制を充実させるために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資源の改善・開発を行う ・地域の関係者のネットワークを構築する ・障害者のニーズに合わせサービスを調整する
委員の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・15～20程度の委員で構成 ・学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者、関係行政機関の職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・15～20程度の委員で構成 ・相談支援事業所の職員、障害福祉サービス事業所の職員、保健・医療関係者、教育関係者、雇用・就労関係者、障害者関係団体の代表者、学識経験のある者

出所：[6]と[7]を基にKRC作成

図2-3は、上記の二つの協議会を含む自治体の一般的な障害者福祉施策の推進体制を示したものである。「自立支援協議会」では、障害者福祉の現場の個別の事例から地域共通の課題を導き出し、それら課題解決のために必要な方策を検討する。そして、課題や解決の方策を自治体行政や「障害者施策推進協議会」と共有化し、施策化を図る仕組みとなっている。施策の形成や推進が、行政トップダウンで行われるのではなく、地域・障害当事者のニーズを起点に行われる体制となっていることが理解できる。



出所：[8] p75 を基に KRC 作成

図 2-3 自治体における障害者福祉施策推進体制

2.1.4 自治体における障害者福祉に関する条例の制定

「条例」とは、憲法第94条、地方自治法第14条などに基づき地方公共団体が法令の範囲内で議会の議決により制定する法形式の名称である。2000年以降の地方分権改革により、自治体において条例制定が可能な範囲が大きく広がり、国の取り組みが消極的な分野について、それぞれの地域が持つ課題への独自的な対応として、多くの自治体が条例制定を積極的に進めるようになった[9]。

障害者福祉に関する代表的な条例には「障害者差別解消条例」と「手話言語条例」がある⁷⁸。これら条例の制定を通じて、自治体は独自に障害者福祉施策の推進を図っている。

なお、条例の種類には、義務付けや権利制限・権利付与を伴う「規制条例」と規制を伴わない行政の方針や理念を示す「理念条例」がある。

(1) 障害者差別解消条例

障害者差別解消条例は、障害を理由とする差別の解消の推進のため、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めたものである。差別を解消するための具体的措置として、行政機関等及び事業者に対し、不当な差別の取扱いの禁止と合理的配慮の提供を義務付ける内容となっており、規制条例に位置づけられる。

2013年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法）の制定に先駆けて、千葉県が2006年に全国で初めて障害者差別解消条例を制定した。その後、同条例は全国に広がり、2018年4月時点では、計1,788の都道府県・市町村のうち、74の自治体が制定済みである（うち、都道府県27、政令市は5、中核市は9）[10]。また、「制定に向けて作業中」「制定に向けて今後作業予定」の自治体は合計で225あり、今後さらに障害者差別解消条例は広がっていくことが予想される。

障害者差別解消法の制定に伴い、すべての自治体に障害者差別への取り組みが課されることとなったが、同法の枠組みを超えた規定を設け、障害を理由とする差別の解消を独自に推進している自治体もある。例えば、障害者差別解消法では、事業者の合理的配慮の提供は努力義務となっているが、千葉県やさいたま市を始めとして、幾つかの自治体では事業者の合理的配慮を義務付けている[11]。

(2) 手話言語条例

手話言語条例は、手話言語への理解の促進と手話言語の普及、手話言語を使用しやすい環境の構築を図ることを目的とするものである。2013年に鳥取県で初めて手話言語条例が交付され、以降、急速に全国に広がっている。2018年時点での同条例制定自治体の割合は約10.1%であり、国において手話言語に関する法律は制定されていないにも関わらず、他の条例と比べ、高い普及率となっ

⁷自治体によって、条例の名称は異なる。例えば、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」、「栃木県障害者差別解消推進条例」など。

⁸他には、建築物のバリアフリーや障害者福祉施設、障害児・者への手当てに関する条例などがある。

ている。この背景には、同条例が権利制限等を伴わない理念条例であること、そして日本ろうあ連盟による自治体への戦略的な働きかけがあることが挙げられる [12]。

2.2 取り組み

上記を踏まえて、開発途上国において有益と考えられる障害者福祉施策の推進の具体的な取り組みを以下に3点挙げる。

- PDCAサイクルに基づく施策の推進
- 当事者の個別ニーズに基づく施策の形成（自立支援協議会の機能と役割）
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する取り組み

2.2.1 取り組み：PDCAサイクルに基づく施策の推進

(1) 概要

障害者計画及び障害福祉計画は、PDCAサイクルに基づいて進行管理を行うことが法律や指針の中で示されている⁹。図2-4に示すように、計画を策定して(Plan)、それに基づき実行し(Do)、定期的な評価(Check)を通じて改善を図る(Act)プロセスを繰り返すことにより、障害者福祉施策が推進されている。

障害者福祉施策は、教育や就労等、分野が多くに亘っていることから、このPDCAサイクルに、関連部局を巻き込み、全序的に取り組むことが、実行力を伴う計画とする上で肝要である。また、障害当事者や市民の参画も、昨今の取り組みにおいて重視されている。

PDCAサイクルの実施体制としては、全序での調整を行うため、庁内において関係部局から成る「連絡調整会議」が設けられることが多い。庁外の組織としては、前述した障害者施策推進協議会や自立支援協議会において計画立案や評価に関する審議を行い、施策への反映が行われる。

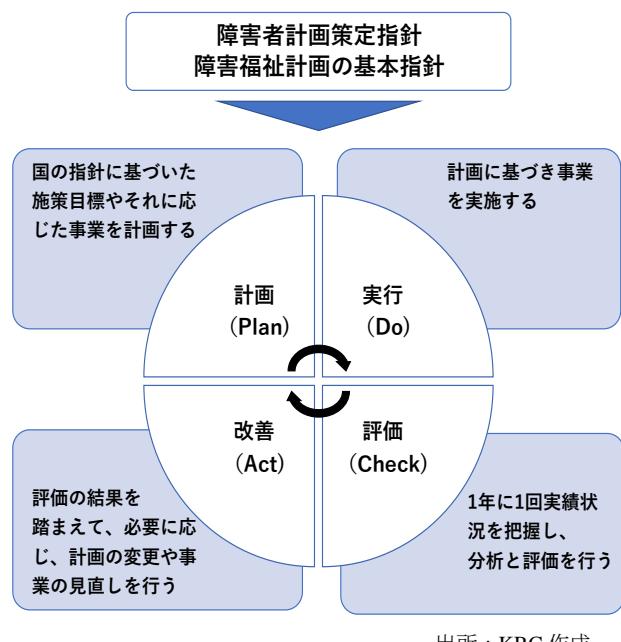


図 2-4 PDCAサイクルによる施策の推進

以下に、PDCAサイクルのステップごとの具体的方法について述べる。

⁹ 第5期障害福祉計画に関する基本指針に「障害福祉計画等に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画等を変更することその他の必要な措置を講ずる」とある [155]。

1) 計画 (Plan)

計画の策定にあたっては、ほとんどの自治体において障害者の実態及びニーズを把握するための調査が実施されている。この調査結果と、過去3～5年間の障害福祉サービスの利用者数の実績¹⁰、国の指針や国内外の障害者施策の動向、そして障害者施策推進協議会や自立支援協議会からの意見提案等を踏まえ、施策方針や関連事業、サービスの見込量を含む計画が策定される [13]。

計画策定の体制は自治体により異なるが、一般的には担当課を中心に計画案を策定し（コンサルタント会社に作業を一部委託する場合もある）、障害者施策推進協議会や自立支援協議会で審議の上、意見を反映するとともに、他の関連部局と調整を行い、最終化していく。また、パブリックコメントを通じて一般市民からの意見聴取を行う自治体もある。

計画策定のための調査

調査では、障害当事者や障害者団体等に対するアンケート調査とヒアリング調査が実施されることが多い。また、昨今では地域づくりの観点から、市民に対するアンケートも併せて実施する自治体も増えている。

計画策定のための調査概要は表2-2のとおり。

¹⁰ 障害福祉サービス利用の実績値は、障害福祉サービスの利用費の審査支払事務担う国民健康保険連合会により提供される。

表 2-2 計画策定のための調査概要

アンケート調査	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の所有者を対象に、抽出調査（無作為抽出）。 上記対象のほか、難病患者、発達障害者、高次脳機能を高次脳機能含む場合もある。 対象者数は、調査の予算に応じて検討することとなる。 障害者対象の調査とは別に、一般市民対象の調査が実施される場合もある¹¹。
調査票	<ul style="list-style-type: none"> 障害種別に関わらず、同一の調査票を使用している自治体が多い。
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 回答者（障害者本人）の属性（年齢、世帯構成、手帳の種類など） 現在の居住形態（家族と同居など）、地域生活への意向 日中の活動状況や意向（日中の過ごし方、外出時に困ること、就労の意向や就労のために必要な支援） 障害福祉サービスの利用状況や今後の意向 相談相手（相談する相手、情報の入手先） 権利擁護（差別や嫌な思いをしたことがあるか、成年後見制度の利用状況） 災害時の避難
配布・回収	<ul style="list-style-type: none"> 調査票の配布・回収は主に郵送で行われる。障害者団体や学校を通じて間接的に配布・回収が行われることもある。
分析方法	<ul style="list-style-type: none"> 障害種別で設問ごとクロス集計にて分析を行う。児童・成人・高齢者の年代別、居住形態・世帯構成、居住地等でクロス集計を行う場合もある。
ヒアリング調査	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 障害当事者団体や親の会を含む障害者関係団体、事業所等
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 生活の状況（日常生活や仕事面で困っていること等） 福祉サービスや医療ケア（改善点、サービス利用の際困っていること等） 地域生活について 行政に期待すること

出所： [14] [13]を基に KRC 作成

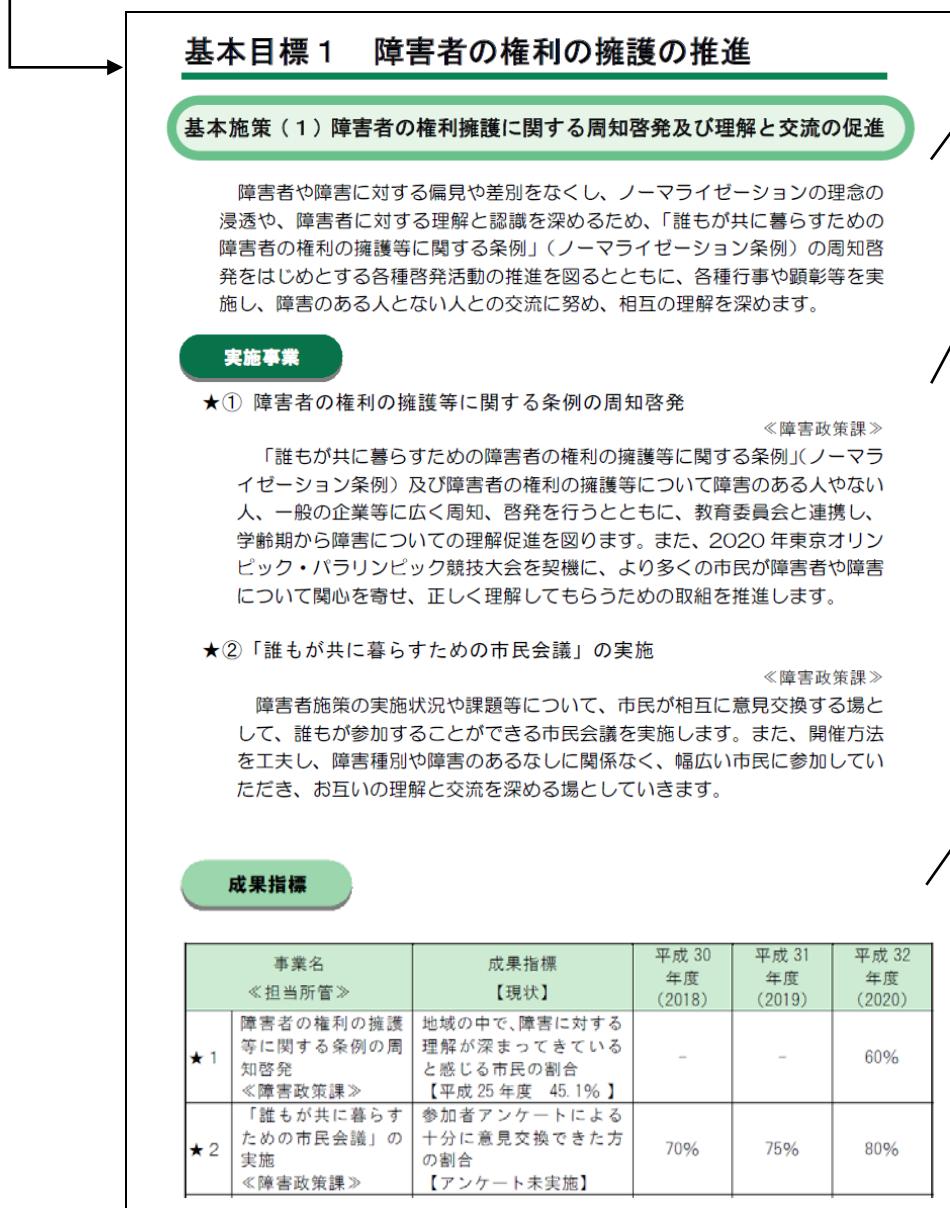
計画の内容

障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画が一体的に策定される計画に含まれる内容について、「さいたま市障害者総合支援計画（2018～2020）」を例に図 2-5 に示す。計画の枠組みは、どの自治体でも大体同じであるが、方針や目標設定、分野の分け方（各論）は様々である。

¹¹ 例えば、相模原市の障害福祉計画等策定基礎調査では、一般市民 900 人（有効回答数 442 人）を対象にアンケート調査が実施されている [156]。

第1章 総論 1. 計画の概要 (計画策定の趣旨、位置付け、障害者施策の推進体制) 2. 前期計画の進捗状況 3. 障害者（児）をめぐる状況 4. 障害者福祉の動向 5. 計画の基本的枠組み (基本方針・基本目標・計画の体系) 第2章 各論 (4つの基本目標それぞれの基本施策と基本施策に応じた事業の説明)	第3章 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画 1. 数値目標（国の基本指針に基づく市の目標） (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (2) 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築 (3) 地域生活支援拠点等の整備 (4) 福祉施設から一般就労への移行等 (5) 障害児支援の提供体制の整備等 2. 各障害福祉サービスの見込量と確保方策
--	--

出所： [5]を基に KRC 作成



出所： [5]を基に KRC 作成

施策の内容が説明されている

施策に関連する事業の内容と担当部局が示されている

各事業に対し、年度ごとの成果指標が示されている

出所： [5] p61, p63 より抜粋

図 2-5 「さいたま市障害者総合支援計画（2018～2020）」に含まれる内容

2) 実行 (Do)

策定された計画に基づき、目標の達成に向け、担当部局は予算確保を行い、各事業を実行する。

なお、計画の策定は次年度の予算要求と並行して行われるため、計画に盛り込みたい新規事業については、予算要求に含めて調整が図られる。ここで予算として認められない場合には、計画の内容を再検討することになる。

3) 評価 (Check)

計画に示された指標に基づき、毎年度、各事業の進捗を確認し、評価を行う。

さいたま市においては、図 2-5 に示したとおり、計画の各事業には成果指標として具体的な数値目標や取組内容が掲げられている。その実績については、各年度の終了後に、市が内部評価を行い、障害者政策委員会に報告をすることになっている [15]。

図 2-6 はさいたま市「障害者総合支援計画（2018～2020）平成 30 年度達成状況報告書（案）」の一部抜粋である。各事業の成果指標に対する当該年度の目標、実績、総合評価、及び取組内容が示されている。

重 点	事業番号	2	事業名	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施【障害政策課】		
	成果指標			目標	実績	総合評価
参加者アンケートによる十分に意見交換できた方の割合【アンケート未実施】	平成 30 年度	70%	89.7%	A		
	令和元年度	75%				
	令和 2 年度	80%				
平成 30 年度の取組み内容				平成 30 年度の評価理由		
障害者施策の実施状況や課題等について、市民が相互に意見交換する場として、平成 30 年 6 月、12 月、平成 31 年 3 月の 3 回にわたり、市民会議を開催しました。開催に当たっては、実施時間や開催場所を、開催回によって変えるなど、様々な方が参加しやすいよう工夫しました。 また、各回ごとにテーマを絞ることで、多くの方からご意見をいただき、障害者福祉における現状と課題を把握することができました。 会議後にはアンケート調査を実施し、参加者の意見を収集しました。				平成 30 年度の目標数値である、参加者アンケートによる十分に意見交換できた方の割合 70%に対し、89.7% であったことから、A 評価としました。		

出所： [15] p9 より抜粋

図 2-6 さいたま市における年度ごとの事業評価のイメージ

4) 改善 (Act)

評価の結果に基づき、施策の見直しや新規施策の計画の検討等を行う。その際には、障害者施策推進協議会や自立支援協議会でも審議を諮り、意見を聴取する。

(2) 協力での活用方法と留意点

技術協力プロジェクトを想定した場合、国、または州・県・市等の行政区画レベルの行政職員を対象に、障害者計画の PDCA サイクルによる施策の推進に係る技術移転を行うことが可能である。実行可能な計画策定とするためには、障害者福祉施策の実行に関する行政組織の仕組みと予算の流れ、また行政区画ごとの権限について十分な情報収集を行い、整理した上で取り組むことが重要である。開発途上国において、障害者福祉に関する事業の実施は、行政区画ごとに設置される

国の所管省庁の出先機関が行う場合もあれば、州や県行政に予算を配分し実施している場合もある。また、州や市が独自予算を持っており、それらを活用することも想定される。

また、障害者計画策定から実施、モニタリングに関わる施策の推進体制を、日本の取り組みを参考に検討することは有効である。障害者福祉の担当部局だけではなく、保健や教育、雇用など、分野横断的に全体で取り組めるような体制の検討が求められる。日本と同様、多くの開発途上国において行政は縦割りで運営されており、部局間の協働は容易ではないことが予想される。しがつて、始めはトップダウンで進めるよう首長の巻き込みを図る等の工夫が必要である。

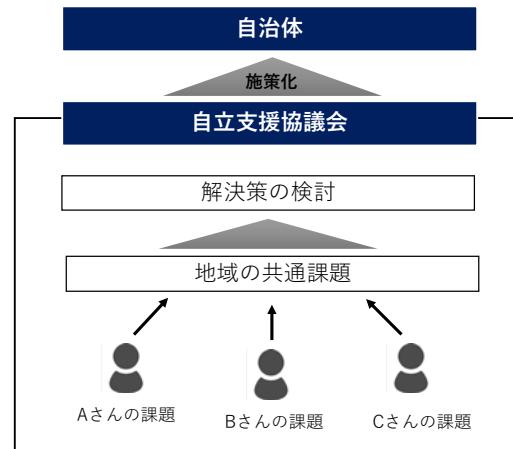
2.2.2 取り組み：当事者の個別ニーズに基づく施策の形成（自立支援協議会の機能と役割）

（1）概要

自立支援協議会は、障害者の地域生活支援体制の整備に関する中核的な役割を果たす協議の場として、2006年施行の障害者自立支援法において設置が提示され、2012年に法定化された。以降、多くの都道府県・市町村でその設置が進んでいる。

障害者が障害のない人と同様に、地域で普通の生活をおくるためにには、地域にある様々な社会資源を結び付け、また必要な資源を開拓し、関係者のネットワークによる支援体制を構築する必要がある。また、障害者が地域生活をおくる中で生じる困難や課題を特定し、それらへの解決を地域で図る営みが重要である。これらの機能を担うのが自立支援協議会である。

図2-7に示すとおり、自立支援協議会の特徴は、障害当事者の個々のニーズに基づき地域の共通課題を見出し、その解決策を検討することにある。当事者のニーズを起点として、自立支援協議会で必要な方策を検討し、それが行政につながることで施策化される仕組みとなっている。また、政策への障害当事者の意見を反映させる仕組みであるとも言える。



出所：[7]を基にKRC作成

図 2-7 自立支援協議会の機能

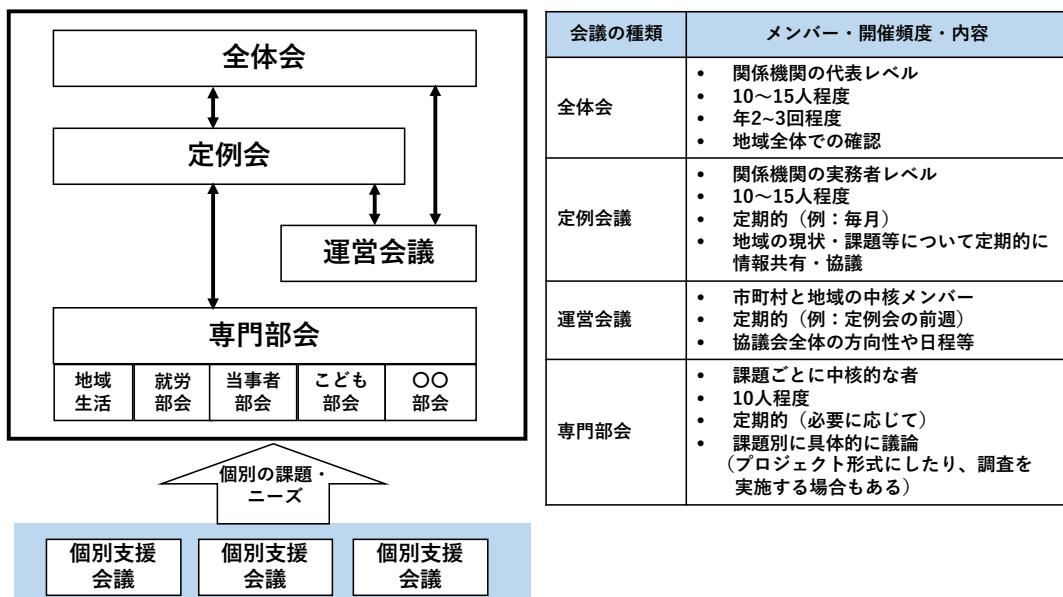
以下に、自立支援協議会の組織体制等について説明する。なお、自立支援協議会の設置運営については「自立支援協議会の運営マニュアル」[7]に詳述されている。

1) 自立支援協議会の運営体制

自立支援協議会の代表的な運営体制は、図2-8のとおりである。個別支援会議は特定のAさんの支援について協議する場であり、相談支援専門員¹²（または市町村）が幅広い関係者を招集し開

¹² 2006年施行の障害者自立支援法により、相談支援事業が市町村の必須事業となり、障害者の地域生活の支援をコーディネートする機能を担うものとして、相談支援専門員が配置された。基幹相談支援センターや相談支援事業所、市町村等で従事する。

催される。自立支援協議会は、この個別支援会議を基盤とし、全体会、定例会、運営会議、専門部会を置く重層的な仕組みとなっている。実務者が集まる定例会では、個別支援会議で抽出された課題を協議し、施策化に向け地域の課題として積み上げる。また、課題別に設けられる専門部会において、課題を掘り下げ具体的な解決策を協議したり、解決策として新たな取り組みを試行する。地域の代表者をメンバーとする全体会では、全体の活動の確認や意思決定を行い、運営会議は、事務局として全体の運営と方向性を検討し各会議の調整を行う [7]。



出所：[7]を基に KRC 作成

図 2-8 自立支援協議会の運営体制

2) 運営方法

市町村単独または複数市町村による設置、市町村による直接運営、民間事業所（例えば基幹相談支援センター¹³⁾への運営委託など、地域の実情に応じた運営が可能とされている [16]。

3) 予算措置

自治体により計上されている自立支援協議会の関連予算は様々である。運営費として、委員の旅費や研修実施のための講師謝金、手話通訳や要約筆記に係る経費等が計上されている。委員への報酬については、関係機関の場合は本来業務の一部であるという認識に基づき無報酬であることがほとんどである。

(2) 事例

1) 自立支援協議会専門部会によるユニークな取り組み（埼玉県東松山市）

埼玉県東松山市は、長年にわたり、行政・障害者関係団体・事業所が一丸となり、障害者の地域生活支援体制の充実に取り組んでいる。同市で自立支援協議会が設立されたのは 2007 年である。「まちづくりとしての福祉」を推進するための協議会と位置づけ、障害福祉に特化した関係者だ

¹³⁾ 地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う機関。

けではなく、一般の社会資源（例えば商工会、消防、自治会等）に関わる人々の巻き込みを設立当初より図ってきた。東松山市の自立支援協議会は、専門部会の下、これまで様々な特色あるプロジェクトを実施している。以下に一部の取り組みを挙げる（東松山市ホームページ「東松山市地域自立支援協議会」[17]を参照）。

障害のある子どもの放課後及び長期休業期間の居場所検討プロジェクト

障害のある子どもが放課後や長期休業中でも居られる場所の検討や障害のある子どもを対象とした長期休業期間中のレクリエーションイベントの企画・運営。

重症心身障害児・者の生活を支えるプロジェクト

重症心身障害者の自己決定に基づく地域生活支援を検討するために、他市の見学、事業所への調査、当事者からのヒアリング等を実施。またモデルとなる当事者を選定し、支援のあり方を具体的に検討。同プロジェクトは報告書「重い心身障害のある人々の地域生活をともに創る」に取りまとめられている。

<http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/41/tomonitukuru.pdf>

ひがしまつやまお出かけマップ

重い障害を持った方でも利用できる施設や店舗の情報を当事者たちが現地を取材して冊子を作成。

<http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/40/odekakemapall.pdf>

2) 当事者部会設置の取り組み（大阪府堺市）

障害当事者の参画を推進するため、専門部会の一つに「当事者部会」を設置している自治体も増えている。

大阪府堺市では全国に先駆けて2008年に当事者部会が設置された。身体・難病・知的・精神障害の当事者10~15名が委員として活動している。市の障害施策推進課が事務局を、堺市総合相談情報センターが事務局補助を担っており、当事者部会から出される意見を行政職員が隨時把握できる体制となっている。毎月会議が開催され、当事者委員が提案する様々なテーマ（例えば、地域の障害理解、防災など）について協議がなされている。また、例年、当事者部会委員以外の地域の当事者との交流を図る「当事者交流会」が開催されている。2019年10月開催の当事者交流会のテーマは「堺のまちは暮らしやすいですか？～私らしく生きるための課題と希望～」である[18]。

3) 協力での活用方法と留意点

日本の自立支援協議会の取り組みは、障害者が地域で生活する上の困難やニーズを起点に施策形成を図る仕組みである。開発途上国においては、障害者権利条約で掲げられている理念と障害者の生活実態がかけ離れている現状がある。同条約に示されている障害者の権利の実現を具現化する方策として、自立支援協議会の仕組みを活用したボトムアップの地域生活支援体制の構築と施策形成の取り組みが有効であると考えられる。

地域社会の資源の活用や障害者を生活者として包括的に捉える視点等、自立支援協議会の基にある考え方とは、地域に根差したリハビリテーション（Community-Based Rehabilitation : CBR）または地域社会に根差したインクルーシブな開発（Community-Based Inclusive Development : CBID）と共通する部分が多い。したがって、CBR/CBID プロジェクトの一つのコンポーネントとして自立支援協議会の導入を検討することも可能である。または、自立支援協議会の仕組みを CBR/CBID プロジェクトの実施体制に取り入れることもできる。その際には、障害者に関する機関や人だけではなく、例えば企業や防災組織など、障害者の生活に関わる一般の機関の参画も視野に入れる必要がある。

留意点としては、個々のニーズを地域の課題に普遍化し、それへの対応の施策化を進めるためには行政の関与が必須である。したがって、自立支援協議会の仕組みを行政の取り組みとして位置付けることが重要である。また、日本において委員報酬はない場合が多いが、開発途上国では無報酬での活発な参加が難しいことが想定される。委員報酬の予算化や通常業務の一部に規定すること等の工夫が必要である。関連し、自立支援協議会を活性化するためには、委員自身が参画しているという実感が持てるような仕掛けが肝要である¹⁴。委員からの問題提起を出発点とした議論や、委員全員で家庭訪問を行い地域に住む障害者の生活実態を知るような取り組み等の工夫が求められる。

¹⁴ 埼玉大学 准教授 宗澤忠雄氏へのヒアリングより。

2.2.3 取り組み：障害を理由とする差別の解消の推進に関する取り組み

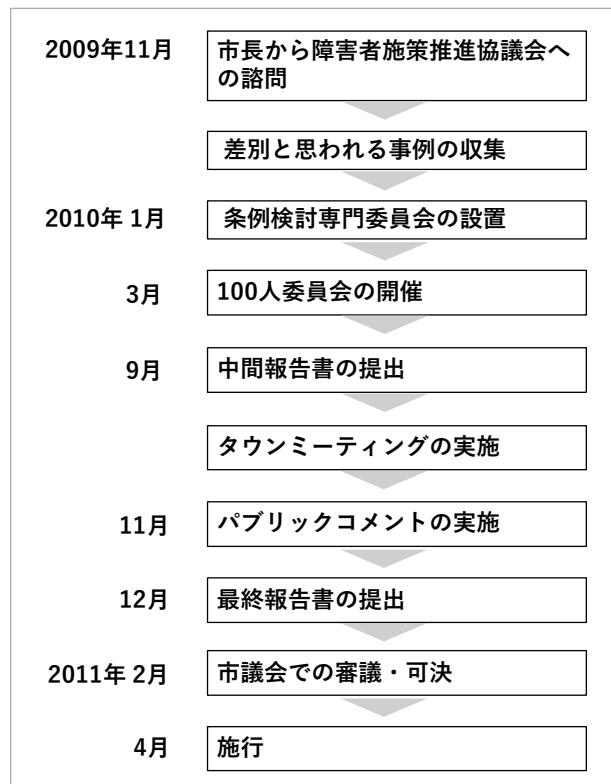
日本では、自治体レベルにおいて障害を理由とする差別の解消の推進に関する様々な取り組みが行われている。ここでは、千葉県、北海道に次いで、また政令指定都市では全国で初めて、障害者差別解消に関する条例を制定したさいたま市に焦点をあて、障害を理由とする差別の解消の推進に関する取り組みについて述べる。なお、さいたま市の同条例に関する取り組み等については、「さいたま市ノーマライゼーション条例 Web」に様々な情報が掲載されている。

(1) 概要（埼玉県さいたま市）

1) 条例制定までのプロセス

さいたま市における障害者差別解消条例の制定に向けた動きは、清水勇人市長（現職）のマニフェストを基にした「しあわせ倍増プラン 2009」の中で同条例制定に向けて取り組むことが示されたことから始まった。2009年11月に市長から障害者施策推進協議会（現在は障害者政策委員会）に対し、条例に関する諮問が行われ、検討が開始された。

条例制定に向けた最初の取り組みとして、差別と思われる事例の収集が行われた。障害者を取り巻く状況や障害者への差別の実態を把握し、条例づくりに生かすことが目的であった。計 521 件の事例が寄せられ、これは「障害者差別と思われる事例集」としてまとめられている [19]。



出所：[20]を基に KRC 作成

図 2-9 さいたま市における条例策定のプロセス

2010年1月には、条例づくりに関し集中的に調査・審議を行う「条例検討専門委員会」が障害者施策推進協議会の下に設置された。

委員は学識経験者、医療・法律・商工の専門家、福祉事業者、当事者及び当事者の家族から計 12 名選出され、条例制定まで計 10 回開催された。また、条例検討専門委員会では、差別解消・権利保障に向けた課題を明らかにするために、公共交通機関やタクシーカンパニー、商工会議所、小学校などに対しヒアリング調査も実施している。

また、当事者を含む公募で選定された市民が集まり、意見を出し合うための「条例について話し合う 100 人委員会」が同年 3 月に設置された（100 人とは定数ではなく、「多くの」という意味）。これは、当事者・市民を条例づくりの主役と捉え、条約作りのプロセスへの参画を図る取り組み

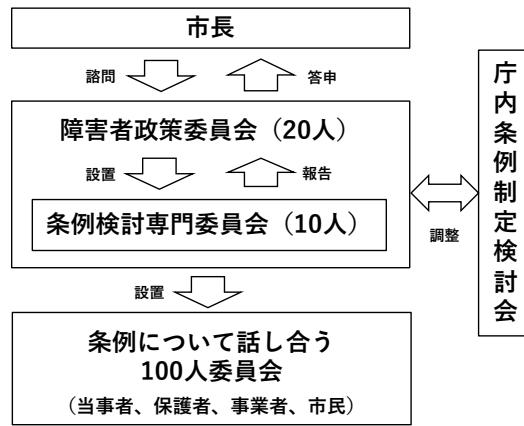
であり、同市の条例制定における特徴の一つであると言える。条例制定までの間に、計 11 回開催され、延べ 727 人が参加した。

条例検討専門委員会や 100 人委員会等での議論に基づき、同年 9 月には条例案を含む中間報告が提出された。その後、市長と市民が直接対話をするタウンミーティング（計 10 回開催）やパブリックコメントを通じた市民からの意見聴取を経て条例の最終案が完成し、障害者施策推進協議会から市長に最終報告が提出された。その後、市議会での審議を経て「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」が 2011 年 4 月に施行された。

2) 条例の検討体制

条例の検討体制を図 2-10 に示す。

府内においては関係部局が参加する「府内条例制定検討会」が設置され、全庁で検討する体制が採られた。また、上述のとおり、当事者や保護者、市民が広く参加する「条例について話し合う 100 人委員会」を設置し、そこで出される意見を条例検討専門委員会が随時検討し、条例に反映する仕組みとなっている。このように、条例制定のプロセスに当事者・市民の参画を図る取り組みが行われた。



出所： [157]を基に KRC 作成

図 2-10 さいたま市における条例制定の検討体制

3) 条例の概要

同条例は、障害の有無にかかわらず、市民が「基本的人権の主体として、尊厳をもって、未来にわたって、安心して地域で生活できる社会の実現を目指し」 [21] 制定された。障害者権利条約で示された合理的配慮の理念を具体化する形で差別を定義し、その差別を解消するための仕組みを整備している。加えて、虐待についても定義し、障害者虐待に対する体制の整備も規定された。

差別に関する個別事案解決の仕組みとして、さいたま市は市長が主体として、【調査～助言及びあっせん～勧告～公表】することができる仕組みとしている¹⁵。

4) 条例の実効性の確保

条例に基づき、障害者総合支援計画を策定し、条例を推進するための施策や事業を行っている。さいたま市では、条例の実効性を確保するため、また条例の理念に基づいた施策を推進するために、市民と行政の協働を核とした障害者福祉施策推進体制を整えている。図 2-11 は、障害者総合支援計画の中で示されている推進体制である。障害者総合支援計画の審議及び進行管理などを行う「障害者政策委員会」、障害者施策について市民が相互に意見交換を行う「誰もが共に暮らす

¹⁵ 自治体における相談・事案解決のための体制は様々である。各自治体の体制については「平成 29 年度障害を理由とする差別の解消の推進に関する国外及び国内地域における取組状況の実態調査報告書」 [11] にまとめられている。

ための市民会議」、計画の実施主体であるさいたま市の3つの主体が、相互に連携して施策を推進する体制となっている。

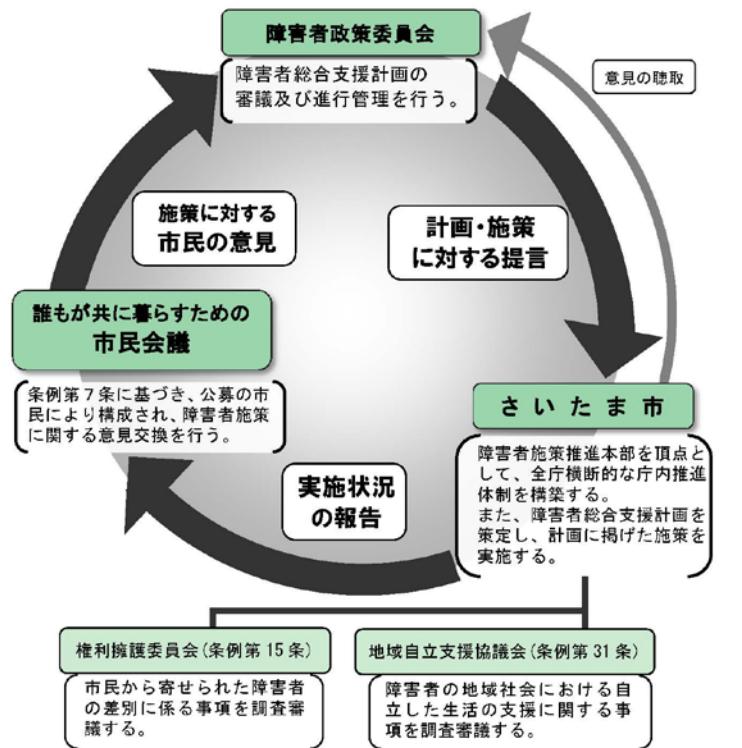


図 2-11 さいたま市の障害者福祉施策推進体制

府内体制としては、市長を本部長とする「障害者施策推進本部」を設置して、全府での取り組みを強化している。定期的に会議を開催し、障害者総合支援計画の進捗管理等について協議を行っている。市は計画に掲げられた施策を実施するとともに、その実施状況を市民会議に報告する。府外体制では、障害者政策委員会（旧障害者施策推進協議会）が中心となり、施策に対する市民の意見や自立支援協議会から出される提案を受けて、市に提言を行う。

なお、「誰もが共に暮らすための市民会議」は、上述の条例制定のプロセスにおいて設置された「条例について話し合う 100 人委員会」が名称を変え継続実施されているものであり、さいたま市における市民と行政の協働による障害者福祉施策の推進の重要な一翼を担っている。

5) 条例推進の取り組み

さいたま市では、条例推進のため、理解促進等を図る様々な取り組みが行われている。以下に代表的な取り組みを挙げる。

- 条例を小学生にもわかりやすく説明した簡明版冊子の作成
<https://www.city.saitama.jp/002/003/004/001/003/p030697.html>
- 障害者への合理的配慮の提供に要する費用の一部を補助（コミュニケーションツール作成費として2分の1を補助・上限2万5千円、物品購入費として2分の1を補助、上限5万円）<https://www.city.saitama.jp/002/003/004/001/003/p065939.html>

- J リーグチームとのタイアップによる周知活動や手話応援の実施
<https://www.city.saitama.jp/002/003/004/001/003/p065575.html>

(2) その他自治体における障害を理由とする差別の解消の推進に関する取り組み

内閣府「平成 28 年度障害を理由とする差別の解消の推進に関する国外及び国内地域における取組状況の実態調査報告書」（7. 国内各地域における取り組み事例）[22]を参考に、自治体規模が異なる幾つかの取組事例を表 2-3 に挙げる。

表 2-3 自治体における障害を理由とする差別の解消の推進に関する取り組み

自治体名	取り組み
北海道新得町 (人口約 6,500 人)	<ul style="list-style-type: none">• 2014 年 4 月に、ろう者とともに生きるまちづくりを進めることを目的に「手話に関する基本条例」を制定。町内に聴覚障害者の施設が設立された経緯から、全国比 80 倍の聴覚障害者が生活している。• 2015 年に「新得障がい者条例」が制定され、自立支援協議会内に「暮らしづらさ解消委員会」を設置。ここが障害者差別事案の調査・調整・提言を行う。
長野県上小国域 (成市町・上田市・東御市・長和町・青木村、人口約 20 万人)	<ul style="list-style-type: none">• 圏域レベルでの相談支援体制を構築。• 障害者差別に関する相談は、従来から虐待防止法の窓口を担っていた市町村の窓口が受付。ただし、市町村ごとでは解決できないものについて圏域に上げる。また、圏域で共通の受付票等を協議会で作成し、共有。
福岡県北九州市 (人口約 97 万人)	<ul style="list-style-type: none">• 北九州市には市内 41 の障害者団体及びボランティア団体などで組織された、北九州市障害福祉団体連絡協議会がある。市は同協議会と対等なパートナーシップ関係の下で、まちづくりをすすめている。バリアフリー点検活動等。• 2016 年に障害者差別解消支援地域協議会を設置。障害者の社会参加促進の観点から、同協議会には地元のモノレール運営会社や航空会社も参加している。

出所： [22]を基に KRC 作成

(3) 協力での活用方法と留意点

さいたま市の取り組みでは、条例をつくるプロセスを通じて、関係者の連携が図られ、図 2-11 に示した施策の推進体制を始めとして、インクルーシブな地域づくりを進める土台が形成されている。障害のある市民が直面する差別の実態を知ることから始まり、それを基に障害者が安心して暮らせる地域社会をどのように創るのかという検討を通じて、地域づくりのビジョンが関係者に共有されていった。また、ビジョンを具体化するための方策や体制の整備も条例に盛り込まれており、条例に基づいて計画が作られ、施策が実行されている。

こうした取り組みは、障害者権利条約の具現化の方策として、開発途上国での応用が検討できる。例えば、技術協力プロジェクトとして、モデル地域（県や市）を選び、条例制定のプロセスを通じてインクルーシブな地域づくりの体制と条例実行の仕組みを整えるような活動が想定できる。

特に、さいたま市の市民会議設置の取り組みは、当事者を含む市民と行政が協働し地域づくりを行うための仕組みである。障害当事者の意見を施策に反映させることの重要性は、障害者権利条

約で謳われているが、その方策は、障害当事者団体による運動や代表者による国レベルの施策形成への参画が一般的である。その中で、市民会議は下（市民）から上（行政）に障害当事者の声を上げていく仕組みとして、開発途上国での活用が有効である。

2.3 国内リソース一覧

障害者福祉施策の推進に関連する活用可能な国内リソースを表2-4にまとめる。

表 2-4 障害者福祉施策の推進に関連する活用可能な国内リソース一覧

リソース	内容
自治体	
地方自治体における障害者福祉施策の推進については、各自治体が知見を有する。障害当事者の積極的な参画を図っている自治体、行政主導で先駆的な取り組みを行っている自治体等、それぞれ特色がある。障害者福祉を所管している部署が担当窓口である。	
埼玉県さいたま市	全国に先駆けて障害者差別解消条例を制定。当事者・市民と行政との協働を核とした体制で、障害者福祉施策を推進している。
埼玉県東松山市	市長・行政・支援関係者が一丸となり、障害者の地域生活支援体制の充実に取り組んできた。自立支援協議会で特色ある活動を展開している。
大阪府堺市	自立支援協議会の専門部会の一つとして当事者部会を設置し、活発な活動を展開している。
北海道新得町	全国比80倍の聴覚障害者が生活しており、地域共生の様々な取り組みが行われている。2014年に「手話に関する基本条例」を制定。
長野県上小国域	長年にわたり行政と支援関係者が協働し、障害者の地域生活支援体制の充実に取り組んでいる。
福岡県北九州市	障害者団体と行政が対等なパートナーシップ関係の下で、まちづくりに取り組んでいる。
有識者	
上智社会福祉専門学校 (元上智大学社会福祉学科教授) 大塚晃 氏	厚生労働省専門官や各種審議会の会長・委員を務め、国の施策づくりに携わった経験を有する。品川区や国分寺市において自立支援協議会の会長を務める。
埼玉大学教育学部特別支援教育講座 准教授 宗澤忠雄 氏	さいたま市において障害者政策委員会会長等を歴任し、同市の障害者福祉施策の推進に長年にわたり取り組んでいる。
マニュアル・文献等	
厚生労働省「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル」(2014年)[14]	障害福祉計画策定に関する一連のプロセスが詳述されている。また、参考資料としてアンケート調査票のひな形が添付されている。
自立支援協議会の運営マニュアル[7]	自立支援協議会の機能や会議の進め方などが詳細に説明されている。
障害者条例を必要としているあなたへーたったひとつから全国のまち[9]	日本で初めて障害者差別解消条例を制定した千葉県の取り組みの経緯や条例制定で議論になった論点が詳細に記載されている。

出所：KRC作成

第3章 調査結果「インクルーシブ防災」

3.1 同分野に関する国際動向

3.1.1 国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）における「障害インクルーシブな災害リスク軽減及び災害対応」

国際社会で障害者を排除しない防災に関する取り組みが積極的に検討されたのは、2012年11月の「アジア太平洋障害者の10年（2013-2022）に関する閣僚宣言」及び「アジア太平洋障害者の『権利を実現する』インチョン戦略」においてであった [23]。

閣僚宣言では、「過去30年間でもっと多くの自然災害が発生しているアジア太平洋地域において、障害者が災害の被害を受ける度合いが不均衡に高いことに深刻な懸念とともに留意」 [24] することが表明された。

インチョン戦略¹⁶は、10の目標、27のターゲット、62の指標から成り立っている。目標7が「障害インクルーシブな災害リスク軽減及び災害対応を保障すること」であり、ターゲットと指標は表3-1のとおりである。

表3-1 インチョン戦略目標7とそのターゲット及び指標

■ 目標7
障害インクルーシブな災害リスク軽減及び災害対応を保障すること
■ ターゲット7.A
障害インクルーシブな災害リスク削減計画を強化する
■ ターゲット7.B
災害への対応にあたり、障害者に対して速やかに、かつ適切な支援を提供する対策の実施を強化する
■ 進捗状況を確認するための指標
【主要な指標】
7.1 障害インクルーシブな災害リスク削減計画の有無
7.2 関連するすべてのサービス担当職員を対象とする、障害インクルーシブな訓練の有無
7.3 アクセシブルな避難所及び災害救援所の割合
【補助指標】
7.4 災害で死亡したまたは重傷を負った障害者の数
7.5 被災した障害者を支援する能力がある心理的・社会的支援サービス担当職員の有無
7.6 災害のために準備され災害に対応できる、障害者のための支援機器及び支援技術の有無

出所：[24]を基にKRC作成

¹⁶ <https://www.unescap.org/resources/incheon-strategy-%E2%80%9Cmake-right-real%E2%80%9D-persons-disabilities-asia-and-pacific> 日本語訳は、https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/twg/escap/incheon_strategy121123_j.html

ESCAPは、災害時における要配慮者対策を世界に広く普及すべく、ウェブ上で閲覧・研鑽が可能な「e-ラーニング教材」[25]を開発し、「障害・すべての人のためのインクルーシブ防災 国際フォーラム 2018」で紹介した [26]。

3.1.2 国連防災会議での議論と仙台防災枠組におけるインクルーシブ防災

インクルーシブ防災の考え方は、2015年3月に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議¹⁷でも取り上げられた。関連フォーラムやセッションの中で、障害インクルーシブな防災に関する議論が行われ¹⁸、2015年から2030年までの国際的防災指針である「仙台防災枠組 2015-2030」が取りまとめられた。

仙台防災枠組では、障害者及び障害者団体がステークホルダーとして明確に位置づけられた。「障害者及び障害者団体は、特に、ユニバーサルデザインの原則に沿った災害リスク評価や、具体的な要件に適合する計画の立案及び実施において重要である」（パラグラフ 36.(a)(iii)）と明記されている。

各国は、仙台防災枠組に沿った取り組みを進めており、JICAも、これを基に支援を各国に対して行っている¹⁹。

3.2 同分野に関する日本の政策

3.2.1 災害対策基本法

日本では、災害対策基本法（1961年制定）が、防災に関する基本的な事項を定めており、防災に関する責務を明確化している。国、都道府県、市町村、指定公共機関は、防災に関する計画の作成・実施、相互協力等の責務があり、住民は、自らの災害への備え、自発的な防災活動への参加等に努める責務がある。特に市町村は、避難の指示、警戒区域の設定など、市民生活に大きな影響がある責務を持っており、災害対応に重要な役割を果たしている。

災害対策基本法は、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」として、国及び自治体は、要配慮者に対する防災上必要な措置の実施に努めなければならないと定めている²⁰。

2013年6月の災害対策基本法の一部改正により、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が、市町村に義務付けられた。

¹⁷ 第3回国連防災世界会議（2015年3月14日～3月18日）の内容は、内閣府（防災担当）のウェブサイト <http://www.bousai.go.jp/kokusai/kaigi03/index.html> を参照。

¹⁸ 第3回国連防災世界会議の本会議及び関連事業における障害者関連の議論は、

https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/world/2015dp/wcdrr_indexjp/wcdrr_indexjp.html を参照。

¹⁹ JICA防災分野ポジションペーパー[159]参照。障害に関しても、「協力案件の形成、実施にあたっては、ジェンダー、障害者等、多様性の視点を含めた防災政策、計画、事業の立案、実施となるように留意する。」（P.7）と明記されている。

²⁰ 災害対策基本法第8条第2項15号。

3.2.2 防災計画の策定

災害対策基本法に基づき、国では、中央防災会議により、防災基本計画が策定されている。防災基本計画は、災害の種類に応じて講じるべき対策が容易に参照できるような構成となっており、災害予防・事前準備、災害応急対策、災害復旧・復興という災害対策の時間的順序に沿って記述されている。この計画に基づき、指定行政機関（国の各省庁）及び指定公共機関（電力会社、ガス会社、鉄道会社、道路会社、通信会社など）は防災業務計画²¹を、都道府県及び市町村は地域防災計画を作成している。都道府県及び市町村の地域防災計画は、それぞれの防災会議により、策定されている。防災会議は、様々な関係者の意見を聞く場となっているが、障害者又は障害者団体が、防災会議の委員となっていたり、防災計画策定に当たって意見聴取をされたりする機会は多くないのが現状である²²。

3.2.3 地区防災計画・自主防災組織

東日本大震災において、自助、共助及び公助が連動することによって大規模広域災害後の災害対策がうまく働くことが強く認識された。この教訓を踏まえて、2013年の災害対策基本法の改正では、自助及び共助に関する規定が追加された。地域における共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関して、地区防災計画制度が新たに創設された²³。

地区防災計画を規定する方法としては、①市町村防災会議が、地域における防災活動計画を地区防災計画として市町村地域防災計画に規定する場合、②地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して市町村防災会議に対して提案を行い（計画提案）、その提案を受けて市町村防災会議が、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める場合がある。計画提案の主体は、実際に防災活動を行う地区居住者のほか、自主防災組織の役員等が共同して計画提案を行うこともできる。地区防災計画は、地域の特性に応じた具体的な計画内容とすることが重要であるため、障害者や高齢者、乳幼児など、居住者の状況を把握した上で策定される必要がある。

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織である。災害対策基本法では、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第2条の2第2号）として、市町村がその充実に努めなければならないと規定されている。自主防災組織結成の主な手法としては、自治会等の既にある団体をベースとする場合が一般的であるが、既存の組織とは別

²¹ 指定行政機関の防災業務計画は、http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/gyomu_gyousei.html 指定公共機関の防災業務計画は、http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/gyomu_koukyou.html を参照。

²² 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会の全国自治体調査の結果（2017年）によると、地方防災会議に委員として参加していると回答した自治体が6.4%、地域防災計画の策定にあたって意見聴取を行ったと回答した自治体が6.0%（回答自治体数はいずれも516団体）となっている。

<https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/bf/201712/index.html>

²³ 地区防災計画の概要や作成ガイドライン、モデル地区の取り組み等に関しては、内閣府の次のサイトを参照。
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/index.html>

に、新たな組織として結成する手法もみられる²⁴。自主防災組織は、2019年4月1日現在で、全国1,741市町村のうち1,684市町村で167,158の自主防災組織が設置され、自主防災組織による活動カバー率は84.1%となっている²⁵。地域での防災訓練など平常時の取り組みや、災害発生時の対応は、自主防災組織を中心となって行われる。そのため、自主防災組織は、地域内の障害者等の要配慮者を考慮した活動を行うことが求められる。

また、地域では消防団が防災に関する活動を担っている。消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関である。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っている²⁶。

3.3 取り組み

国の防災基本計画では、災害対応は、予防、応急、復旧の各段階に関して規定されている。それぞれの段階での取り組みは、表3-2で示すものが挙げられる。これらすべての取り組みにおいて、障害者の視点を取り入れることが重要であることを強調しておく。

表3-2 災害対応に関する段階別の取り組み

予防	応急	復旧
<ul style="list-style-type: none">● 地域防災計画● 受援計画● 支援者のネットワーク形成● 災害に強いまちづくり● 防災思想の普及啓発● 防災教育・防災訓練● 業務継続計画（BCP）● 関係機関との連携● ボランティアとの連携● 消防団・自主防災組織の強化● 避難行動要支援者名簿の作成● 要配慮者支援計画● 地区防災計画・自主防災活動● 避難所運営体制整備● 要配慮者利用施設の避難確保計画作成● 被害想定・ハザードマップ作成	<ul style="list-style-type: none">● 防災情報の伝達● 避難勧告・指示● 避難支援● 避難所開設・設置運営● 被害規模の把握● 広域応援の要請● 物資の調達、供給● ボランティア受け入れ● 避難生活支援	<ul style="list-style-type: none">● 被災施設復旧● 災害廃棄物処理● 罹災証明発行● 生活再建等支援● 復興計画の作成

出所：KRC 作成

本報告書では、上記のうち、障害インクルーシブな観点から積極的に取り組まれ、かつ開発途上国において有用と思われるものを取り上げる。

²⁴ 自主防災組織の手引き（2017年3月消防庁作成）は、以下を参照。

https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/bousai_2904.pdf

²⁵ 令和元年版消防白書 <https://www.fdma.go.jp/publication/hakusho/r1/47787.html>

²⁶ 消防団については、以下を参照。<https://www.fdma.go.jp/relocation/syoboden/about/>

また「インクルーシブ防災」の取り組みとして近年注目を集めているのが、大分県別府市の取り組みであり、同志社大学の立木教授が中心となって支援を行っている。別府市では、障害者が取り残されないように、災害時の個別計画を策定し、障害当事者を含んだ避難訓練を実行し、地域活動を行っている。この別府市の取り組みを、一つの地域のモデルとして包括的に取り上げる。

3.3.1 取り組み：避難行動要支援者名簿の作成と活用

(1) 概要

2013年6月の災害対策基本法の改正により、市町村には、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。避難行動要支援者とは、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保のために特に支援を要する人のことである²⁷。

避難行動要支援者名簿には、①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、⑤電話番号その他の連絡先、⑥避難支援等を必要とする事由、⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に關し市町村長が必要と認める事項、を記載することになっている。

名簿は、2019年6月1日時点で、全1,741市町村のうち、98.9%の1,720市町村が作成済みである[27]。避難行動要支援者名簿に掲載する者や、平常時における名簿情報の提供先は、各市町村が独自に定める必要がある。

内閣府は、市町村が事務を行う際の参考として2013年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」[28]を作成し周知している。また、内閣府は、2017年3月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集」[29]を作成し周知している。その中で、住民自らが避難行動要支援者名簿への掲載を求められるような取り組み、本人同意を得るための取り組み、名簿の更新を効率的に行うための取り組みなど、名簿作成に關し市町村が参考にすることができる取り組みを紹介している。

(2) 事例

事例① 避難行動要支援者名簿のための取り組み

避難行動要支援者名簿へ掲載する者は、市町村が定めているが、身体障害者、介護認定を受けている者、知的障害者、精神障害者、難病患者など、市町村が把握している者に加えて、自ら掲載を希望した者や、自治会等が支援の必要を認めた者としている例がある。誰も取り残さない防災の取り組みを行うために、要支援者を把握するため、広報紙・ホームページ等の活用、住民全員への意向調査、訪問などによる取り組みが行われている。内閣府作成の事例集では、群馬県高崎市、大阪府阪南市、和歌山市などの具体例が掲載されている。

²⁷ 災害対策基本法49条の10。

また、名簿作成時における取り組みとして、北九州市では、身体的要件だけでなく、危険度の高い地域の住民を要支援者名簿に掲載することとしている。熊本県御船町では、集めた名簿情報を地図上に落とし込むことによって、管理しやすくし、実際の避難行動支援の際に迅速に対応できるように、システムによる管理を導入している。

事例② 平常時の名簿情報提供に関する本人同意を得るための取り組み

名簿情報を平常時から、本人の同意を得た上で、消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織をはじめとする避難支援等関係者に提供しておくことは、災害時に円滑かつ迅速に避難支援を行うために重要である。個人情報保護の意識が高まっていることから、市町村では本人の同意を得ることが難しいケースもあるが、郵送や個別訪問、定期的な調査や、窓口での対応時など、様々な工夫をこらして、本人同意を得るように努めている。

また、条例に特別の定めをすれば、本人の同意の有無にかかわらず、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することができる。山形県遊佐町や愛媛県八幡浜市では、条例を制定し、平常時から避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供している。宮城県七ヶ浜町、兵庫県明石市、三重県津市では、条例を制定し、本人から拒否の意思表示がない限り、平常時から自主防災組織や自治会等に名簿情報を提供している。

事例③ 名簿の更新を効率的に行うための取り組み

名簿の更新を効率的に行うために、住民基本台帳システムと連携させるなど、システムによる管理を行っている市町村が多い。しかし、単独の部局で、もしくは市町村のみで避難行動要支援者の情報を把握しきることは困難であるため、名簿を管理している部局だけでなく他部局の情報をを集められる体制を整えたり、避難支援等関係者や他団体から情報を得られる体制を整えたりする取り組みも見受けられる。高知県大豊町では、台帳ではわからない情報を得るために、社会福祉協議会、ケアマネージャー、自治会長などと連携して情報収集に努めている。鳥取県若桜町では、役場職員が年1回、町内全戸訪問を実施し、避難支援を求める人への確実な調査を行っている。

(3) 協力での活用方法と留意点

名簿を作成し管理するためには、システムを活用することが効率的であるが、名簿から抜け落ちてしまう人がないようにするために、きめ細やかな取り組みも必要である。また、名簿を作成するだけで終わりになることがないように、名簿の意義を理解してもらうための啓発活動は不可欠である。

各国では、そもそも住民登録などの情報がない可能性が高いので、既存の名簿などを活用して要支援者の名簿を作成することは困難であると考えられる。一方、要支援者の名簿を作成すれば、他の行政サービス提供にも活用する可能性が考えられる。

3.3.2 取り組み：個別支援計画の作成

(1) 概要

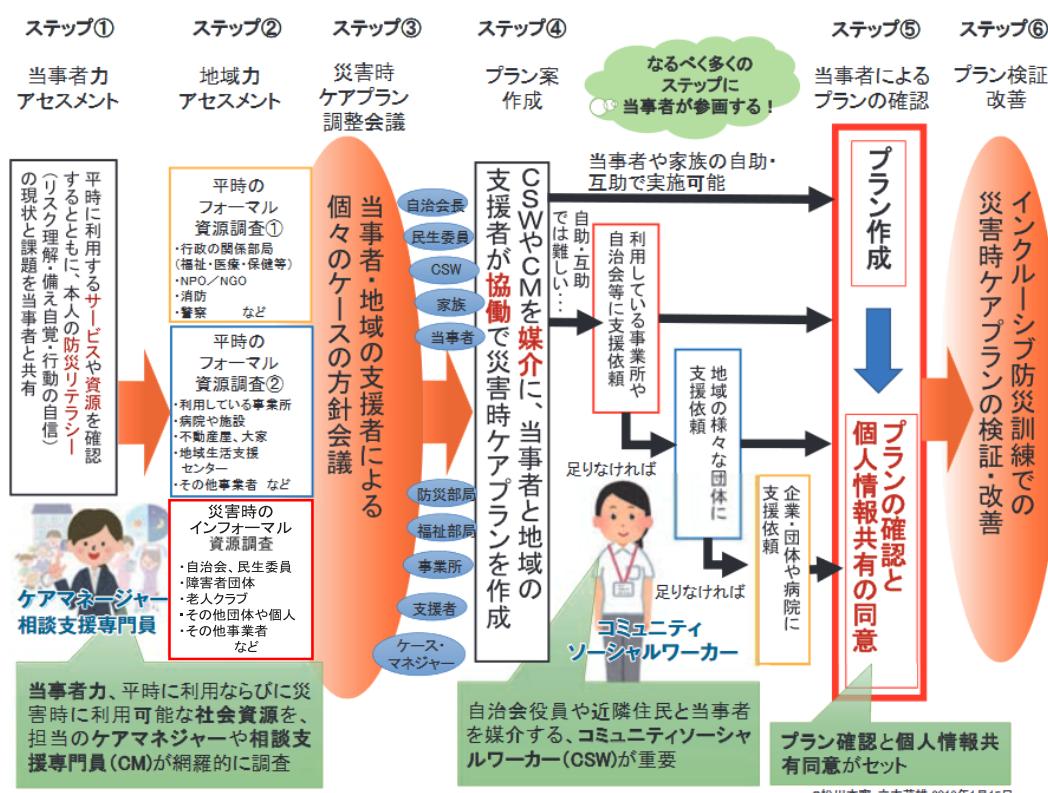
災害対策基本法には規定はないが、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針では、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村又はコーディネーター（民生委員等）が中心となって、避難行動要支援者と打ち合わせ、具体的な避難方法等についての個別計画を策定することが求められている。

ガイドラインでは、具体的な支援方法に関する調整を行うことや、避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチングについて記載されている。具体的な取り組み事例は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集」に記載されている。

(2) 事例

事例① 大分県別府市

別府市では、市民団体からの呼びかけに応じて、当事者・市民団体・事業者・地域・行政の5者協働による災害時の個別支援計画づくりを始めた[30]。作成のフローチャートは、図3-1のとおりである。



出所: [30]より抜粋

図3-1 別府版災害時ケアプラン作成フローチャート

個別支援計画づくりの基本は、災害時の要配慮者対応と平時の障害福祉サービスを継ぎ目なく連結させることにある。そのため、具体的な個別計画の策定は、普段から利用者の個別支援計画を策定している相談支援専門員が担当する。相談支援専門員は防災に関する教育や訓練を受けていないので、防災の専門知識や技術を深めてもらうことが重要となる [31]。

第1ステップで行われる、「当事者力」（災害時に向けて高めるべき当事者の能力）のアセスメント（評価）には、国立障害者リハビリテーションセンター研究所福祉機器開発室が作成した「自分でつくる安心防災帳」 [32]が活用されている。

住んでいる場所や地域の資源などの確認（第2ステップ）、地域の人たちとの調整会議（第3ステップ）を受けて、災害時ケアプラン案を作成する（第4ステップ）。第5ステップでは、災害時ケアプランを文書化し、当事者の側で務めるべき内容（災害リスクの理解、必要な備え、ときとにとるべき行動）の確認と、自身の情報を平常時から地域住民と共有することへの同意を署名して示す。そして、第6ステップとして、障害当事者も参加する訓練で災害時ケアプランを検証し、プランの改善を行っていく。実際に災害が発生した時には、周りにどのような人がいるのかは分からぬため、近くにいる住民同士が支え合って避難行動を取ることになる。したがって、これらのステップの中で、できるだけ多くの地域住民に障害当事者のことを知ってもらうことが重要である。

別府市では日本財団の助成を受けて2016年度から3年間、「別府市における障害者インクルーシブ防災」事業を実施し、「誰もが安心して安全に暮らせる災害時要援護者の仕組みづくり」を行った。この事業はモデル事業として実施され、個別支援計画を作成し検証まで行ったのは9人である。助成事業終了後は、取り組みが全市的に展開していくように活動が継続されている²⁸。なお、別府市の取り組みは、第23回防災まちづくり大賞（日本防火・防災協会長賞）を受賞した。

事例② 兵庫県

兵庫県では、高齢者や障害者等、避難時に特別な支援を要する災害時要援護者（要配慮者）に対する支援体制を構築するため、2018年度事業として、播磨町（障害分野）と丹波篠山市（介護分野）とともに、モデル事業に取り組んだ [33] [34]。このモデル事業は、ケアマネージャーや相談支援専門員が平常時のサービス等利用計画（介護保険、障害福祉サービス）を作成する際に、地域（自主防災組織や自治会等）とともに、避難のための個別支援計画（災害時のケアプラン）を作成するというものである。このモデル事業も、同志社大学立木教授の助言を得て実施された。

地域とともに個別支援計画（災害時ケアプラン）を作成するにあたり、ケアマネージャーや相談支援専門員が防災に関する知識を持つことが欠かせない。そのため、兵庫県社会福祉士会、人と防災未来センターと連携しながら、福祉専門職に対する防災力向上研修が実施された。災害時の

²⁸ 別府市の人口は、116,585人（2020年1月31日現在住民基本台帳人口）、2017年度末の身体障害者・知的障害者・精神障害者の総数は8,803人、要介護・要支援認定者数は6,453人 [164]。

避難支援は、地域が一丸となって取り組む必要があるため、モデル地区住民（自主防災組織等）を対象とする福祉理解研修が実施された。

兵庫県のモデル事業でも、障害者の当事者力をアセスメントするために「自分でつくる安心防災帳」 [32]が活用された。

また、兵庫県では、上記のモデル事業以外にも、「兵庫県災害時要援護者支援取組事例集」 [35]を作成している。

(3) 協力での活用方法と留意点

個別支援計画の作成には、障害者ことを知る福祉専門職が携わることが必要であるが、防災に関する知識も不可欠である。また、支援者となりうる地域住民の関与も欠かせない。開発協力での活用に際しては、コミュニティ活動が活発に行われている国や地域であれば、この取り組みがそのまま活用できる可能性はある。一方で、障害者配慮に関する専門的な知見がある者が、さらに防災に関する知見を身に付けた上で計画を作成する必要があるので、人材育成が重要である。また、一度作った個別支援計画を定期的に見直しをしていくシステムづくりが必要となる。

3.3.3 取り組み：避難所の運営

(1) 概要

東日本大震災の教訓を受け、災害対策基本法が改正され、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」 [36]が2013年8月策定された。この指針に基づき、「避難所運営ガイドライン」 [37]が内閣府により2016年に作成された。この市町村向けのガイドラインでは、災害発生時に必要となる基本的な対応を事前に確認することが示され、災害対応の各段階（準備、初動、応急、復旧）において実施すべき対応（19の項目）業務がチェックリスト形式で取りまとめられている。また、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」 [38]が内閣府により2016年に作成された。このガイドラインは、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を受けて、東日本大震災の教訓を考慮し、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（2008年6月）を実質的に改定・修正する形で作成されたものである。

福祉避難所は、高齢者、障害者、乳幼児などの特に配慮を要する者（要配慮者）を対象としている。福祉避難所は必要に応じて開設される二次的避難所であり、災害発生時には基本的にまず一般避難場所に避難した後に、福祉避難所へ移動することとなる。

福祉避難所は1995年に発生した阪神・淡路大震災を機に見直された災害救助法によって1996年に位置づけられたものの、その後の具体的な取り組みは進んでいなかった。初めて設置されたのは2007年の能登半島地震で、翌2008年に厚生労働省から「福祉避難所についての設置・運営ガイドライン」が出されたことにより、ようやく要支援者のための避難支援の動きが広がり始めた。地域のバリアフリー施設を福祉避難所として指定する動きや、自治体と特別養護老人ホームなどの福祉施設の間で福祉協定を結ぶケースが増えている [39]。

(2) 事例

事例① 石川県輪島市

輪島市は、2007年3月25日に震度6強の地震に襲われた。当時は、福祉避難所の運営に関する実績が全国的になかったが、輪島市は市内の高齢者施設と調整し、この施設を福祉避難所として設置運営し、配慮が必要な避難者を受け入れることができた。この経験を基に、国は福祉避難所設置・運営に関するガイドラインを策定した。輪島市では、福祉避難所設置・運営マニュアルを策定し、訓練を積み重ねることにより、必要な見直しを行っている [40] [41] [42]。

事例② 熊本学園大学

2016年4月、2度に渡り震度7の強い揺れに襲われた熊本地震に際し、熊本学園大学は避難所としての指定はされていなかったが、地震発生直後から任意で避難所を開設し、障害者60名を含む750名を受け入れた。障害者に、指定された別の福祉避難所に移動してもらうことはせず、熊本学園において合理的な配慮をして支援し受け入れを行った。のちにこの避難所は、「熊本学園モデル」と呼ばれ、現在では「インクルーシブ（排除も隔離もしない）な避難所」の代表的な事例になっている [43] [44] [45]。

(3) 協力での活用方法と留意点

マニュアルが既に存在しているので、他の国や地域の実情に即したマニュアルに改定すれば、活用が可能となる。絵や図、イラストを多く含んだマニュアルにすれば、初めて避難所運営に携わる人でも分かりやすい。避難所運営に全く関わったことがない人にとっては、実際に経験をしてみないと実務が分からないので、訓練を繰り返し、活用しやすいマニュアルへ改定していくプロセスが必要であり、災害が起こらなくても平常時に取り組みが継続されていく仕組みづくりが必要である。

3.3.4 取り組み：要配慮者利用施設の避難確保計画の作成

(1) 概要

2017年6月に、水防法及び土砂災害防止法が改正された。これにより、浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となった。国土交通省のウェブサイトでは、避難確保計画作成の手引き、水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画に係る点検マニュアル、要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアルなどの資料が公開されている [46]。

(2) 事例

事例① 計画作成の事例集（水害・土砂災害）

国土交通省が2019年3月に作成した、要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）では、岩手県久慈市、岡山県備前市、兵庫県豊岡市、山梨県甲府市、神奈川県川崎市の事例が掲載されている [47]。避難確保計画の作成のポイントとして、①施設の災害リス

クを把握し、避難方法を検討する、②避難に係る時間の算出、③避難開始のタイミングの確認、の3点でまとめられている。

事例② 計画作成推進にむけた自治体の取組事例集

国土交通省が2019年3月に作成した、要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進にむけた地方公共団体の取組事例集 [48]では、避難確保計画の作成が進んでいる市町村として、茨城県水戸市、栃木県宇都宮市、島根県安来市、都道府県として、徳島県、香川県があげられている。

(3) 協力での活用方法と留意点

このように、災害の種類を限定し、福祉施設を対象として限定することは、他国でも活用しやすいと考えられる。福祉施設職員の防災に関する能力強化を行う必要があるので、部局横断的な取り組みが不可欠である。

3.3.5 取り組み：警報や災害情報の伝達

(1) 概要

災害に関する情報や予報・警報は、多くの人に伝える必要がある。総務省は、情報難民ゼロプロジェクト [49]を実施し、災害時に必要な情報が確実に届くよう取り組んでいる。また、多くの自治体は、障害者向けの防災マニュアルを作成し、平常時から情報伝達に取り組んでいる。

(2) 事例

事例① 防災行政無線等の戸別受信機の普及促進

消防庁では、情報難民ゼロプロジェクトの一貫として、「防災行政無線等の戸別受信機の普及促進に関する研究会」を開催し、報告が取りまとめられた。その中で、障害者に関する取り組みとして、①電話、メール及びFAXの一斉送信サービスの活用、②屋外拡声子局への赤色回転灯の設置、③テレビを利用した災害情報の伝達、を取り上げている [50]。

事例② Net119 緊急通報システム

各消防本部では、Net119緊急通報システムの導入が進んでいる。Net119緊急通報システムは、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムである。スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっている [51]。

(3) 協力での活用方法と留意点

障害者への災害情報の伝達は、日本では機器を活用しているものが多く見受けられる。開発協力事業で機器を活用するには、費用が必要になる点に留意が必要である。また、受け取った情報を正しく理解するための知識を身につける必要がある。

3.3.6 取り組み：支援者のネットワークの形成

(1) 概要

災害時の対応は、単独の市町村だけで取り組むことは困難である。そのため、他機関との連携が不可欠となる。日本では、多くの災害を経験することにより、応急対応にあたる組織間のネットワークが形成されている。

(2) 事例

事例① 都道府県内のネットワークの構築

厚生労働省は、全国において、災害時における福祉支援体制の構築を推進するため、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」 [52]を、2018年5月に策定した。一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成し、一般避難所へ派遣することにより、必要な支援体制を確保することを目的としている。都道府県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体などの官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」を形成し、都道府県内の市町村とも協力して、都道府県を単位としたネットワーク構築を図っている。

また、都道府県の設置する災害派遣福祉チームが、異なる都道府県間等でも支援活動を行うことができるよう、「災害時の福祉支援の在り方と標準化に関する調査研究事業」が実施され、報告書が取りまとめられた [53]。

事例② 障害当事者自身による支援

障害当事者自身による取り組みとして、認定NPO²⁹法人DPI³⁰日本会議が、日本財団の支援を受けて、「大規模災害発生時における自立障害者の生活支援に関する広域連携拠点の整備」事業を2016年度 [54]と2017年度 [55]に実施した。また、大規模災害時の障害者支援センター・障害者救援本部立ち上げマニュアル [56]を作成し、障害当事者の視点からの支援が行われるよう活動している。

(3) 協力での活用方法と留意点

災害対応には多くの支援者が必要となるので、複数の組織にまたがる連携は重要である。連携のためには、中心となる組織や担当者を決めて連携していく必要がある。そのため、開発協力事業

²⁹ Nonprofit Organization

³⁰ Disabled Peoples' International

を行う際には、中心となる組織や人材の能力強化を行うことが重要となる。NPO 等の民間組織との連携は、民間組織の関与が継続的になるよう、ネットワークが制度化されることが望ましい。

3.3.7 取り組み：防災教育の実施

(1) 概要

防災の取り組みが広く普及するためには、啓発活動が不可欠である。大人に対してはもちろん、子どもの頃から防災教育を受け、防災に関する知識を身につけることは重要である。障害者向けの教材が開発されたり、特別支援学校での授業等の取り組みが行われたりするなど、インクルーシブな取り組みも行われている。

(2) 事例

事例① 防災教育普及協会

一般財団法人防災教育普及協会は、防災教育の国内外への普及、防災教育教材・プログラムの開発・検証など様々な取り組みを行っている。特別支援学校での取り組みを紹介したり [57]、福祉施設職員向けの福祉避難所支援ロールプレイング資料集 [58]を紹介したりしている。

事例② 防災教育チャレンジプラン

防災教育チャレンジプランは、全国の地域や学校で防災教育を推進するためのプランである。全国各地の防災教育への意欲をもつ団体・学校・個人等に対し、より充実した防災教育のプランを募集し、「防災教育チャレンジプラン」として選出した上で、その実践への支援を行っている [59]。これまでの事例一覧を見ると、特別支援学校も対象となっている [60]。

事例③ 表彰制度

2019 年度に、大分県の中津支援学校が、安全功労者内閣総理大臣表彰（学校安全関係）を受賞している。「地域と連携した、安全・安心で信頼される学校づくり」を重点目標に、災害時に児童生徒が自ら身を守る行動をとることや、教職員のマニュアルに基づいた役割の行動、保護者・地域との連携を目指し、終日の地震・津波避難訓練を実施した [61] [62]。

2018 年度に、千葉県立東金特別支援学校が、防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞した。東金特別支援学校は、2010 年に防災教育を教育課程に位置付けて以降、8 年間に渡り、その活動を継続するとともに、地域防災活動にも積極的に取り組んできた。主な活動としては、オリジナルの防災ソングのマスコミやウェブへの紹介、児童生徒有志による「あたりまえ防災隊」の発足などを行っている。また、2016 年度から市の事業である「東金市青少年まちづくり活動」を通して地域と連携し「『あたりまえ防災』で災害に強いまちづくり」をテーマにした活動も行っている [63]。同校は、消防庁から、第 22 回防災まちづくり大賞も受賞している [64]。

2014 年度には、豊橋障害者（児）団体連合協議会 [65]が、防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞した。協議会は、2009 年度から豊橋市障害者福祉会館（さくらピア）指定管理に伴い、様々な障害者防災啓発事業を継続的に企画・実施している。特に、過去 5 年間にわたり開催している「さく

らピア避難所体験」（第18回防災まちづくり大賞総務大臣賞受賞）では、障害当事者が主役となり、福祉避難所宿泊体験、障害種別ごとのディスカッションなど、「障害者の会館」としての特性を生かした、実践的な防災訓練を行っている。また、東日本大震災に関連し、追悼セレモニー、障害者の防災を考える集いを開催し、被災障害者を考える場として、「要支援者防災」の必要性を訴えるなど、障害者を取り巻く地域の防災力向上に多大な貢献をした [66]。

（3）協力での活用方法と留意点

日本における障害児に対する防災教育の取り組みを参考に、開発途上国においても特別支援学校や通常学校、また障害当事者団体や親の会等と連携し、障害児が子どものころから防災についての理解を持てるような取り組みを推進することは有効である。各国においては、通常学校で障害児が学んでいる場合も多いことから、障害児に特化した防災教育だけではなく、一般の防災教育に障害児が参加しやすい、または理解しやすい方法の検討が必要である。

3.3.8 取り組み：福祉と防災の連携－「別府モデル」の特長

（1）概要

これまで述べてきたように、防災の取り組みには様々な段階や局面があり、それぞれインクルーシブ防災に関連する取り組みが行われている。しかし、多くの災害を経験している日本においても、障害者を排除しない取り組みが十分に行われているとは言い難い。各市町村や地域で個別の取り組みは行われつつあるが、包括的に進められているケースは多くはない。その中で、「別府モデル」と呼ばれる別府市のインクルーシブ防災の取り組みは、福祉と防災が連携し、地域住民や福祉専門職、市役所、民間団体などが協働している点に特長がある。

別府では、障害当事者が自分の住んでいる場所の災害リスクや自分のことを確認した上で、自分で準備できることや、いざという時に必要な支援の内容を、確認書に明記して、地域の人と共有している。この確認書の内容は、障害者も地域住民とともに参加する避難訓練により、実体験を経て検証をすることができる。多くの地域では、要支援者名簿が地域に共有されてもどのように活用してよいか分からぬ現状があるが、別府のように、障害当事者が、何ができるどんな支援が必要かという情報が共有されれば、地域住民の理解が深まり、支援へつながりやすい。

高齢者福祉に関しては、地域包括ケアシステムの仕組みが作られ、高齢者の支援を地域で行う取り組みが進められている。現状では、地域包括ケアシステムの中には障害者は含まれないが、別府市では、障害者も地域包括ケアシステムの仕組みの中に入れて、地域で情報共有し助け合える仕組みづくりが検討されている [67]。障害者の個別支援計画が、個別なもので終わらず、仕組みづくりにより制度化される方向に向かっていると言える。

これらのような別府市での取り組みを支える基盤となっているのが、2013年に制定された「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」（通称：ともに生きる条例）である。

この条例の第12条では、防災に関する合理的配慮が規定されている³¹。別府市のインクルーシブ防災の取り組みが、市が行う行政活動の根拠となる条例に規定されることにより、各部署による個別の取り組みのみならず、部局横断的な取り組みも支えるものとなっている。

(2) 協力での活用方法と留意点

別府市の取り組みは、モデル地域から市内全域へと展開しつつある途上にあり、発展段階である。他の市町村でも、障害者に配慮した防災の取り組みを行っている地域は増えつつあるが、福祉と防災がうまく連携し、地域全体で包括的な取り組みがうまく進んでいる例は多いとは言えない。このような状況の中で、開発途上国において別府市を参考にインクルーシブ防災の取り組みを進めるためには、個別支援計画の作成や避難訓練などの個々の活動が何のために行われるのかを常に意識するよう働きかけることが重要である。さらに、インクルーシブ防災は災害時のためだけに準備される取り組みではなく、普段の地域づくりや地域での共生につながるものであるという認識を関係者間で十分に共有して取り組むことが不可欠である。

³¹ 第12条 「市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たっては、障害のある人にとって必要とされる配慮に努めるものとする。」

2 「市は、障害のある人及びその家族が災害時に被る被害を最小限にとどめるため、災害が生じた際に障害のある人にとって必要とされる援護の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行うよう努めるものとする。」

3.4 国内リソース一覧

インクルーシブ防災に関する活用可能な国内リソースを表3-3にまとめる。

表3-3 インクルーシブ防災に関する活用可能な国内リソース一覧

リソース	内容
自治体	
大分県別府市	「別府モデル」と呼ばれる、当事者・市民団体・事業者・地域・行政の5者協働による災害時の個別支援計画づくりと、地域におけるネットワーク構築、防災訓練実施に基づく災害時ケアプランの検証・改善の取り組み等が行われている。
兵庫県、兵庫県播磨町	要配慮者に対する支援体制を構築するため、兵庫県は播磨町（障害分野）と篠山市（介護分野）とともに、モデル事業を実施（2018年度）。2019年度はその成果を踏まえ、他市町へ拡大。
NGO、市民団体等	
一般財団法人福祉フォーラム in 別府速見実行委員会 [68]	別府市のインクルーシブ防災事業の実施主体。
日本財団 [69]	国際会議等の場でインクルーシブ防災の重要性を継続的に発信。別府市での取り組み等に対する助成を行っている。
DPI日本会議 [70]	「大規模災害発生時における自立障害者の生活支援に関する広域連携拠点の整備」事業を実施。大規模災害時の障害者支援センター・障害者救援本部立ち上げマニュアルを作成。
有識者、大学等	
同志社大学社会学部 立木茂雄 教授 [71]	別府市や兵庫県の取り組みを支援。防災福祉学が専門。科学研究費助成事業「インクルーシブ防災学の構築と体系的実装」の研究代表者。
別府市共創戦略室防災危機管理課 村野淳子 氏	別府市におけるインクルーシブ防災事業を推進。コミュニティソーシャルワーカーとして、障害当事者、福祉専門職、地域住民等の連携を促進。
人と防災未来センター [72]	阪神・淡路大震災の経験を語り継ぎ、その教訓を未来に生かすことをミッションとしている。防災研究や専門家育成、災害対応の現地支援等を実施。
熊本学園大学社会福祉学部 花田昌宣教授、東俊裕教授	2016年に発生した熊本地震の際の、障害者を排除しないインクルーシブな避難所運営の経験を、「災害避難所研究プロジェクト」[45]として研究・発信。
国立障害者リハビリテーションセンター 福祉機器開発部 福祉機器開発室 硯川潤 室長 [73]	先端的福祉機器の開発・評価、情報通信技術を活用した福祉機器の臨床評価支援手法の開発、障害者の防災対策支援などに従事。自身も電動車いすユーザーであり、研究者・当事者双方の立場から障害者の自立支援に取り組んでいる。福祉機器開発室が「福祉デザインワークショップ：障害者の災害対策ワークショップ」の参加メンバーと共に「障害者の災害対策チェックキット～備えよう！そのために～」[74]を開発。
国立障害者リハビリテーションセンター研究所 社会適応システム開発研究室 北村弥生 室長 [75]	災害時要援護者支援に関する研究多数。防災教材の紹介、防災勉強会やグループワークなど、実践活動・普及活動を実施。

リソース	内容
マニュアル・文献等	
自分でつくる安心防災帳 [32]	国立障害者リハビリテーションセンター研究所福祉機器開発室作成。自身の身体状況や一日の生活を確認し、日常生活で使用しているものや現在の備えの状況、不足しているものを、シールで貼ってリスト化する。
だれひとり取り残さない防災の実現のための研修プログラム [76]	別府市での活動を経て、立木教授が中心となって作成された、個別避難支援計画の策定のためのウェブ上の研修プログラム。
内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集」 [29]	避難行動要支援者名簿を市町村が活用するために参考となるよう、全国の市町村の取組事例を収集し、その活用場面ごとに整理し、示したもの。
別府市における障害者インクルーシブ防災事業報告書（2016年度 [77]、2017年度 [78]、2018年度 [79]）	別府市における3年間のインクルーシブ防災事業の取り組みがまとめられた報告書。
兵庫県「防災と福祉の連携促進モデル事業」報告書（2018年度） [33]	ケアマネージャーや相談支援専門員が平常時のサービス等利用計画（介護保険、障害福祉サービス）を作成する際に、地域（自主防災組織や自治会等）とともに、避難のための個別支援計画（災害時のケアプラン）を作成した事業の報告書。
内閣府「避難所運営ガイドライン」 [37]	市町村灾害対策（本部）の業務の中で、避難所の指定から解消まで、具体的な対策や準備を行う際に参考となるもの。
内閣府「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」 [38]	災害発生直後からの実施内容について整理し、そのための準備や取り組みをチェックするもの。自治体が独自のガイドラインやマニュアルを作成する際の参考にもなるもの。
厚生労働省「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」 [52]	官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」構築推進のためのガイドライン。各都道府県において、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成し、一般避難所へ派遣する。
先進技術	
防災行政無線戸別受信機 [50]	放送受信時にフラッシュランプで聴覚障害者に知らせる。音声のみでなく文字情報を配信することも可能。
Net119 緊急通報システム [51]	音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が、スマートフォンなどからWebサイトにアクセスして通報することができる。
アイ・ドラゴン [80]	株式会社アステムによる、聴覚障害者の方向けの手話と字幕の番組「目で聞くテレビ」を見るために必要な専用受信機。JICAのエクアドル国視聴覚障害者用TV放送補完システムの防災への活用に関する案件化調査を実施。

出所：KRC 作成

第4章 調査結果「就労支援」

障害者の就労は、現在日本においても重点的に政策が推進されている分野である。政府が進める「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）では多様な障害種に対応した雇用促進や職場定着支援を進めるための制度の在り方を幅広く検討することが定められる[81]。また、2013年の「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）改正により、2018年4月から企業に求められる障害者の雇用率が引き上げられたことから、2019年の厚生労働省の調査では雇用障害者数、実雇用率とともに過去最高を更新した[82]。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」によって障害者の就労を支援する制度も整備されつつある。

日本における就労支援サービスでは、障害者が一般企業もしくは特例子会社³²に就職する場合は「就労移行支援」及び「就労定着支援」が提供される。一方、一般企業等での就労が困難な場合は「就労継続支援A型」もしくは「就労移行支援B型」が提供されている。

4.1 同分野に関する日本の政策

4.1.1 障害者の雇用に関する法律

(1) 障害者雇用促進法

障害者雇用促進法は、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務を定めており、また障害者の法定雇用率などについても規定している。2013年の改正では、法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることが定められた。また、障害者本人に対しては、地域の就労支援機関において、福祉施策との有機的な連携を図りつつ障害者の職業生活における自立支援を推進するようになっている。また、2012年には障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務についての具体的な内容を定めた差別禁止指針及び合理的配慮指針も策定された。たとえば、採用の基準を満たす者の中から障害者ではないものを優先して採用することは、差別事項として禁止されている[83]。雇用側に対する障害者を雇用した場合の各種助成金等も準備されている。助成金の詳細は、厚労省ウェブサイトから検索することができるようになっている[84]。

(2) 障害者総合支援法

障害者総合支援法の2018年の改正では、障害の範囲の見直し、「重度訪問介護」「地域移行支援」など、住み慣れた地域で生活をおくるための支援対象の拡大などが行われた。また、後述する「地域生活支援事業」に、「就労定着支援」と「自立生活援助」が追加されるなど、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実が図られるようになった。

³² 「障害者雇用促進法」によって規定されている制度で、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定することができる。

同法律による支援は、障害者が短期入所や生活介護など必要なサービスを自ら選択して、事業者と契約を交わしそのサービスを利用する「自立支援給付」と、地域社会で自立して生活をおくれるよう支援する「地域生活支援事業」で構成されている。就労支援は「自立支援給付」に含まれており、「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」がある。表 4-1 に、それぞれの支援の概要を示す。

表 4-1 就労支援の概要

支援区分	概要	対象者	費用の扱い
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。職業訓練のほか、履歴書の添削や模擬面接、就職相談等も提供。標準期間は 24 カ月。	就労を希望する 65 歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者	利用者は世帯の所得に応じた利用料を事業者に支払う。 国・地方自治体が事業者に訓練等給付費、補助金・助成金を支払う。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。 雇用契約を結ぶ A 型と雇用契約を結ばない B 型がある。A 型では最低賃金が保障されている。利用期限はない。 A 型：カフェやレストランのホールスタッフ、パソコンを使ったデータ入力など。 B 型：農作業、パンやクッキーの焼成など。	A 型：企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者 B 型：就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される者	利用者は世帯の所得に応じた福祉サービス利用料を事業者に支払う場合がある。 国・地方自治体が事業者に訓練等給付費、補助金・助成金を支払う。
就労定着支援	就労した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。3 年を利用期限の上限としている。	就労移行支援等を利用した後、一般企業等に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が 6 カ月を経過した障害者	利用者は世帯の所得に応じた利用料を事業者に支払う。 国・地方自治体が事業者に訓練等給付費、補助金・助成金を支払う。

出所： [85]を基に KRC 作成

これら一連の就労支援は、自治体から指定を受けた事業者がサービスを提供している。事業者は、株式会社、合同会社、NPO 法人、一般社団法人等の法人格を持っていることが条件となっている。全国の経営主体別の事業所数を表 4-2 に示す。

表 4-2 就労支援事業に関する全国の経営主体別事業所数（2017 年度）

経営主体 就労支援事業	国・独立行政 法人	地方 公共 団体	社会福 祉協議 会	社会 福 祉 法 人	医療 法 人	公 益 法 人	共 同 組 合	営利法 人 (会 社)	特 定 非 営利活 動法 人	その他
就労移行支援 事業	1	38	31	1,355	93	18	1	1,060	653	221
就労継続支援 (A 型) 事業	-	1	6	572	14	3	-	2,223	594	363
就労継続支援 (B 型) 事業	1	118	301	4,661	215	40	2	1,722	3,430	551

出所： [86]を基に KRC 作成

(3) 障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」は 2012 年に施行された。この法律は、「障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資すること [87]」を目的として定められている。擁護者及び障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止のほか、使用者³³による障害者虐待の防止について規定されている。また、事業主は障害者虐待防止のために労働者に研修を実施するなどの措置をとること、労働者が通報・届け出をしたことを理由に解雇その他不利益な扱いをしてはいけないことなども定められている。

(4) 障害者優先調達推進法

「国家による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」（2013 年 4 月施行）は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を促すために、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体から優先的かつ積極的に購入することを推進する法律である [88]。物品やサービスには、クリーニングや清掃、名刺や冊子の印刷、パンや菓子、弁当などが含まれる。

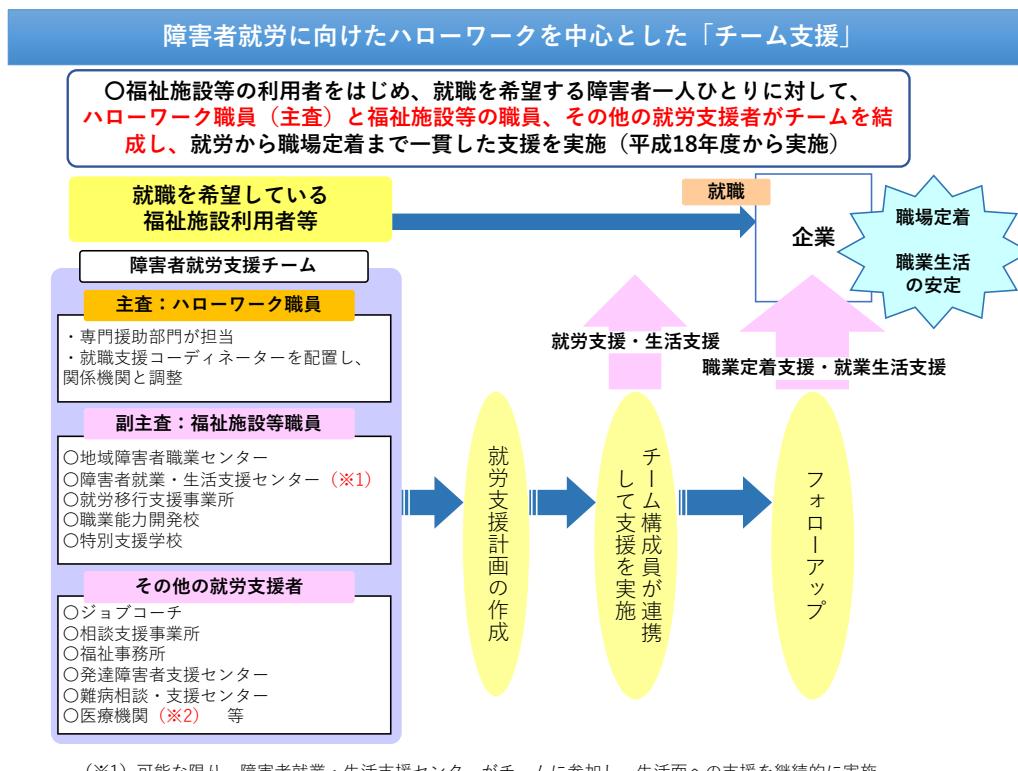
4.1.2 就労支援に関する主な制度

(1) チーム支援

障害者が能力や適性に応じた就労ができるよう、ハローワークが中心となって、福祉施設や支援団体などが連携・協力して支援を行っている。この障害者就労に向けた「チーム支援」は、2007 年の厚生労働省からの通達に基づき実施されている。図 4-1 に示すとおり、就労を希望する障害者一人ひとりに対して、ハローワーク職員とその他機関の職員が連携し、本人の希望や健康状態、

³³ 障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者、その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者（工場長、労務管理者、人事担当者など）。

長期・短期目標とそれに向けた支援の内容等を含む「就労支援計画」を作成し、就職に向けた準備から職場定着までの支援を行っている。



出所： [89]を基に KRC 作成

図 4-1 チーム支援の概要

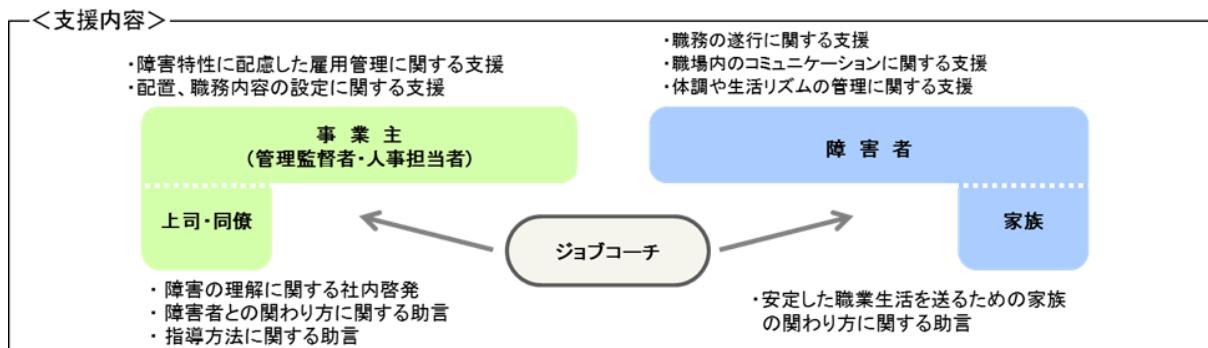
(2) 障害者トライアル雇用事業

事業主が障害者を一定期間（原則 3 カ月）試行雇用する制度で、障害者雇用への理解を促し、トライアル雇用終了後に常用雇用に移行することを目指す。賃金は発生せず、事業主には障害者トライアル雇用奨励金が支給される。障害者が新しい仕事や職場に対する不安を解消することも目的としている。精神障害者については、原則 6 カ月以上 12 カ月以内の期間を定めて試用雇用を行うことができる。精神障害者又は発達障害者を対象とした短時間（1 週間の所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満）のトライアルコースも実施されており、対象者の職場適応状況や体調に応じ、週の所定労働時間 20 時間以上を目指すようになっている [90]。

(3) 職場適応援助者（ジョブコーチ）

知的障害者や精神障害者など職場での適応に課題を有する障害者に対してジョブコーチを事業所に派遣し、職場での課題を改善して職場定着を図る制度となっている。地域障害者職業センターに配置されるジョブコーチ、就労支援を行う社会福祉法人等に雇用される訪問型ジョブコーチ、障害者を雇用する事業主に雇用される企業在籍型ジョブコーチに分かれている。図 4-2 にジョブコーチによる支援内容を示す。ジョブコーチは事業主に対し障害特性に配慮した雇用管理や職務内容についての支援、障害者とのかかわり方に関する助言などを行っている。また、障害者に対

しては職場内のコミュニケーションや、体調管理についての助言を行うほか、家族への相談などの支援も行っている。



出所： [91]より抜粋

(4) チャレンジ雇用

チャレンジ雇用は、2017年12月に策定された障害者施策推進本部による「重点施策実施5か年計画」によって新たにできた制度である。1年以内の期間を単位として、各府省・各自治体において障害者を非常勤職員として雇用する事業である。1～3年の業務経験を積むことで、一般企業等への就職を実現することを目指している。知的障害者を対象としているが、身体障害や精神障害の場合もこの制度を活用することができる。

4.1.3 就労支援を提供する関係機関

就労支援を提供する関係機関は複数あり、それぞれが連携しながら各種事業を行っている。機関とその主な役割を表4-3に示す。

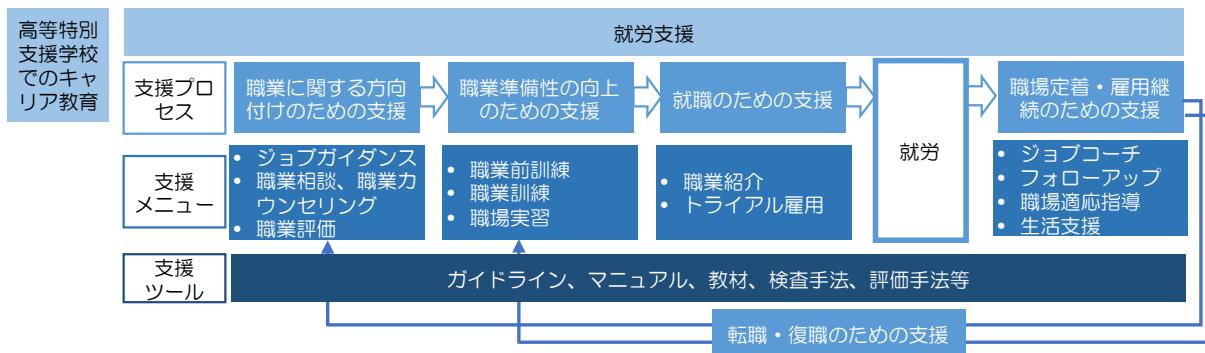
表 4-3 就労支援を提供する関係機関とその役割

機関	役割
ハローワーク	就職を希望する障害者の求職登録 職員による障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介 就労支援を行う専門機関の紹介 求人者・求職者のための就職面接会の開催 職場定着指導 事業主に対する雇用率達成指導
地域障害者職業センター	職業評価、職業指導、職業準備訓練（センターにおける作業体験、講義、社会生活技能訓練等）等の提供 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業 精神障害者の雇用支援 事業主に対する雇用管理に関する助言等
障害者就業・生活支援センター	障害者の身近な地域において、雇用・保健福祉・教育等の関係機関の連携拠点となる 就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施 職業準備訓練や職場実習のあっせん、事業主に対する障害特性を踏まえた助言 生活習慣、健康管理、金銭管理等、日常生活に関する助言 社会福祉法人やNPO法人が運営
在宅就業支援団体	在宅就業をする障害者に対する支援を行う団体として厚生労働省に登録されている法人 事業主と在宅就業障害者との間に立って、障害者に対しては仕事の発注や各種相談支援等を行い、事業主に対しては納期、品質に対する保障を担う
職業訓練機関	障害者に対する職業訓練を提供している機関 <ul style="list-style-type: none"> • 国立職業リハビリテーションセンター • 国立吉備高原職業リハビリテーションセンター • 障害者職業能力開発校（国が設置、都道府県が運営） • 障害者職業能力開発校（府県が設置・運営） • 一般の職業能力開発校（一部のコースで障害者を対象としている） https://www.mhlw.go.jp/content/000506164.pdf • 委託訓練実施機関 (企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関)
発達障害者支援センター	関係機関と連携しながら、本人やその家族に対する支援を行う 地域の支援体制の充実を図る 都道府県から委託を受けて社会福祉法人などが運営
難病相談支援センター	難病患者に対し、電話や面接などによる相談、就労支援を行う 都道府県からの委託を受けてNPO法人などが運営
就労移行支援事業所	表4-1に示した就労移行支援を行う事業所 相談業務、職場見学、履歴書や応募書類の添削、模擬面接、パソコンスキル習得などの就労に向けた支援を行う 就労後のフォローアップも行っている 社会福祉法人、営利企業、NPO法人などが運営
就労継続支援事業所	表4-1に示した就労継続支援を行う事業所 障害者が働く場でもあるが、将来的に一般企業への就職につながるケースもある 社会福祉法人、営利企業、NPO法人などが運営

出所： [89]を参考に KRC 作成

4.1.4 就労支援のプロセス

就労支援の基本プロセスは図 4-3 のように整理することができる。日本では、就労支援を行っている機関が複数あり、時に連携しながら障害者の就労を支援している。本項では、それぞれのプロセスの具体的な内容について述べる。



出所：[92]を参考に KRC 作成

図 4-3 就労支援における支援プロセス、メニュー、ツール

(1) 職業に関する方向付けのための支援

職業に関する方向付けのための支援の段階では、相談やカウンセリング業務、職業評価（職業適性の把握）などが行われる。就労を希望する障害者の状況やニーズに応じてその後の方向性を決めることになる。就労移行支援事業所は、一般就労を前提とした相談を行う。また、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、発達障害者支援センター等も相談を行う。相談内容によって、ハローワークにつなげたり、就労移行支援機関につなげたりする。

職業評価は、各種検査や障害者職業カウンセラーによる個別面談などを通じて実施される。検査ツールとしては、以下のようなツールが活用されている。

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 「ワークサンプル幕張版（MWS）」
http://www.nivr.jeed.or.jp/research/kyouzai/21_2_MWS.html
- 厚生労働省編 「一般職業適性検査」
<https://www.jil.go.jp/institute/seika/tools/GATB.html>
- 一般社団法人 雇用問題研究会 「障害者用 レディネスチェックリスト」
http://www.koyoerc.or.jp/school/assessment_tool/251.html

また、就労移行支援事業者等が個別の就労支援計画を作成する際に活用できる、就労移行支援に関するチェックリストやアセスメント実施マニュアルも開発されている。

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 「就労移行支援のためのチェックリスト」
http://www.nivr.jeed.or.jp/research/kyouzai/19_checklist.html
- 厚生労働省 「就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュアル」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000084412.pdf>

(2) 職業準備性の向上のための支援

職業準備性向上のための支援として、職業前訓練、職業訓練、職場実習が挙げられる。

職業前訓練

職業前訓練は職業準備性（作業能力向上・対人技能向上・自己認識の向上・行動や態度の向上など）を高めるために実施される。基本的なパソコンスキル習得、郵便物の仕分けや清掃などの作業能力向上、コミュニケーションスキルの習得、職場で問題が起こった場合の対処方法の獲得など、一人ひとりの障害特性と状況に応じた訓練が行われる。主に、地域障害者職業センター、就労移行支援事業所などでこれらの支援を受けることができる。

職業訓練

職業訓練は障害者職業能力開発校で受けることができるほか、一般の公共職業能力開発校にも障害者対象のコースや、施設のバリアフリー化により障害者でも参加できるコースなどがある。

例えば、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の「国立職業リハビリテーションセンター」は表 4-4 に示す職業訓練コースを設けている。

表 4-4 国立職業リハビリテーションセンターの職業訓練コース

機械製図科	OA システム科
電子機器科	Desk Top Publishing・Web 技術科
テクニカルオペレーション科	経理事務科
建築設計科	OA 事務科
職業開発科	職業実務科

出所： [93]より抜粋

年間 10 回の入所日を設けており、入所希望者はハローワークに求職登録を行った上で入所申請することになる。入所申請後に、職業評価を行うことでより個々の特性に応じた職業訓練を提供できるようにしている。

また、都道府県が企業、民間教育機関、社会福祉法人、NPO 法人等、様々な機関に委託して実施される職業訓練もある。東京都は、公益財団法人東京しごと財団にハローワークと連携して委託を行っている。訓練コースとして、①知識・技能習得訓練コース、②障害者向け日本版デュアルシステム、③実践能力習得訓練コース、④e-ラーニングコース、⑤在職者訓練コースが用意されている [94]。

現場実習

職場実習は、職場適応訓練やグループ就労訓練などがある。職場適応訓練は就職を前提として企業等で実際の業務を行うが、トライアル雇用のように賃金は発生せず、職業訓練の一環として行われる。グループ就労訓練は、少人数グループが指導員の支援のもとで企業内で実習を受ける。

(3) 就職のための支援

就職のための支援には、職業紹介やトライアル雇用がある。職業紹介は、ハローワークを通じて求職申込を行う。ハローワークでは、求職者の能力等と職務の要件とを照会して職業紹介を行っ

ている。また、民間の事業者による、障害者向けの職業紹介もある。これら事業者は、求人サイト以外にもキャリアコンサルティングや履歴書の添削、面接指導なども行っている。また、企業向けの障害理解の研修なども提供している。

表 4-5 に障害者を対象とした民間の就職・転職サイトを挙げる。

表 4-5 障害者向けの主な就職・転職サイト

サイト名	運営会社名
アットジーピー atGP https://www.atgp.jp/	株式会社ゼネラルパートナーズ
Agent Sana https://www.agent-sana.com/	株式会社イフ
doda チャレンジ https://challenge.persol-group.co.jp/service/solution/employment-agency/	パーソルチャレンジ株式会社
マイナーリーグ https://www.kaien-lab.com/jobassistance/mlgfi/	株式会社 Kaien

出所：各企業のウェブサイトを基に KRC 作成

(4) 職場定着・雇用継続のための支援

就職しても、様々な理由で継続して就労することが困難な場合があるため、職場定着・雇用継続ための支援も行われている。上述のジョブコーチのほか、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所の職員による定期的な職場訪問、問題が起きた場合に相談できる制度などが整っている。

(5) 転職・復職のための支援

今の職場での仕事になじめない、再就職したいなど、転職・復職を支援する場合は、(1) 職業に関する方向付けのための支援、及び(2) 職業準備性の向上のための支援を利用することができる。また、一般就労したものの、体力面等の問題で働き続けることが難しくなった場合は、就労継続支援事業（A型とB型）を利用することができるようになっている。

4.2 取り組み

上記のとおり、日本では障害者の就労に関し、様々な制度が確立され、また民間レベルでも多様な取り組みが行われている。その中で、開発途上国のニーズに対応し、開発協力事業において有益と考えられる以下の取り組みについて、それぞれまとめる。

- ・ 民間企業による就労支援
- ・ 多様な就労形態
- ・ 障害者就業・生活支援センターの取り組み
- ・ 農福連携
- ・ ソーシャルファーム

4.2.1 取り組み：民間企業による就労支援

(1) 概要

障害者に対する就労を目指した支援は、社会福祉法人や NPO 法人を中心に行われてきた。4.1.1

(2) で述べた「就労継続支援 A 型事業」「就労継続支援 B 型事業」は、従来からあった授産施設を基盤としており、福祉サービスを受けながら就労する形態となる。一方、「就労移行支援事業」は、より一般企業への就労を意識したプログラムを提供している。いずれの事業にも、民間企業の参入が増加傾向にある。これら民間企業の特徴として、「就労移行支援事業」と「就労継続支援事業」の事業所を複数開設したり、障害のある子どもたちに対する児童発達支援事業も同時にを行うなど、複数の事業を展開していることが挙げられる。

(2) 事例

事例① ウエルビー株式会社

ウェルビー株式会社は、2011 年 12 月に創業され、一般就労を目指す障害者のための就労移行支援事業所「ウェルビー」を全国 73 カ所（仮オープン含む、2020 年 3 月 5 日時点 [95]）に開所している。また、児童発達支援事業（発達の遅れや発達障害のある子ども向け幼児教室）や放課後等デイサービス事業（障害児や発達の遅れが気になる学齢期の子ども向け学童保育）も行っている。同社が運営する事業を表 4-6 に表す。

表 4-6 ウエルビー株式会社が運営する事業一覧

事業名	事業内容
ウェルビー	就労移行支援事業、就労定着支援事業、特定相談支援事業、埼玉県委託事業「発達障害者就労支援センター」
ウェルビーチャレンジ	自立訓練（生活訓練）事業
ハビープラス	放課後等デイサービス事業
ハビー	児童発達支援事業

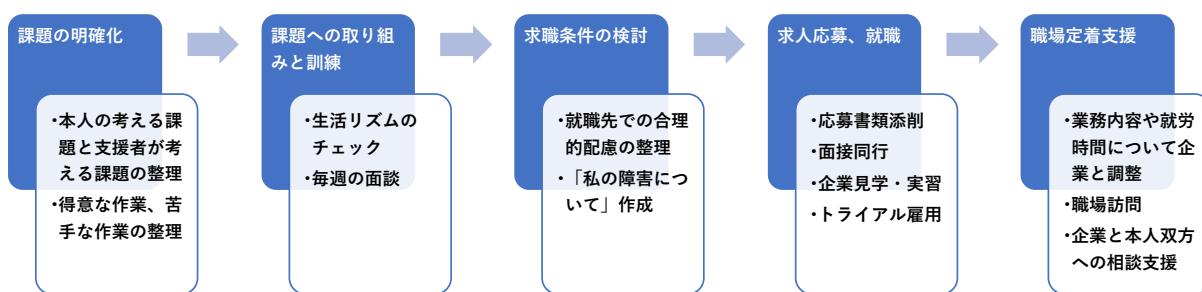
出所： [96]を基に KRC 作成

ウェルビーでは、就労移行支援事業のほかに、就労後の就労定着支援事業もほとんどの事業所ができるようになっている。また、一部の事業所では、障害者の個々のニーズや課題、目標に合わせて、一人ひとりに適した障害福祉サービス等について案内する特定相談支援事業も行っている [97]。

相談経路は、本人や家族、主治医、ハローワーク、学校の教員など多岐にわたる。利用者が医療機関や福祉施設とつながっていない場合は、ウェルビーから後述する就業・生活支援センターや相談支援事業所などにつなぎ、複数の機関で協力して就労支援できるような体制を構築する。ウェルビーは、利用者の状況に関する書面での報告やケース会議の開催などを通じて、医療機関や地域支援機関との情報共有を図っている。

ウェルビーでは、就労移行支援事業と就労定着支援事業を組み合わせ、訓練から職場定着までの継続した支援を提供している。各段階での主な支援内容を図 4-4 に示す。本人の希望（職種、業務の内容、給与等）や生活状況、学歴と職歴、体調の把握に基づいて、個別の訓練プログラムが立

てられる。就労移行支援事業所の訓練場所は実際のオフィスのようになっており、電卓計算やクリップ止めなどの軽作業、ビジネスマナー（敬語の使い方、電話の応対方法等）、コミュニケーション（グループでのディスカッション等）などのプログラムが提供される。また、毎週金曜日の午前中を実践シミュレーションの時間としており、全国の就労移行支援事業所が実際の会社を想定した訓練を行っている。総務部や営業部など架空の部を設定して、ある事業所から別の事業所へ電話をかけたり、上司役となったスタッフの指示を受けて作業を行ったりする。このように、利用者が実際の会社で働くイメージを持てるよう工夫している。



出所：担当者への聞き取り及びインタビュー時の配布資料を基に KRC 作成

図 4-4 ウエルビー株式会社が提供する訓練から職場定着までの支援

同社は就労定着支援サービスも実施しており、就労後 3 年を上限として、本人及び企業に対する相談や、生活面の課題に関するサポート、従業員向け研修会、合理的配慮の見直しなどを行っている。ほぼすべての事業所がこのサービスを提供できるようになっている。また、企業側から障害者雇用に取り組みたいがどのように進めてよいかわからないという声が多くあったため、2019 年 4 月には、障害者雇用に関する企業向けのコンサルティング業務を行う子会社、ウェルビーリング株式会社を設立し、業務の切り出しや企業向け研修、個別サポート等を行っている。

ウェルビー株式会社のほかに、就労支援移行事業所を全国展開している企業を以下に挙げる。

- 株式会社 LITALICO
全国に 70 力所以上の事業所を設置し、就労移行支援、就労定着支援、相談支援の 3 つのサービスを提供している [98]。
- フロンティアリンク株式会社
発達障害・精神障害等の方向けの IT・プログラミングの訓練を提供するフロンティアリンクキャリアセンターを運営している。各地域の主要都市にセンターがあり、通所型のほか、週 1 回の通所を条件とする在宅での受講も可能となっている [99]。

事例② 株式会社トレパル

株式会社トレパルは、埼玉県志木市においてトレパル就労移行支援事業所を運営している。基本的なビジネスマナーなどの講義のほか、事業所が物流倉庫の中にあるため、フォークリフト運転や段ボールや宣材作りなどの作業も行うことができる [100]。また、同地域の中小企業とのネット

ワークを活用し、障害者雇用に取り組みたいという企業の見学や実習、トライアル雇用などに積極的に取り組んでいる。中小企業は法定雇用率適用の対象外ではあるものの、人材難であることから求人のニーズが高い。同社は利用者と企業とのマッチングの機会を多く設けることで、中小企業における障害者雇用を促進している。

(3) 協力での活用方法と留意点

日本では、就労支援のためのサービス提供者には自治体から補助金が支給されるようになっている。世帯収入によって利用者が自己負担する場合もあるが、補助金と利用者からの利用料によって民間企業でも利益を出しながら就労支援サービスを提供することができる。多くの開発途上国では、政府からの補助金を十分に確保することは難しい。例えば、既存の職業訓練施設に新たな部署を設けて就労のためのプログラムを提供できるようにする、障害者雇用に取り組みたい企業から料金を徴収して業務の切り出しや従業員向け研修を行うようにする、などの工夫が必要となってくる。

4.2.2 取り組み：多様な就労形態

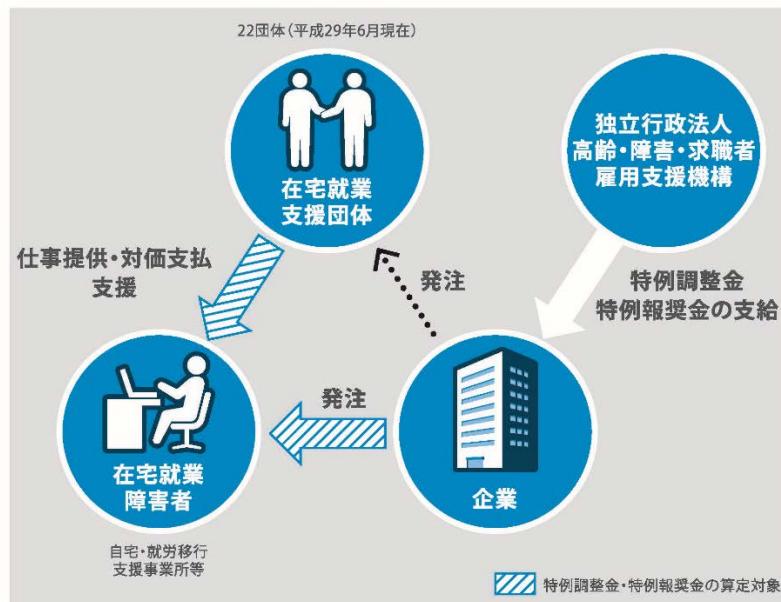
(1) 概要

一人ひとりの障害種や程度、健康状態などに応じて就労できるように、多様な就労形態があることも日本の特徴と言える。ここでは、特に重度・重複障害や知的障害のある人の雇用の取り組みとして、①障害者の在宅勤務、②時間短縮型雇用、③特例子会社、④就労継続支援 B 型事業の具体的な事例を紹介する。

(2) 事例

事例① 株式会社ディーソルとヴァルトジャパン株式会社の在宅勤務の取り組み

在宅就業には、企業に雇用され在宅で勤務する場合と雇用関係がなく請負契約で働く場合がある。前者は週 20 時間以上（週 4～5 日勤務）働いて、障害者雇用率の算定対象となっている場合が多く、後者は在宅勤務よりも短い時間で働いているケースや受注があったときだけ働くケースが多い。厚生労働省が進める「在宅就業障害者支援推進事業」では、「在宅就業支援団体」が企業や団体からの業務の発注を受け、在宅勤務を行う障害者に仕事の提供をしている（図 4-5）。



【在宅就業支援団体の登録要件】

- 在宅就業障害者に対して、就業機会の確保・提供のほか、職業講習、就職支援等の援助を行っている法人であること
- 常時10人以上の在宅就業障害者に対して継続的に支援を行うこと
- 障害者の在宅就業に関して知識及び経験を有する3人以上の者を置くこと（うち1人は専任の管理者とすること）
- 在宅就業支援を行うために必要な施設及び設備を有すること

出所： [101]より抜粋

図 4-5 障害者の在宅就業の仕組み

東京都に本社を置く株式会社ディーソルは、長崎事業所において障害者の在宅就業支援を行っている。2014年6月に厚生労働省による「在宅就業支援団体」に登録をした[102]。主にデータ入力の業務を企業から受けて、在宅勤務のスタッフが入力作業を行っている。独自に開発したシステムにより、違う場所で入力したデータが1カ所に集まり、1つのデータに統合されるようになっており、時間や場所にとらわれない入力作業を可能にしている[102]。データ入力に関する障害者へのトレーニングや、マニュアル配布などを行っている。

東京都を拠点とするヴァルトジャパン株式会社は、「障がい者特化型 BPO³⁴（お仕事受発注サービス）」という事業を展開している[103]。データ処理、ライティング、動画処理、ノベルティの発送代行など、幅広い業務を受注し、品質管理チームが質の担保を行っている。現在登録している障害者は6,200人となっており、業務中はビジネスチャットツールを用いて本社の在宅バックアップチームが業務進捗や体調の確認などを行っている[103]。

事例② 川崎市の短時間雇用創出プロジェクト

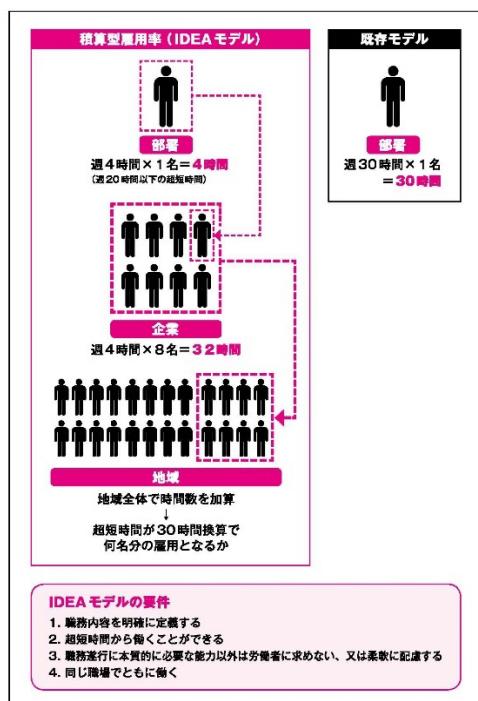
神奈川県川崎市は、障害者雇用の法定雇用率（週20時間以上勤務³⁵）のために、20時間未満の就労を希望する障害者が職を得にくい状況にあるという課題認識のもと、「短時間の雇用・就労」

³⁴ Business Process Outsourcing

³⁵ 1人の障害者が週当たり30時間以上働くことで障害者雇用率にカウントされる。週当たり20時間以上の場合は0.5人のカウントになり、それ未満はカウントされない。

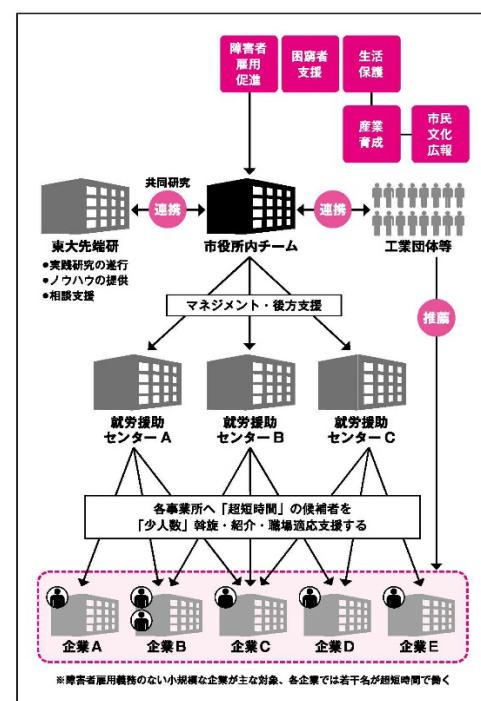
の実現に向けた取り組みを東京大学先端科学技術研究センター（東京大学先端研）、NPO 法人ピープルデザイン研究所と協同で、自治体として初めて開始した [104]。川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課と社会福祉法人県央福祉会が運営する「企業応援センターかわさき」が短時間就労を希望する障害者と企業との橋渡し役となり、短時間就労を推進している。企業側にとってはデータ入力や文書のファイリングなど後回しになりがちな業務を障害者に依頼することができるなどのメリットがある。現時点では、障害者雇用の法的義務がない小規模な企業が主な対象となっているものの、東京大学先端研の近藤武夫准教授は週 30 時間を 1 人の障害者ではなく複数の障害者が数時間ずつ勤務して満たすことで、短時間でしか働けない人でも一般就労の選択肢を持つことができるという「積算型雇用率（IDEA³⁶モデル）」を提唱している [105]。

川崎市のプロジェクトに参加している企業の業務内容としては、病院での内視鏡洗浄作業、外食店舗での店内清掃、野菜検品・箱詰め、自動車部品の梱包・シール貼りなどの業務がある。川崎市では、福祉関連の機関、工業団体等とも連携して、企業側と就労希望者双方のニーズ発掘を行っている。



出所： [105]より抜粋

図 4-6 IDEA モデル



出所： [105]より抜粋

図 4-7 川崎市での超短時間雇用モデル実装例

事例③ 特例子会社 株式会社ドコモ・プラスハーティの取り組み

ドコモ・プラスハーティは NTT ドコモの障害者雇用専門会社として 2015 年に設立された。障害者雇用促進法による「特例子会社制度」を適用しており、NTT ドコモの障害者雇用率に含めるこ

³⁶ Inclusive and Diverse Employment with Accommodation

とができる。「特例子会社制度」は、事業主が障害者の雇用に特別な配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用しているものとみなして、実雇用率を算定できる制度である [106]。同社ホームページによると 2019 年 4 月 1 日時点での従業員数は 135 名（うち、障害者 91 名　うち、重度身体障害者 2 名） [107]となつており、知的障害者の雇用にも取り組んでいる。主な業務内容は、ビル清掃業務、社員向けの障害者に関する研修の実施、障害者雇用の定着支援である。清掃は関連会社のビルの事務室、休憩室、食堂などを請け負っており、働くスタッフが清掃しやすいような工夫がなされている [108]。

清掃の道具を工夫 [109]して、スタッフの力の入れ具合や背の高さなどを考慮して、無理のない体制で作業ができるように配慮している。また、チームを組んで作業分担することで、それぞれが得意な作業と苦手な作業を補えるような体制にしている。感染防止環境衛生清掃のノウハウや製品販売を行う東栄部品株式会社が開発した「チャレンジドハウスキーピングシステム [110]」を導入し、清掃スタッフ 5~6 名に 1 名のジョブコーチがついて作業を行っている。

株式会社ドコモ・プラスハーティのほかに、障害者雇用に関し先進的な取り組みを行っている企業を以下に挙げる。

- 株式会社伊勢丹ソレイユ（株式会社伊勢丹の特例子会社） [111]
1994 年に設立し、重度の障害のある人を中心に雇用している。障害のある社員 83 人のうち、76 人が重度の障害者である。100 種類以上の業務を用意している。
- 株式会社コマツ
特例子会社ではなく、本社人事部内に障害者雇用を促進させる専門組織として「ビジネスクリエーションセンタ（BCC）」を設立し、そこで知的・発達障害を持つ社員が勤務している。BCC は 2019 年 4 月時点で 11 拠点あり、計 125 人の障害者が働いている [112]。

事例④ 武蔵野千川福祉会の就労継続支援 B 型事業の取り組み

武蔵野千川福祉会は 1976 年に東京都武蔵野市に小規模作業所を開始し、その後障害者ショートステイ施設や放課後デイサービス事業などを展開している社会福祉法人である [113]。「就労継続支援 B 型事業」については 3 つの事業所を持っているが、それ以外にも就労移行支援事業や児童発達支援事業など様々な事業を手掛けている。

表 4-1 に示したように、「就労継続支援 B 型事業」は雇用契約を結ばない雇用形態となっており、利用者には工賃が支払われる。武蔵野千川福祉会では、利用者の働く意欲や能力に応じてそれぞれの事業所の機能分化をしている。最初は就労継続支援 B 型の事業所でダイレクトメールの封入封緘の仕事を通じて仕事に対する姿勢・技術・コミュニケーション能力などを身に着ける。その後、就労移行支援事業所に移り、一般就労を目指すことができる [114]。

また、ダイレクトメール封入の工程を分けて視覚的に作業内容をわかりやすくする、立って作業することにより働くことを意識してもらう、スタッフに仕事の進捗を報告するようにする、など

の工夫を行うことで、利用者が主体的に動くことのできる職場に改善していった。武藏野千川福祉社会ではこのような取り組みにより、平均月額工賃が約40,000円³⁷と高い水準を保っている [114]。

(3) 協力での活用方法と留意点

日本では、法制度や国の事業に基づいて障害者の雇用形態がいくつか分かれしており、個々の障害の程度や状況に応じた選択肢が用意されている。また、それぞれの雇用形態には、雇用者もしくは事業者が政府からの補助金や調整金を受けることができたり、法定障害者雇用率を満たせたりと、受け入れる側のメリットが存在する。一方で、法制度が十分に整備されていない開発途上国では、一般就労が前提となっており、特に重度・重複障害者や知的障害者が働く場の確保が課題となっている。当事者団体や保護者の会などによって、重度・重複障害者や知的障害者の職業訓練、カフェ³⁸や手工芸などの就労の場の確保が行われていることもあるが、ごく一例である。

開発途上国への協力においては、複数の関係機関による草の根レベルの取り組みから、政策に反映させていくことが現実的である。例えば日本の協力によって開発途上国に広がりつつある自立生活センターや既存の公的リハビリテーションセンターなどを拠点とし、協力企業やNGOの開拓、職業訓練の提供を行う。また、企業に対しても業務の切り出しや障害理解についての研修を行い、企業が障害者を雇用することにメリットを感じるような仕組みも導入する必要がある。

4.2.3 取り組み：障害者就業・生活支援センターによる地域に根差した取り組み

(1) 概要

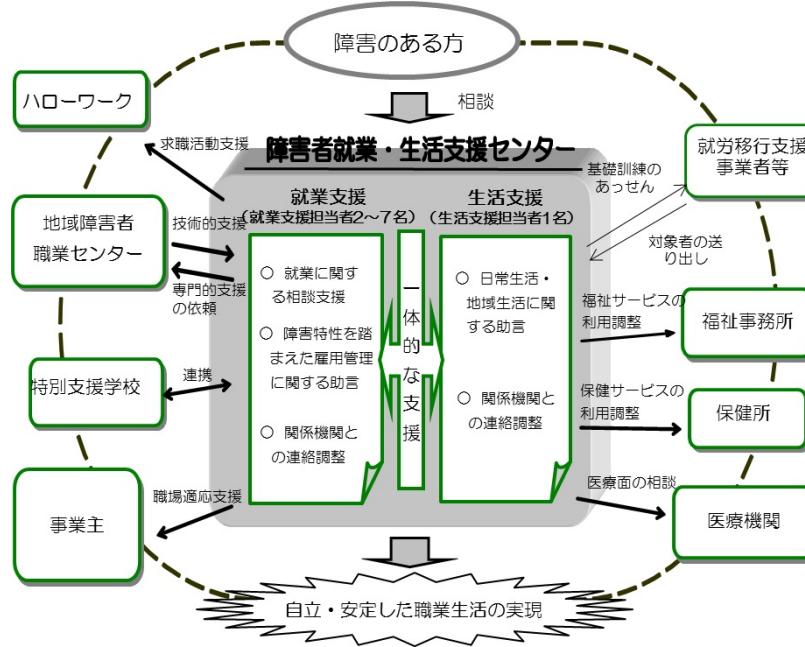
障害者就業・生活支援センター事業は、2002年の障害者雇用促進法改正によって創設された。同センターは障害者の生活している地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う支援機関で、都道府県から事業を委託された社会福祉法人やNPO法人が運営している。また、障害者雇用を希望する企業の相談・支援業務も行っている。2019年5月現在で全国に334センター開設されている。厚生労働省は障害者福祉圏域³⁹に1カ所設置することを目指している [115]が、自治体によっては市町村の就労支援センターが設置されている場合もある。就労移行支援事業所や職業訓練施設が提供しているような訓練は行っておらず、同じ法人が運営しているもしくは地域内の就労移行支援事業所と連携しながら就労支援を行っている。図4-8は、障害者就業・生活支援センターの役割と他機関との連携を表している。就労移行支援事業所が個別給付型・期限付であるのに対し、同センターは就労後も長期間にわたってフォローアップを行っていること、職場だけではなく、金銭管理や役所への届け出等生活面についても相談業務を行っていることが同センターの特色としてあげられる。また、地域の資源を把握し、障害者の相談内容に応じてあっせんや調整を行っており、障害者が地域で就労していく上で重要な役割を担っている。ここでは、

³⁷ 2013年度の情報。厚生労働省によると、2013年度（平成25年度）の平均月額工賃は14,437円となっている。（<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000571834.pdf> 2020年2月24日アクセス）

³⁸ 例えば、モンゴルではダウン症協会がダウン症の青年の職業訓練と雇用機会の創出を目的としたカフェの運営を行っている。

³⁹ 複数の市町村が各種サービスを提供できるようにするために定められた広域圏域。

当事者の就職や生活についての相談業務や企業に対する支援を行いながら、地域に根差した就労支援に取り組んでいる事例として、①千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会、②障害者就業・生活支援センターSWAN（埼玉県）の取り組みについて紹介する。



出所：[116]より抜粋

図 4-8 障害者就業・生活支援センターの役割と他機関との連携

(2) 事例

事例① 千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会

千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会は2007年に千葉県内の4カ所の障害者就業・生活支援センターによって発足し、現在はセンターが16カ所に増えている。センター同士の情報共有の定例会の開催、労働局や県からの受託事業の実施、センターの広報活動などを行っている。千葉県産業人材課より受託した「障害者就労促進チャレンジ事業」では、地域の企業に対して働きかけ、企業見学会や障害者の職場実習を行っている。また、制度施策部会、研修部会、広報部会の3つの部会を組織しており、研修部会ではセンターで働く職員の人材育成にも取り組んでいる。連絡協議会を組織することで、各センターの情報共有はもとより、抱えている課題の解決や、複数のセンターの共通認識の醸成が可能となっている。

事例② 障害者就業・生活支援センターSWAN（埼玉県新座市）

障害者就業・生活支援センターSWANは社会福祉法人ヤマト自立センターによって運営されており、埼玉県の南西部にある5市1町を支援対象地域としている。埼玉県では市町村就労支援センターも設置されており、障害者はどちらも利用することが可能（南西部では併用も可能）となっている [117]。SWANは4名の職員で支援業務を行っており、月例の市町村就労支援センターとの会議も設けている。

埼玉県南西部では、SWAN が調整役となり地域の関係機関の協力体制が構築されている。「医療法人社団ユーアイエメリーア会 新座すずのきクリニック」は、入院や在宅での治療が落ち着いた精神障害者に対し、規則正しい生活と社会参加を通じて回復を目指す生活応援デイケア（精神科デイケア）サービスを提供している。日常生活が安定して送れるようになった当事者は就労や復職を目指すことになるが、精神科デイケアは日常生活や社会活動の支援を行う場であるため、直接ハローワークを介して就労すると、就労のための準備や就職後のフォローアップを行うことができない。そこで、SWAN が仲介役となり、就労移行支援事業所との連携を行っている。同クリニックから照会を受けて SWAN から就労移行支援事業所を紹介したり、クリニックのスタッフが就労支援移行事業所を訪問してネットワークを作ったりしている。制度上、精神科デイケアと就労移行支援事業所との併用も可能であるため、段階的に就労へつなげることが可能となっている。

また、就労移行支援事業所を知らない、就労したいがどこに相談すればよいかわからないというケースも多いことから、同地域の就労移行支援事業所が「埼玉県南西部就労移行合同説明会実行委員会」を組織し、合同説明会や事業所の見学バスツアーなどを実施している。

(3) 協力での活用方法と留意点

障害者就業・生活支援センターは、その地域で就労を希望する障害者と企業に対して相談業務を通じて支援を行っており、障害者が地域で自立し社会参加していく上で重要な調整役を担っている。開発途上国でも、例えば区の福祉担当課や雇用担当課が地域の活用可能な資源を把握し、障害者のニーズとつなげながら支援を行うことが可能である。

4.2.4 取り組み：農福連携

(1) 概要

農福連携は、農林水産省が進める障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みである [118]。人手不足や従事者の高齢化に直面している農業分野の課題の解決にもつながることが期待されている。2018年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」はジェンダーの違いや障害の有無などに関係なく、誰もがあらゆる場で活躍できる社会を目指した計画であるが、同プランにも障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援の具体策として農福連携が挙げられている [119]。

NPO 法人や社会福祉法人などすでに障害者の就労支援を行っている団体が農地を借りて農作業を行う場合と、農家や農業法人と契約を結んで農作業の一部の委託を受けるという場合がある。

(2) 事例

京都府の農福連携の取り組み

京都府は、農福連携と地域共生を組み合わせた「京都式農福連携」を推進している。図 4-9 に示すとおり、「きょうと農福連携センター」を設立し、このセンターを中心に農業技術者の派遣や、販売会などを開催している [120]。京都府を北部、中部、南部の3地域に分け、各地域に拠点事業所を設置し、農業指導や休耕地の復活などに取り組んでいる。また、障害者の農業技術を認証す

る制度として全国で初めて「チャレンジ・アグリ認証」の制度を設けた [121]。障害者が土づくりや種まき、水やり、除草などを実技で学び、さらに商品の包装や衛生管理などの講義も受ける。講師は園芸の専門学校や農家に依頼し、農業を体系的に学んでもらうことで、障害者の農業分野への就労を促進することが狙いとなっている。農福連携に取り組む事業所への補助金による支援も行っている。

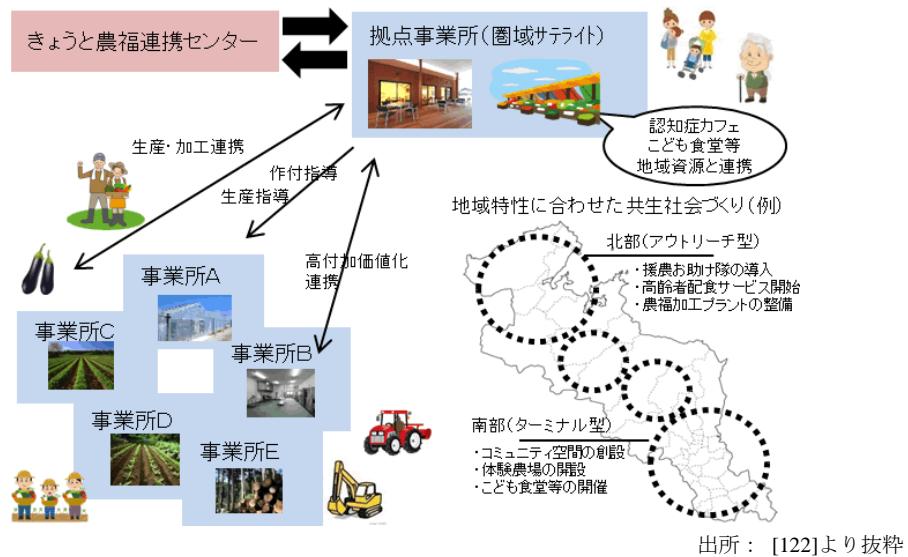


図 4-9 「京都式農福連携」の取り組み

(3) 協力での活用方法と留意点

第一次産業が中心となっている開発途上国には、大変参考となる取り組みであると言える。農作業の工程を整理し、視覚的にわかりやすくしたりマニュアル化したりすることで、事務作業やサービス業に従事することが難しい障害者も就労が可能となる。農作業だけでなく、収穫作物の食品加工なども同じように工程を整理することで雇用機会を拡大できる。

4.2.5 取り組み：ソーシャルファーム

(1) 概要

ソーシャルファームの発祥の地はイタリアであるとされ、1970 年代以降、ヨーロッパ地域の各国で取り組まれているが、日本においてはソーシャルファームの公的制度は存在しない [123]。一方で、一般就労でも福祉的就労でもない障害者就労の在り方として、昨今、注目されるようになってきている。ソーシャルファームの定義は様々であるが、Social Firm Europe による定義は表 4-7 のとおりである。

表 4-7 ソーシャルファームの定義

- 障害者など労働市場において不利があるその他の人々を雇用するためにつくられたビジネスである。
- マーケット指向の商品とサービスを用いて社会的使命を追求するためのビジネスである。（収入の 50%以上は商取引によるものであること。）
- 従業員の多く（少なくとも 30%）は、障害者または労働市場において不利のあるその他の人々である。
- すべての労働者は、生産能力にかかわらず、仕事に相当する市場賃金または給料を支払われる。
- 仕事の機会は、不利のある従業員と不利のない従業員の間で等しくなければならない。
すべての従業員が、同じ雇用の権利と義務をもっている。

出所： [124]より抜粋

寺島⁴⁰（2014）[124]は、日本の障害者就労の取り組みの中には、この定義の要件を満たしており、ソーシャルファームと言えるものも多く存在していると述べる。また、特例子会社や就労継続支援A型・B型事業、障害者を多数雇用している企業、障害者雇用を目的に設立された企業の多くは、ソーシャルファームに移行できる可能性を秘めていると考察している。

2019 年 12 月には、全国で初めて、東京都がソーシャルファームの設立と活動を促進する条例⁴¹を制定する等、ソーシャルファームへの具体的取り組みが始まったところであると言える。

⁴⁰ ソーシャルファームに関する学識経験者としては、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会参与（前浦和大学総合福祉学部学部長）寺島彰氏のほか、東京家政大学名誉教授 上野容子氏が挙げられる。

⁴¹ 都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例。施行は 2020 年 6 月からであり、今後、「ソーシャルファームに関する指針に係る検討会」で指針の策定等について検討がなされる予定である。

(2) 事例

寺島（2014）[124]で挙げられている、ソーシャルファームの定義の要件を満たしている取り組みを以下に示す。

- **日本理化学工業株式会社（神奈川県川崎市）**

学校で使用するチョーク製造を主とした会社で、本社は神奈川県川崎市にある。社員 86 人中 63人が知的障害を持つ社員（2020 年 2 月時点）。1960 年に近隣の特別支援学校の卒業生 2 名を雇用したことから障害者雇用への取り組みが始まった。

- **株式会社宇佐ランタン（大分県宇佐市）**

日本の伝統産業である提灯の製造・販売を行っている。社員の 60%以上が知的障害者である。

- **社会福祉法人太陽の家（大分県別府市）**

企業と共同出資会社を設立し、企業が生産の技術や運営・管理を、太陽の家が健康管理や日常生活などを支援するシステムを採用している。1972 年に補聴器等の電子機器製造の会社と共同出資会社を設立し、現在全国に 8 つの共同出資会社を経営している。8 社の計 826 人の従業員のうち、521 人が障害者である（2019 年 4 月時点）。

4.3 国内リソース一覧

就労支援に関連する活用可能な国内リソースを表 4-8 にまとめる。

表 4-8 就労支援に関連する活用可能な国内リソース一覧

リソース	内容
民間企業による就労支援	
株式会社ウェルビー	就労支援移行事業所 ウェルビーを全国展開している。 https://www.welbe.co.jp/
株式会社リタリコ	就労移行支援事業所 LITALICO ワークスを全国展開している。 https://works.litalico.jp/
株式会社トレパル	トレパル就労移行支援事業所において、地域の中小企業とのネットワークを強化し、企業見学や実習を積極的に行ってている。 https://torepal.co.jp/
多様な就労形態	
株式会社ディーソル	障害者の在宅就業支援を展開している。 https://www.d2sol.co.jp/
ヴァルトジャパン株式会社	「障がい者特化型 BPO（お仕事受発注サービス）」事業を展開している。 https://www.valt-japan.com/
川崎市の短時間雇用創出プロジェクト	短時間の就労を希望する障害者と企業をつなぐ活動を実施。 http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000093182.html
株式会社ドコモ・プラスハーティ	NTT ドコモの特例子会社。清掃道具の工夫やチームでの作業分担等の取り組みが特徴。 http://www.nttdocomo-plushearty.com/
株式会社伊勢丹ソレイユ	株式会社伊勢丹の特例子会社。重度の障害のある人を中心に雇用している。 https://imhds.disclosure.site/ja/themes/100
株式会社コマツ	特例子会社ではなく、本社人事部内に障害者雇用を促進させる専門組織として「ビジネスクリエーションセンタ（BCC）」を設立し、そこで知的・発達障害を持つ社員が勤務している。 https://www.ref.jeed.or.jp/2019/2019023.html

リソース	内容
武藏野千川福祉会	就労継続支援 B型事業所。作業環境の改善などを通じて生産性を高め、高い工賃の支払いを実現している。 https://www.musashino-senkawa.com/
障害者職業・生活支援センター	
千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会	千葉県の障害者就業・生活支援センターが集まって協議会を組織している。 http://www.chiba-centernw.com/index.html
障害者就業・生活支援センターSWAN	https://www.yamato-jiritsu.jp/nakapotsu/index.html
ソーシャルファーム	
日本理化学工業株式会社	https://www.rikagaku.co.jp/handicapped/
株式会社宇佐ランタン	http://www3.coara.or.jp/~lantern/
社会福祉法人太陽の家	http://www.taiyonoie.or.jp/
マニュアル・ツール	
「ワークサンプル幕張版（MWS）」	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構によって開発されたワークサンプルで、OA作業、事務作業、実務作業に大別された13種類によって構成されている。作業の疑似体験や職業上の課題を把握する評価ツールとしてだけでなく、作業遂行力の向上などにも活用できる。 http://www.nivr.jeed.or.jp/research/kyouzai/21_2_MWS.html
「一般職業適性検査」	多様な職業分野で仕事をする上で必要とされる代表的な9種の能力を測定することで、望ましい職業選択を行うための情報提供を目的として作成された。知的能力、言語能力、数理能力、書記的知覚、空間判断力、形態知覚、運動共応、指先の器用さ、手腕の器用さを測定できる。 https://www.jil.go.jp/institute/seika/tools/GATB.html
「障害者用 レディネスチェックリスト」	障害者の職業能力の評価・職業紹介・適応指導などを進める場合に必要とされる情報のチェックリスト。 http://www.koyoerc.or.jp/school/assessment_tool/251.html
「就労移行支援のためのチェックリスト」	就労移行支援事業者等が、個別支援計画の作成などの際に利用し、就労関係機関が支援対象者について共通した認識をもって支援を実施するための支援ツール。 http://www.nivr.jeed.or.jp/research/kyouzai/19_checklist.html
「就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュアル」	就労継続支援B型事業の利用希望者に対して就労移行支援事業所が行う就労面のアセスメントの具体的な手順や方法を提示。 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokkyokushougaihokenfukushibu/0000084412.pdf

出所：KRC 作成

第5章 調査結果「ユニバーサルツーリズム」

5.1 同分野に関する日本の取り組み概要

5.1.1 観光のユニバーサルデザイン化促進の背景

日本では急速に高齢化が進行する一方で総人口は減少しており、旅行者に占める高齢者の割合は高まっている⁴²。高齢になれば誰もが何らかの障害を持つ可能性があり、障害を持つことは特別なことではなくなる。これまで旅行・観光分野において、高齢者や障害のある人など何らかの配慮が必要な人への対応が進んでいなかったことから、「すべての人ができるだけ最大限に旅の楽しみを享受できる観光のユニバーサルデザイン化」が求められるようになった[125]。

観光地側からみれば、観光のユニバーサルデザイン化に取り組むことにより、新たな観光需要を生み出すことができる。伊勢志摩地域など先進的な取り組みにおいては、高齢者や障害者などを新たなマーケットと捉え、他の観光地との差別化により観光客数を着実に伸ばしている例もある。

この取り組みを先導した伊勢志摩バリアフリーツアーセンター理事長の中村氏は、観光を「コミュニティマーケット」と呼び、観光の多くは、カップルや家族、グループ、団体などコミュニティで消費されるものであり、行き先は複数人の中で不人気ではないところに決まるという特徴を示している⁴³。

また、神戸における取り組みの先駆者である神戸ユニバーサルツーリズムセンター代表の鞍本氏は、高齢者や障害者が「旅行に行くかどうかを決める鍵は、当事者ではなくその家族など日常的に介助している人が持っている」とし、同行者も一緒に旅を楽しむ環境整備の大切さを指摘している⁴⁴。

このように、高齢者や障害者だけでなく同行者も含めれば、大きなマーケットと捉えることができる。今後ますます日本の高齢者人口が増加する中で、旅行・観光に行きたい人が諦めることなく参加できるような環境づくりが求められている。こうした背景から、観光庁では、ユニバーサルツーリズム（以下、UT）を「すべての人が楽しめるよう創られた旅行であり、高齢や障害等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行」とし、この普及を目指している。

なお、UTと同義の表現として、バリアフリー観光やアクセシブルツーリズムなどが挙げられるが、本報告書では観光庁の表現にしたがって、基本的にUTを用いる。ただし、各事例紹介においては、当該地域で用いられている表現を優先して使用する。

⁴² 令和元年版高齢社会白書によれば、2018年10月1日現在、日本の総人口は1億2,644万人。65歳以上人口の割合（高齢化率）は28.1%で、このうち75歳以上人口は14.2%であり、65～74歳人口を初めて上回った。

⁴³ 中村元氏（伊勢志摩バリアフリーツアーセンター理事長・日本バリアフリー観光推進機構 理事長）へのヒアリングより。

⁴⁴ 鞍本長利氏（神戸ユニバーサルツーリズムセンター・日本ユニバーサルツーリズム推進ネットワーク代表理事）へのヒアリングより。

5.1.2 UT 促進に関する法律や国の取り組み

ここでは、日本におけるUT促進に関する主な法律や取り組みを紹介する。

国土交通省による「ユニバーサルデザイン政策大綱」（2005年）では、観光分野に関し、ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光促進が示された。建物を対象とする「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と交通機関を対象とする「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）を統合して2006年に成立した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）により、建築物と旅客施設をつなぐ経路を含めた地域全体をバリアフリー化することが定められ、観光地においても面的なバリアフリー化が推進される契機となった [126]。

2007年に施行された「観光立国推進基本法」では、高齢者、障害者、外国人等の旅行者の利便増進が謳われており、政府が総合的かつ計画的に講ずるべき施策として、「ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の促進」が位置付けられた [126]。

2011年度以降は、観光庁においてUTの普及促進に向け、様々な検討や調査等が実施された。この中で、観光地側に向けては、UTに対応した地域づくりを進めるための「地域の受入体制強化マニュアル」（2013年度）、「ユニバーサルツーリズムに対応した観光案内の実践方策」をまとめた手引き（2016年度）などが作成された。また、旅行業側に向けては、ユニバーサル旅行商品の供給促進に向けた旅行業者によるワーキンググループの実施（2014年度）やUTに係るマーケティングデータの整備（2014年度）などを行った。さらに、高齢者や障害者を含む外国人旅行者の受け入れ体制の検討と情報提供のためのホームページの整備（2014年度）を行った。

加えて、バリアフリー対応の底上げのために観光関係者（宿泊施設関係者、旅行業者、観光地域関係者）向けに、2007年度には「高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル」が作成された。翌年には、「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」を作成したほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えて、多様なユニバーサルツアーアの商品化促進を目的に、旅行会社へのアンケート調査及び実証事業を行うなど、UTの促進を図っている [127]。

表 5-1 観光庁の主な UT 促進業務

17 年度以前(2005 年)	ユニバーサルデザイン政策大綱 (H17)
H18 年度 (2006 年)	／交通バリアフリー法 (H12) ／バリアフリー法 (H18)
H19 年度 (2007 年)	◎観光立国推進基本計画(H19/6)／◎観光のユニバーサルデザインガイドライン(H20/3)
H20 年度 (2008 年)	◎観光庁発足 (H20/10)
H23 年度 (2011 年)	◎観光立国推進基本計画 (H24/3) 旅行の送り手に係る課題の検討
H24 年度 (2012 年)	旅行の着地側に係る課題の検討
H25 年度 (2013 年)	受入拠点の強化／旅行商品の供給促進に向けた検討／旅行による効用の検証
H26 年度 (2014 年)	更なる受入拠点の強化／旅行商品の供給促進に向けた検討／マーケティングデータ整備／外国人旅行者への対応検討
H27 年度 (2015 年)	受入拠点の効果検証／旅行業者の効果検証／ユニバーサルツーリズムの更なる普及促進／乳幼児連れ及び妊産婦旅行促進
H28 年度 (2016 年)	◎障害者差別解消法 (H28/4) ／◎ユニバーサルデザイン 2020 行動計画 (H29/2) 受入拠点の更なる普及と受入体制強化手法の検討／宿泊施設における情報発信等のあり方の検討
H29 年度 (2017 年)	宿泊施設、旅行業、観光地域の接遇マニュアル作成と普及の検討／宿泊施設におけるバリアフリー情報発信の検討
H30 年度 (2018 年)	ユニバーサルツアーアクセスのための実証事業／宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル作成と普及の検討

出所： [128] p1 を基に KRC 作成

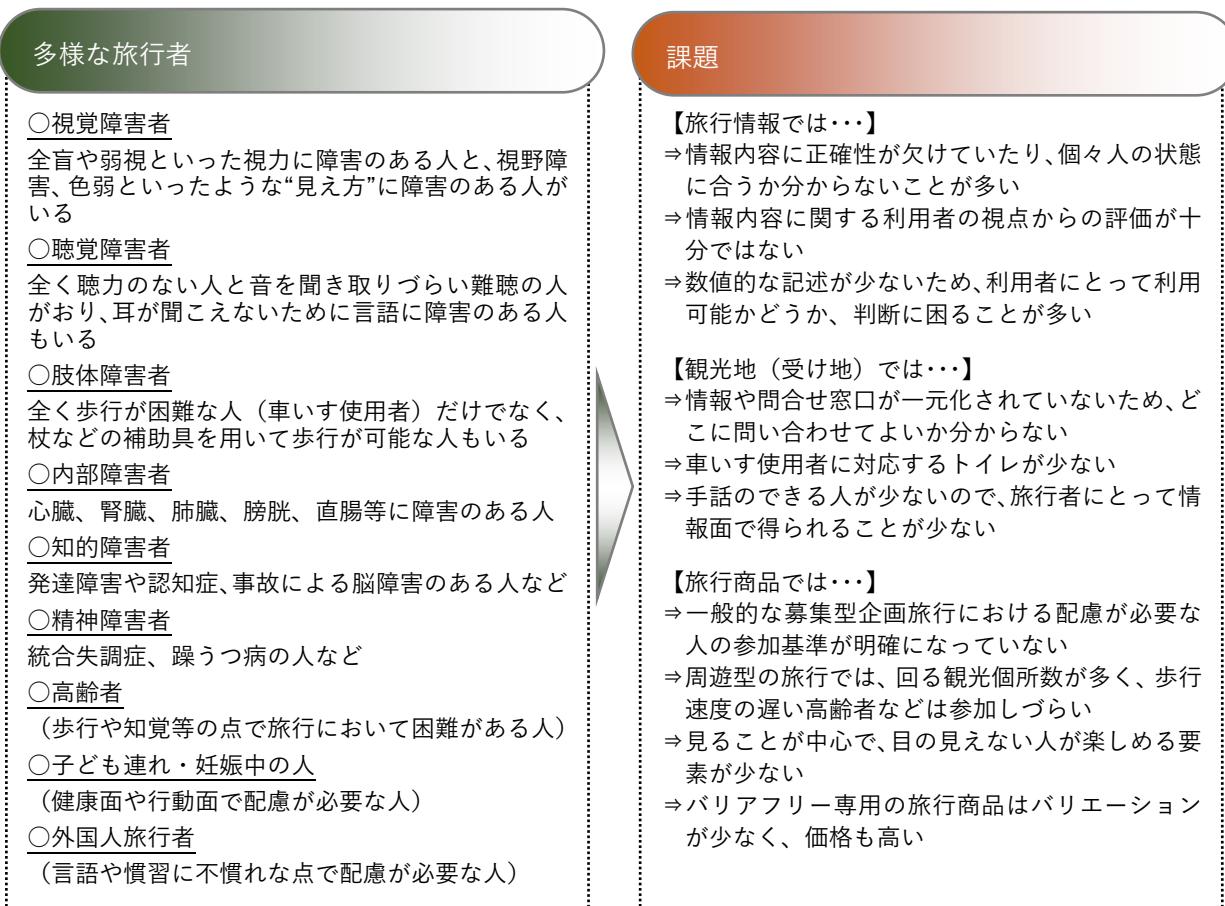
このほか、介護保険制度により、介護や介護保険適用型の介護タクシーを 1 割負担で利用できるようになった（2000 年）。また、介護保険サービスを利用した介護支援が一般化され、介護が家族中心に行われてきたような地域（観光地）でも介護サービスを受けられるようになった [129]。ただし、居住地以外（旅行・観光先等）での介護サービス利用は介護保険制度の適用外となっている。

5.1.3 UT 対象の分類と既存の対応マニュアル等

ここでは、UT が対象とする何らかの配慮を必要とする主な旅行者とその特徴、及び旅行者が直面する課題を示す（図 5-1）。

UT に対応した観光案内の実践のためには、まず当事者を知ることが大切である。その際には、高齢者や障害者だけでなく、乳幼児連れや妊産婦、高齢者や障害者を含む外国人旅行者についても、ニーズや課題を把握することが必要である。こうした UT の対象者への対応にあたっては、表 5-2 に示す既存のマニュアルが参考となる。

なお、本報告書では、これら UT の対象者を総称して「観光困難者」と表現する。



出所：[130] p3 を基に KRC 作成

図 5-1 多様な旅行者の特徴と直面する課題

表 5-2 UT に関する既存のマニュアル等

- 宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル（観光庁／2018年8月）
- 高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル「宿泊施設編」「旅行業編」「観光地域編」（観光庁／2018年3月）
- ユニバーサルツーリズムに対応した観光案内の実践方策（観光庁／2017年3月）
- 観光バリアフリー対応マニュアル（沖縄県／2016年3月）
- 乳幼児連れ及び妊産婦旅行促進事業 報告書（観光庁／2016年3月）
- 訪日外国人旅行者向けユニバーサルツーリズム情報発信事業 報告書（観光庁／2015年7月）
- 地域の受入体制強化マニュアル（観光庁／2014年3月）
- 逃げるバリアフリーマニュアル～観光地における移動・災害弱者に対する避難対応～（沖縄県／2013年1月）
- 観光のユニバーサルデザイン化 手引き集（国土交通省／2008年3月）

出所：[131] p20 を基に KRC 作成

5.2 取り組み

地域（観光地）における UT 推進の方法として、まず地域主体で取り組むことが考えられる。地域の観光客増加とそのための受け入れ環境づくりを実現するためには、その地域に住む人や関わりを持つ人が主体となり取り組むことが重要だからである。こうした取り組みが、ひいては地域のまちづくり、ノーマライゼーションの推進につながる。日本で実践されている UT 推進のための地域主体の取り組みを以下の（1）～（5）に整理し、概要をまとめる。このほか、旅行業においても UT に関する取り組みが行われており、これを（6）に整理する。

- (1) 地域の意識醸成と推進体制づくり
- (2) 施設の調査と整備
- (3) 情報の収集と発信
- (4) 地域資源の活用と地域内の連携
- (5) さらなる推進に向けて（地域間ネットワークの構築、インバウンド対応等）
- (6) 旅行業における取り組み

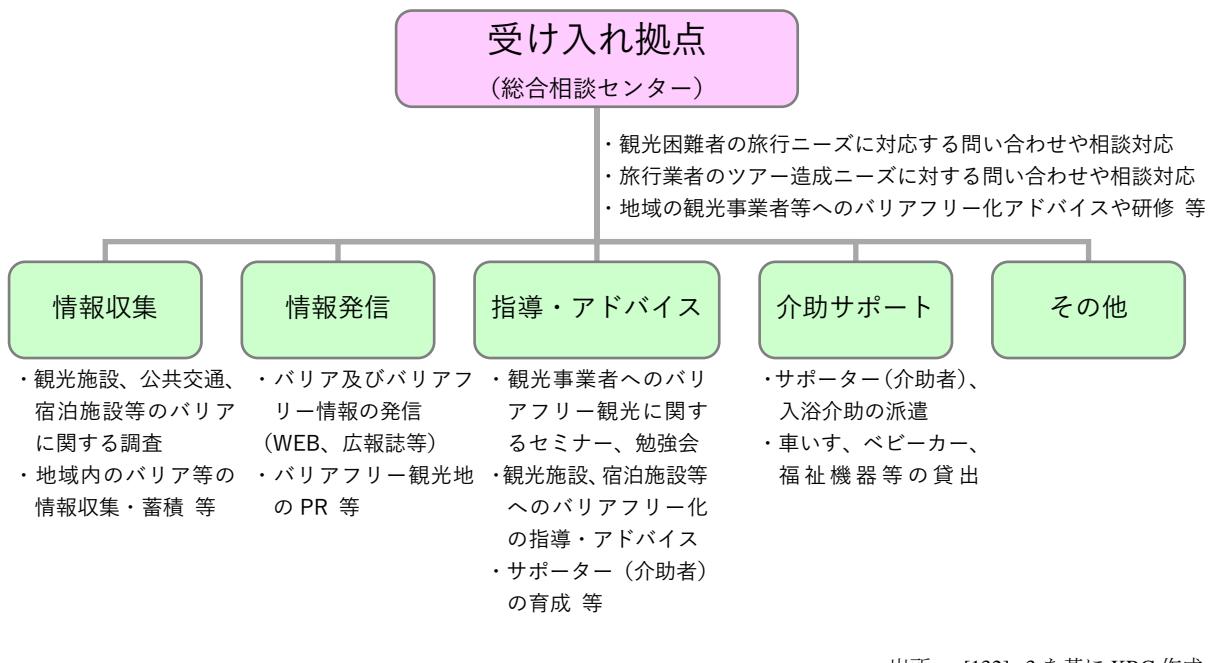
5.2.1 取り組み：地域の関係者の意識醸成と推進体制づくり

（1）概要

地域（観光地）で UT を推進するためには、まず地域全体で UT の効果や必要性について共通理解を持つ必要がある。この際に対象となる関係者としては、観光関連団体（観光協会等）、観光関連事業者（観光施設、宿泊施設等）、交通関連事業者、地域の福祉団体や市民団体、行政（観光、土木や都市計画、交通、福祉など多様な部門）が挙げられる。

これら関係者を集めた勉強会や委員会を設置し、地域の観光の活性化には UT の推進が必要不可欠であるという認識を共有した上で、旅行者の状況やニーズ、地域内のバリアフリー状況等を把握し、課題などを検討する。その後、この勉強会等に参加した既存の組織や団体が中心となり、NPO など新規の組織立ち上げや既存組織の活用など、地域の事情に応じて UT 推進のための組織づくりを行う [125] [132]。

先進的な取り組みにおいては、地域の UT 推進の中心組織が受け入れ拠点となり、総合的な相談窓口を設置して、観光困難者が旅行に出る前の不安を軽減し、旅行中のトラブルを回避するための情報発信や相談事業等を実施している。この受け入れ拠点の機能は、図 5-2 のように整理される。



出所： [132] p3 を基に KRC 作成

図 5-2 観光地における受け入れ拠点の機能

(2) 事例

事例 ① 地域での UT 推進に向けた関係者の意識醸成（日本バリアフリー観光推進機構）

日本バリアフリー観光推進機構では、新たなバリアフリー観光地開発のためのセミナーや勉強会を全国で主催している。独自のバリアフリー観光地開発手順に基づき、「キックオフとなる勉強会には『地元観光事業者』『地域行政』『地元障がい当事者およびNPO』の3つのセクターの人々の参加が必要であること」を明確に指導している。地域関係者の意識醸成の結果、多くの相談センター（バリアフリー観光拠点）が全国に誕生している。

セミナーや勉強会の具体的な内容としては、同機構理事長による講演会、独自の「パーソナルバリアフリー基準」に関する座学や調査実習、先進地における相談センターの運営方法の実地研修などのプログラムを提供している。

事例 ② バリアフリー旅行相談窓口の設置（伊勢志摩バリアフリーツアーセンター）

設立の経緯

伊勢志摩バリアフリーツアーセンターは、NPO が運営するバリアフリー旅行相談の常駐窓口として日本で最初に作られた案内所で、各地の窓口の手本となっている。三重県の「伊勢志摩再生プロジェクト」メンバーであった現理事長の中村元氏が、2002 年に観光地のバリアフリー化の事業を企画、地元のバリアフリー情報発信のための活動をしていた現事務局長の野口あゆみ氏と車いすユーザーの友人らと協力し、当該センターが発足した。伊勢・志摩・鳥羽を訪れたい障害者や高齢の旅行者に、宿泊・観光施設のバリアフリー情報を発信すると同時に、設備面のバリアフリー

だけでなく、ソフト面でのバリアフリーも行き届いた日本一のバリアフリー観光地を目指し、地域でのセミナーやアドバイス事業も積極的に行っている。

活動内容

地域の「増客」を目的としてバリアフリー観光を推進している。電話やメールでの相談受付のほか、窓口（カウンター）が近鉄鳥羽駅に隣接の商業ビル1階にあり観光客にとって利便性の高い場所であるため、来訪する利用者からの個別相談や観光案内にも対応している。伊勢・志摩・鳥羽地域の宿泊施設や観光施設等を調査し、バリア及びバリアフリー情報をホームページで発信している。様々な活動により、伊勢神宮の車いす使用者数の大幅な増加、観光地全体の増客、地域活性化に寄与している。

主なサービス内容：施設等のバリアに関する調査・アドバイス、地域のバリア及びバリアフリー情報の発信、バリアフリー観光地のPR、福祉用品やベビーカー等のレンタルなど

事例③ 地域のネットワークによる受け入れ環境づくり（神戸ユニバーサルツーリズムセンター）

設立の経緯

NPO法人ウィズアス（代表：鞍本長利氏）は障害者の自立支援や就労支援に取り組んでいた経験から、障害者や高齢者が安心して神戸観光を楽しめるよう2002年よりコミュニティビジネスとして旅行支援を開始した。市内の宿泊施設、移送、福祉事業者等の団体ごとに個別のバリアフリーに関する取り組みやサービスをつなぎ、ネットワーク化するため、2010年に神戸ユニバーサルツーリズムセンター（通称 WING KOBE）を開設し、観光業界や行政など地域全体にネットワークを拡大している。

活動内容

「福祉」の視点から地域の旅行・観光を捉え、市内の宿泊、観光、移送、福祉等の各団体等をネットワーク化することで、総合的な情報提供を行っている。3つの笑顔「安心・楽しむ・低コスト」を中心に活動を実践している。また、障害のある職員自らが情報収集やコーディネートに携わり、障害者の雇用確保に取り組んでいる。さらに、事前に介護福祉士による丁寧なヒアリングを行い、旅行者の身体の状態や要望を把握の上、個人に合った旅行プランを提案している。2010年には第2種旅行業を取得し、宿泊施設や移動手段の予約などワンストップでの旅行手配に対応できるようになり、特別支援学校の修学旅行受け入れなども始めたことから、問い合わせ及びコーディネート件数が伸びている⁴⁵。

主なサービス内容：宿泊施設の手配、移送タクシーの手配、観光案内コンシェルジュの派遣、介助人の派遣、福祉用品レンタル、地域のユニバーサル情報の発信など

⁴⁵ ヒアリング調査によれば、問い合わせ実績は45件（2011年）から111件（2018年）と2.5倍。コーディネート件数は8件・旅行人数13人（2011年）から47件・旅行人数753人（2018年）と大幅に増加。

(3) 協力での活用方法と留意点

開発途上国において UT を推進するためには、まず UT の対象となる観光困難者をマーケットと捉えることが重要である。その上で、地域（観光地）の関係者が、地域の観光活性化に UT の推進が必要不可欠であるという認識を共有する必要がある。

伊勢志摩では、観光地の「増客」を明確に打ち出すことで、地元の観光事業者を推進主体に巻き込んだ。一方で、福祉の視点から UT に取り組んでいる神戸では、「家から一歩踏み出すこと」と広義に捉え、障害者や高齢者の余暇活動や生活を楽しむ機会を充実する面から、福祉・介護事業者の観光分野への展開を促している。

このように、地域の事情に応じて、UT 推進のための目的を設定して共有し、地域の多様な関係者を巻き込む方法は、協力支援において有効である。

5.2.2 取り組み：施設の調査と整備

(1) 概要

観光困難者が、安心して快適に観光を楽しむためにハード面の整備は欠かせない。観光施設や宿泊施設など観光関連施設、交通機関のバリアフリー化は集客に結びつくだけでなく、住んでいる人にとっても快適となり、福祉のまちづくりにもつながる。

ハード面の整備には、歩行環境や地域基盤等の地域全体の整備と、観光施設・宿泊施設等の個別施設単位の整備がある。いずれも旅行者の観光行動に即した調査を実施して状況を把握し、可能な対応から段階的に進めることが重要である。施設等のバリアフリー調査を実施するにあたっては、適切なアドバイスができる体制・組織づくりを行うことが効果的で、地域の障害当事者に調査員として協力を得ることも考えられる [125]。

先進的な取り組みにおいては、観光困難者からの相談に適切に対応するため、地域の観光施設、宿泊施設、飲食店等のバリアフリー状況（及びバリア状況）の調査を行い、地域の情報を収集・蓄積している。施設のバリアフリー調査の項目例としては表 5-3 で示すものが挙げられる。

表 5-3 バリアフリー調査の項目例

区分	調査項目例
駐車場	・車いす使用者用駐車施設の有無、数
エントランス・玄関	・段差の有無、出入り口の幅 ・手摺りの有無、手摺りの数と位置
受付	・車いす対応の高さのカウンターの有無 ・視覚障害者や聴覚障害者対応の装置の有無
トイレ	・バリアフリー対応のトイレの有無 ・出入り口の段差の有無、出入り口の幅 ・手摺りの数と位置
施設内・廊下	・車いすで利用しやすい十分な空間の有無 ・廊下の幅 ・点字ブロック等の設備の有無
階段	・手摺りの有無 ・点字ブロック等の設備の有無
昇降施設	・エレベーターの有無 ・かご及び昇降路の出入り口の幅、かごの奥行き ・音声装置、点字等の視覚障害者対応装置の有無
客室	・車いす対応客室の有無 ・出入り口の段差の有無、幅 ・客室内のバリアフリー対応のトイレの有無 ・トイレの出入り口の段差の有無、出入り口の幅、手摺りの数と位置 ・客室内浴室の出入り口の段差の有無、出入り口の幅、手摺りの数と位置

出所：[132] p12 を基に KRC 作成

(2) 事例

事例① 施設等のバリアフリー化（伊勢志摩バリアフリーツアーセンター）

伊勢志摩バリアフリーツアーセンターでは、バリアフリー化のための改修工事に対する設計段階からのアドバイス、観光事業者へのバリアフリーに関するアドバイスなどを実施している。旅行者の安心感と満足感につながり、提携旅館の利用者の増加、伊勢神宮における車いす利用の参拝者数の増加などを実現している。

パーソナルバリアフリー基準

伊勢志摩バリアフリーツアーセンター発祥のバリアフリー調査の手法。「行きたいところに行けるかどうかが大事」という考え方で、その人が行きたいところのバリアを明らかにし、必要に応じて相談を受けられる体制をつくっている。

バリアフリー調査

パーソナルバリアフリー基準に基づき、障害当事者を交えて調査し、整備のためのアドバイスを行う。伊勢市が大規模改修に対する半額補助を実施し、これが観光庁による「宿泊施設バリアフリー化促進事業」⁴⁶のモデルとなっている。

⁴⁶ 2019 年は客室の大規模改修等（車いす使用者客室等の整備）に対し 1/2 補助（上限 500 万円）。

(3) 協力での活用方法と留意点

開発途上国の観光地においてバリアフリー化を進める際には、観光客は必ずしもバリアフリー化（ユニバーサルデザイン化）されたところに行くわけではないことを認識しておく必要がある。

伊勢志摩バリアフリーツアーセンター理事長の中村氏によれば、「観光はバリアを楽しむこと」とも言え、例えば伊勢神宮をユニバーサルデザイン化するために玉砂利をなくすことを観光客は望んでいない、人手があればバリアがフリーになることもあると言う。また、ハード面をソフト面の充実により補うことを目指す神戸ユニバーサルツーリズムセンター代表の鞍本氏は、「旅は人との関わりが楽しい」とし、あえてバリアを残すことで人との関わりが生まれ、リピーターになると説く。

このため、観光困難者の安全・安心、快適性に配慮しつつ、観光地の魅力（自然、もの、人など）を楽しむという視点を持った上で、バリアフリー化にあたることが重要である。

なお、バリアフリー化の際には事前の調査が不可欠で、調査の初期段階では障害当事者の視点が重要となるが、調査する個人の意見に偏る場合もあるため、障害者支援や福祉用具などを熟知した専門家が調査することも有効である。

5.2.3 取り組み：情報の収集と発信

(1) 概要

先述のハード面の整備を補完するソフト面の対応の一つとして、情報の収集と発信が挙げられる。観光困難者が旅行する際に、事前の情報収集は重要である。インターネットの情報を利用する旅行者が増えているが、情報提供主体によって内容や質にばらつきがあり、必ずしも利用しやすい状況とは言えない。

旅行者が利用しやすい情報提供をするため、情報内容の基準化を目指すとともに、情報提供の運営体制を一元化し、旅行者の行動パターンに即した総合的な情報提供が必要である。また、情報発信の内容についても、行ける場所のバリアフリー情報だけでなく、行きたい場所のバリア情報も提供することで、旅行者自らが行動を選択できるように配慮することが大切である [125]。

先進的な取り組みにおいては、施設のバリアフリー状況等の調査結果などによりバリアフリー情報を収集し、ホームページや紙媒体等により情報発信している。

(2) 事例

事例① 自治体による観光バリアフリー情報の発信（沖縄県）

沖縄県では、観光バリアフリー関連情報を整理・体系化した情報ポータルサイトを提供している。旅行者向けページでは、沖縄観光バリアフリーの魅力紹介、沖縄県バリアフリーマップ、旅の窓口やバリアフリー旅行支援・レスパイトサービスの紹介、食物アレルギー情報、交通機関等の情報など幅広く提供している。また、県内事業者向けのページでは、高齢者や障害者等への対応方

法を学ぶセミナーやアドバイザー派遣の案内、逃げるバリアフリーをはじめ各種マニュアルなどを提供している。

沖縄県観光バリアフリーポータルサイト <https://okibf.jp/home.php>

沖縄県バリアフリーマップ

県独自のピクトグラム「沖縄県福祉マーク」を利用し、配慮者別・目的別・施設別・地域別などでバリアフリー情報を発信している。

しょうがい者・こうれい者観光案内所

沖縄バリアフリーツアーセンターでは、那覇空港及び那覇国際通りの2か所で旅の窓口を運営し、バリアフリー情報を案内するほか、車いすやベビーカーなどのレンタルを行っている。



ICT の観光案内への活用（UD トーク、ディジー）

沖縄バリアフリーツアーセンターでは、聴覚障害者等とのコミュニケーション支援として「UD トーク」⁴⁷を活用している。また、視覚障害者向けには、アクセシブルな情報システムである「ディジー」による沖縄県バス路線案内を実施している。

事例② 受け入れ拠点における情報発信

（伊勢志摩バリアフリーツアーセンター、神戸ユニバーサルツーリズムセンター）

先に紹介したバリアフリー観光や UT の受け入れ拠点においても、宿泊施設や交通機関に関するバリアフリー情報や観光情報、まちの情報などを発信している。

神戸ユニバーサルツーリズムセンター

「神戸ユニバーサル観光ガイドブック」では15エリアごとに神戸の魅力と高齢者や障害者が安心して利用できる店や施設を紹介。神戸ユニバーサルライフ情報紙「びと（bito）」（年4回、1万部発行）では、車いす利用者のスタッフが神戸のまちを歩き回って取材した店舗や施設の内容をまとめて紹介している。できるだけ多くの人の目にとまるよう、冊子とWebを活用して情報発信している。

伊勢志摩バリアフリーツアーセンター

HPにおいて、宿泊・観光・交通・飲食店・アクティビティ・トイレなどのバリアフリー情報を発信している。同センターが開発した受け入れシステム「パーソナルバリアフリー基準」に基づき施設等を調査した結果も詳細に掲載しており、この情報を基に利用者からの個別相談に応じている。このほか、三重県のバリアフリー情報誌「みえバリ」（2018年版vol.2）や、日本バリアフリー観光推進機構とともに「旅バリ」を発行している。

⁴⁷ 本報告書7-2ページを参照。

(3) 協力での活用方法と留意点

開発途上国において観光地の情報発信を進めるにあたっては、情報を受け取る側に合った手段（Web、紙媒体など）を用いることが前提となる。「情報を知らなければならないのと同じ」（神戸ユニバーサルツーリズムセンター代表の鞍本氏）であるため、多くの人が情報を入手できる方法を用いることが大切である。

その上で、情報発信の際の留意点としては、観光困難者が「行きたいところのバリアを明らかにする」（伊勢志摩バリアフリーツアーセンター理事長の中村氏）ことが重要である。これは先述のパーソナルバリアフリー基準「行きたいところに行けるかどうかが大事」という考え方に基づくもので、観光を楽しむための選択の自由を確保している。

5.2.4 取り組み：地域資源の活用と地域内の連携

(1) 概要

旅行者を受け入れるホスピタリティとして、ソフト面の充実は重要であり、UTの推進にあたっては、既存の地域にある資源（人・もの）を有効活用し、連携を図ることが効果的である。

観光困難者にとって、旅行先で必要な介助を受けられることは重要である。出発地から介助者を同行させることが一般的だが、経費（人件費・交通費・宿泊費）は健常者の数倍必要となってしまうため、地域の介助ヘルパー等との連携により、観光地において必要な介助を受けられる体制を構築することが望まれている。また、足の不自由な方、高齢者、乳幼児連れの方のために、観光関連施設等で車いすやベビーカーの貸し出しを行うなど、観光地において必要な用具の提供を受けられる仕組みが求められる [125]。

また、観光困難者からの問い合わせや相談に対応するためには、地域内の連携が大切である。連携の際には、行政を巻き込むことが、地域一丸となってUTに対応した観光地づくり（バリアフリー観光地づくり）を推進するために重要である [132]。

(2) 事例

事例① 地域の介助ヘルパー等との連携及び多様な主体とのネットワーク構築

（神戸ユニバーサルツーリズムセンター）

神戸ユニバーサルツーリズムセンターでは、地域のホテルやタクシー会社と提携し、入浴介助や食事介助、移送などをコーディネートするサービスを展開している。また、ヘルパー派遣業者等と協力して、必要な介助の手配も行っている。さらに、観光案内のコンシェルジュを手配し、車いすの入りやすい店への案内なども行っている。

神戸市協力の下、経済産業省や国土交通省、内閣府などの事業の採択を受け、市内の宿泊・観光・移送サービス・医療福祉事業所・教育機関等とのネットワークを構築し、障害者等の神戸の旅や滞



KOBE どこでも車いす

在をサポートしている。また、神戸市観光コンベンション推進室と連携した情報発信（神戸ユニバーサルライフ情報紙「びと」ほか）や「KOBE どこでも車いす」（無料レンタルサービス）を展開している。さらに、神戸市都市計画局・神戸市保健福祉局と連携し、サービス産業従事者や行政関係者を対象にユニバーサルホスピタリティ研修（視覚・聴覚・高齢者・肢体障害者への接遇研修）も実施している。

事例② 福祉用具等貸し出し体制の構築及び多様な主体との連携

(伊勢志摩バリアフリーツアーセンター)

伊勢志摩バリアフリーツアーセンターでは、伊勢志摩で車いすを調達して利用したい方、旅行中に歩き疲れた方、ケガをした方などを対象とした車いすの無料レンタルサービスとして「どこでもチエア」を鳥羽市・鳥羽旅館事業協同組合との連携により実施している。このほか、水陸両用車いすやベビーカーなどのレンタルも行っている。

同センターの活動自体が三重県の「伊勢志摩再生プロジェクト」の一環として開始されたため、設立当初から三重県と密に協働している。現在も伊勢市、鳥羽市、三重県、国土交通省等からバリアフリー観光関連事業を継続的に受託し、三重県知事が「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」を表明するなど、地域のバリアフリー観光地づくりの中核として機能している。

(3) 協力での活用方法と留意点

開発途上国において UT を推進する際には、ハード面の整備を補うソフト面の充実が特に重要なと考えられる。

神戸ユニバーサルツーリズムセンター代表の鞍本氏は、「障害者が旅で抱える問題は、移動・入浴・食事・排せつに関する問題だが、災害時には健常者も同じ問題を抱えることになる」と指摘する。旅という非日常において高齢者や障害者が抱える問題を解決するために、地域資源を結びつける UT の取り組みは、地域の観光活性化だけでなく、防災や人に優しい地域づくりにつながる [133]。こうしたことから、UT を障害者や高齢者だけの問題ではなく、地域の一人ひとりの問題として捉える視点が重要である。

また、取り組みの信頼を確保するために、行政との連携は有効である。

5.2.5 取り組み：さらなる推進に向けて（地域間ネットワークの構築、インバウンド対応等）

(1) 概要

これまで見てきたように各地で UT 推進の取り組みがみられるが、今後のさらなる普及や推進に向けて、高齢者や障害者など配慮を要する人の観光をマーケットとして捉え、地域間の競争を促すことで各地の取り組みを盛り上げていくことが重要となる。一方で、観光困難者がどの地域に行っても、同じようなサービスを受けられるよう、各地域の受け入れ拠点をネットワーク化することで、地域間での情報交換や紹介、ノウハウの共有などにより対応の幅を広げることも必要で

ある。さらには、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に、外国人旅行者、妊産婦や子ども、LGBT⁴⁸等も含め、あらゆる人に優しい旅行を目指した取り組みが求められている。

(2) 事例

事例① 全国のネットワークづくり

（日本バリアフリー観光推進機構、日本ユニバーサルツーリズム推進ネットワーク）

観光困難者が各地で同様のサービスを受けられるよう、各地の受け入れ拠点間及び全国のネットワーク構築を図っている。全国規模のネットワークとしては以下の二つが挙げられる。なお、この二つの機関には、重複して所属する拠点があるほか、拠点間においては随時情報交換や連携が図られている。

日本バリアフリー観光推進機構

全国の観光地でバリアフリー観光に取り組むNPOや旅行会社等により運営する相談センターのネットワーク化に取り組み、全国19(2020年2月現在)の相談センターで構成されている。「パーソナルバリアフリー基準」という統一の基準により調査したバリアフリー情報を管理し、「旅のカルテ⁴⁹」システムにより旅行者の身体状態を共有することで、各地の相談センターとのネットワークを構築している。新たなバリアフリー観光地開発のための指導や研修会等も提供している。伊勢志摩バリアフリーツアーセンターが事務局となっている。(<http://barifuri.jp/portal/index.html>)



日本ユニバーサルツーリズム推進ネットワーク

全国の観光地でユニバーサルツーリズムに取り組む団体をネットワーク化している。全国23団体が所属(2020年2月現在)し、年1回の総会開催、団体間の日常的な相談や情報交換により広域のネットワークを構築している。各地の新たな組織設立に向けた相談対応もしている。神戸ユニバーサルツーリズムセンターが事務局となっている。(<http://jutn.net/>)



事例② 訪日外国人旅行者向けの情報発信

（アクセシブルトラベルジャパン、アクセシブルジャパン）

インバウンド対応を進めるために、高齢者や障害を持つ訪日外国人旅行者に対応した情報発信や受け入れ体制づくりが進められている。

⁴⁸ レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字を並べた略称。

⁴⁹ 日本バリアフリー観光推進機構のHP上で提供しているシステムで、顧客が身体の障害内容やリクエストを登録すると、スタッフが旅行の支援をする際に活用できる。

アクセシブルトラベルジャパン

日本バリアフリー観光推進機構は、観光庁の「訪日外国人旅行者向けユニバーサルツーリズム情報発信事業」の検討結果を踏まえ、2015年12月より、身体の不自由な外国人を対象に国内旅行に関する相談受付窓口を運営し、利用者の相談に対応した（現在は相談対応は受け付けていない）。

[\(https://accessible-japan.jp/\)](https://accessible-japan.jp/)



なお、観光庁の同事業では、訪日外国人旅行者向けのUTの情報発信に関するモデル事業として、旭川、伊勢志摩、松江、嬉野、沖縄のバリアフリー旅行相談窓口のホームページの多言語化も実施した。

アクセシブルジャパン

障害を持つ訪日外国人旅行者に向けた情報発信を目的として、カナダ生まれの障害当事者であるバリー・ジョシュア・グ里斯デイル氏が制作・運営する。電車や新幹線などの交通手段、トイレやホテルなどのデータベース、東京や京都をはじめとする観光スポットなどを紹介している。

[\(https://www.accessible-japan.com/\)](https://www.accessible-japan.com/)

事例③ 東京オリンピック・パラリンピックを見据えた東京都の取り組み（東京都）

東京都では、国内外から多様な旅行者を迎えるにあたり、障害者や高齢者など、移動やコミュニケーションにおける困難に直面する人々のニーズに応えながら、誰もが旅を楽しめることを目指し、アクセシブルツーリズムの充実に向けた取り組みを推進している。

東京都アクセシブルツーリズムポータルサイト

旅行者向けと都内の観光関連事業者等向けの二つのカテゴリーに分け、日本語と英語で提供し、音声読み上げや文字サイズ機能等も搭載している。旅行者向けには、「東京観光バリアフリー情報ガイド」で東京の人気スポットを巡る30コースを紹介するほか、宿泊、買い物、交通案内、情報窓口などの各サイトをリンクし情報を一覧化している。事業者向けには、都のサポート情報や好事例の紹介などを掲載している。

[\(http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/tourism/accessible-tourism-tokyo/jp/\)](http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/tourism/accessible-tourism-tokyo/jp/)

事例④ 食のバリアフリー・LGBT対応・災害対応（沖縄県）

沖縄県では、子どもとその家族が安全・安心に観光を楽しめるよう、食物アレルギーに対応した情報発信を行うほか、事業者のアレルギー対応支援やセミナー・講習会なども実施している。また、LGBTへの対応に社会的関心が高まる中、県内の受け入れ機運の醸成を図っている。さらに、災害時も想定して、障害者を安全に避難させるための「逃げるバリアフリー」化（逃げバリ）にも取り組んでいる。

一般社団法人アレルギー対応沖縄サポートデスク

宿泊・飲食事業者でのアレルギー対応支援のワンストップ窓口として、アレルギーに関する研修、客室整備やキッチンでの混入に関する指導、アレルゲン表示や顧客対応に関する指導などを行う。

(<https://okialle.or.jp/>)

食のアレルギー・食のバリアフリーMAP

アレルギー対応メニューのあるお店やアレルゲン表示がある店などを掲載する。また、きざみ食、やわらか食、事前相談可能な店を掲載している。食のアレルギーや食のバリアフリーに対応したケータリングや宅配弁当を提供可能な事業者も紹介している。 (<https://okibf.jp/pamphlet/>)

LGBT 対応セミナー

県主催で、LGBT ツーリズムの動向や LGBT への理解・受入促進に向けたポイントを学ぶ機会を提供している。 (<https://okibf.jp/s/>)

「逃げるバリアフリーマニュアル～観光地における移動・災害弱者に対する避難対応～」

災害時の対応として、宿泊施設や観光施設を対象とした、障害者等を安全に避難させる方法や対応の仕方をまとめている。 (<https://okibf.jp/pref/nigebari/>)

事例 ⑤ ムスリム対応

台東区では、UT 推進の一環として、外国人旅行者とりわけムスリム旅行者に注力している。ムスリム旅行者が安心して飲食し、観光を楽しめるよう、区内飲食店等に対して「ハラール認証取得助成」を行う。また、ムスリム旅行者への PR として「ムスリムおもてなしマップ」の作成・配布、「ムスリムウェルカム Facebook」による情報発信をする。さらに「ムスリムウェルカム講習」では宿泊や食のおもてなし対応を紹介するほか、「ムスリム対応アドバイザー」の派遣も行っている。

ムスリムおもてなしマップ (https://www.city.taito.lg.jp/index/bunka_kanko/yukyaku/tourist/1.html)

ムスリムウェルカム Facebook (<https://www.facebook.com/groups/695818653958229>)

事例 ⑥ 障害に配慮した展示施設

観光施設の中には、視覚障害者が美術品や工芸品などに直接手を触れて楽しむことができる機会を提供する取り組みもある。

国立民族学博物館（大阪府吹田市）

視覚に障害のある方を対象とした本館展示場案内（事前申込制）を行っている。触れて確かめること（触察）のできる展示資料の案内や、楽器・衣装体験プログラムでモノの世界を体感し、異文化理解を深める学びを提供している。

(<https://www.minpaku.ac.jp/museum/information/volunteer/mmp/guide>)

桜井記念・視覚障がい者のための手でみる博物館（岩手県盛岡市）

視覚に障害のある方のための、全て手で触って『みる』ことのできる施設。ゆっくりじっくり触つてもらうために1グループ（個人）ずつの完全予約制としている。

[\(http://tedemil-hakubutukan.asablo.jp/blog/\)](http://tedemil-hakubutukan.asablo.jp/blog/)

(3) 協力での活用方法と留意点

開発途上国においてUTを段階的に進めていく際、参考となる取り組みとしては、UTの全国的な展開、外国人旅行者向けの情報発信や対応の充実が挙げられる。前者については、全国のネットワーク化によりサービスの均質化を図ることが可能となるほか、地域間で切磋琢磨することで質の向上が期待できる。後者については、高齢者や障害者を含めた外国人旅行者も対象としていることで、顧客の大幅な増加が見込まれる。

一方、日本の多くのUTの受け入れ拠点の課題として資金不足が挙げられるため、永続的に活動するには行政に頼らない収入の確保方策を考える必要がある。

5.2.6 取り組み：旅行業における取り組み

(1) 概要

これまで紹介したとおり、地域でUTを盛り上げるために地域が主体となった取り組みが基本となる。一方、旅行業等においてもUTを新たなマーケットと捉え取り組む例もある。観光庁の調査⁵⁰によれば、障害者旅行を取り扱った実績のある業者は約5割にとどまっており、市場としてはまだ広まっていないが、障害当事者やその家族が旅行・観光する際により多くの選択肢があることが望ましいと考えられる。ここでは、旅行業における主な取り組みを紹介する。

(2) 事例

事例① 相談窓口の設置

各旅行業者や航空会社などの交通機関では、配慮の必要な人からの旅行の申し込み、旅行中の苦情やニーズなどを受け付け、その相談や解決にあたるための窓口を設けている場合がある。特に航空会社は先駆けて実施し、受付窓口を設け情報を集約することで、ノウハウが蓄積され、専門的な対応や迅速な対応をとることができる。

バリアフリー旅行問い合わせ先一覧

一般社団法人日本旅行業協会（JATA）の会員会社の窓口一覧を紹介しており、全20社（2020年2月現在）の旅行業者が掲載されている。

https://www.jata-net.or.jp/travel/info/barrier-free/free_index.html

⁵⁰ 2018年度に観光庁が実施した旅行会社へのアンケート調査では、過去に障害者等の旅行の取扱実績がある旅行会社は52%。現在の障害者旅行の取扱状況では「取り扱いあり」は37%。今後の意向は「現時点で取り扱いの予定はない」は38%、「今後取り扱いしていきたい」は12%。

航空会社の相談窓口

フリーダイヤルにて年中無休で相談受付に対応している。

ANA スカイアシスト (<https://www.ana.co.jp/ja/jp/serviceinfo/share/assist/>)

JAL プライオリティゲストサポート (<https://www.jal.co.jp/jalpri/>)

鉄道会社の案内

体の不自由な人向けの主な設備や障害者割引制度を紹介している。

JR 東日本 (<https://www.jreast.co.jp/equipment/index.html>)

事例 ② 民間による分野横断的な連携

観光や医療・福祉、教育など多様な分野における民間の自主的な活動組織が広域的に連携し、UT を推進するとともに、国内及び海外旅行のバリアフリー化情報やノウハウの共有を図っている。

一般社団法人バリアフリー旅行ネットワーク

2005 年に、バリアフリー旅行に関わる全国の旅行業者、観光施設、宿泊施設、運輸業、観光専門学校、外出支援事業者等により設立された。誰もが安心して外出・国内外旅行が楽しめる心豊かな社会を築き、健康長寿社会の一翼を担うことを目指す。UT の普及・促進のための研修会や意見交換会を開催し、ノウハウの共有化や人材育成を図っている。2020 年 2 月現在、20 団体が加盟している。

(<http://www.bari-net.jp/index.html>)

事例 ③ 介助同行者の育成・確保

旅行における安全性を確保するため、旅行における介護の専門的な技術を身につけた介助者の育成を図る。出発地から介助者が同行する以外に、観光地で介助者を手配できるよう、観光地と連携して人材を育成している例もある。

トラベルソポーター

クラブツーリズムでは、介護職員初任者研修以上の介護資格を有する人が、必要な手伝いをしながら自身も旅行代金の一部を負担し、旅を楽しみながら同行する「旅仲間」の制度を設けている。ツーリズム EXPO ジャパンの「第 4 回ジャパン・ツーリズム・アワード」で特別賞を受賞。

(<https://www.club-t.com/travel-supporter/>)

トラベルヘルパー（外出支援専門員）

特定非営利活動法人日本トラベルヘルパー協会では、介護技術と旅の業務知識をそなえた「外出支援」の専門家を育成するため研修会等を実施している。全国で 700 人以上が登録しており、旅行先からの利用も可能である。 (<https://www.travelhelper.jp/>)

地域トラベルソポーター

「ユニバーサルツーリズム・プラットフォーム&勉強会」は、2016 年より長野県を中心に「地域トラベルソポーター養成講座」により、旅行中に必要とされる身体等の介助を行う人材を育成し、

180名以上が修了した（2019年2月時点）。NPO法人ユニバーサルツーリズムながのを通じて県全域に地域トラベルサポートを派遣している。

（<http://yasashiitabi.sun.bindcloud.jp/travelsupporter/index.html>）

事例④ 旅行商品の企画・商品化

各旅行業者が地域との連携によりバリアフリー情報を収集し、できるだけ多くの人が参加しやすい旅行商品を企画・商品化している。また、バリアフリー旅行に特化した専門旅行業者もある。

クラブツーリズム株式会社

杖や車いす利用者への旅行案内20年の実績を基に、従来のバリアフリー旅行センターを拡充させる形で2015年にユニバーサルデザイン旅行センターを開設した。当事者の要望を聞き、目や耳の不自由な人、車いす使用者らに対応したユニークなツアーを実施している。視覚障害者自動車運転体験ツアーは毎回完売となるベストセラー商品となっている。

（https://clublog.club-t.com/_sites/16783239）

株式会社エイチ・アイ・エス

2002年にユニバーサルツーリズムデスクを設立し、車いす利用者や聴覚障害者を中心に、国内・海外の旅行の相談に対応している。専任添乗員が同行する募集型ツアーとして、高齢者や杖・車いすで旅する「バリアフリーたびのわ」、聴覚障害者のための「しゅわ旅なかま」などを提供している。（<https://www.his-barrierfree.com/>）

株式会社エス・ピー・アイ あ・える俱楽部

介護旅行の専門会社として、完全オーダーメイドの介護旅行サービス事業を展開する。日帰りの墓参りや結婚式、買い物エスコートから海外旅行まで取り扱っている。トラベルヘルパー（外出支援専門員）の育成から旅先への派遣も行っており、全国8か所のトラベルヘルパーセンターと6地区のコーディネーターが相談に対応している。（<https://wwwaelclub.com/>）

（3）協力での活用方法と留意点

開発途上国において旅行業者がUTを取り組むためには、日本の旅行業者によるUT関連の旅行商品が参考になる。

加えて、これまで述べたように、UT推進のためには地域の多様な主体と連携し、人やものの資源をネットワーク化して活用する必要があり、旅行業者単独での取り組みは難しいと考えられる。旅行業において取り組む際にも、地域との連携が不可欠となる。

5.3 国内リソース一覧

UT に関する活用可能な国内リソースを表 5-4 にまとめる。

表 5-4 UT に関する活用可能な国内リソース一覧

リソース	内容
UT 推進の全国組織	
日本バリアフリー観光推進機構	全国の観光地でバリアフリー観光に取り組む NPO や旅行会社等により運営する相談センターをネットワーク化。
日本ユニバーサルツーリズムネットワーク	全国の観光地でユニバーサルツーリズムに取り組む団体をネットワーク化。
地域の受け入れ拠点	
伊勢志摩バリアフリーツアーセンター	NPO が運営するバリアフリー旅行相談の常駐窓口として日本で最初に作られた案内所。
神戸ユニバーサルツーリズムセンター	NPO 法人ウィズアスが運営。市内の宿泊施設、移送、福祉事業者等の個別のバリアフリーの取り組み等をつなぎネットワーク化。
沖縄バリアフリーツアーセンター	NPO 法人バリアフリーネットワーク会議が運営。那覇空港及び中国国際通りの 2か所で旅の窓口を開設。
旅行業関連	
クラブツーリズム株式会社	杖や車いす利用者への旅行案内に豊富な実績を有する。ユニバーサルデザイン旅行センターを設置。
株式会社エイチ・アイ・エス	ユニバーサルツーリズムデスクを設置。車いす利用者や聴覚障害者を中心にツアー等を提供。
株式会社エス・ピー・アイ あ・える俱楽部	介護旅行の専門会社として、完全オーダーメイドの介護旅行サービス事業を展開。
民間団体・NPO	
一般社団法人バリアフリートラベルネットワーク	バリアフリー旅行に関わる全国の旅行業者、観光施設、宿泊施設、運輸業、観光専門学校、外出支援事業者等により構成。
日本トラベルヘルパー協会	介護技術と旅の業務知識をそなえた外出支援の専門家を育成。
ユニバーサルツーリズム・プラットフォーム&勉強会	旅行中に必要とされる身体の介助などを行う人材を育成。
有識者	
中村元氏	伊勢志摩バリアフリーツアーセンター理事長・日本バリアフリー観光推進機構理事長
鞍本長利氏	神戸ユニバーサルツーリズムセンター・日本ユニバーサルツーリズム推進ネットワーク代表理事
情報発信サイト	
沖縄県観光バリアフリーポータルサイト	沖縄県が観光バリアフリー関連情報を整理・体系化し提供 https://okibf.jp/
東京都アクセシブルツーリズムポータルサイト	東京都が国内外の移動やコミュニケーションに困難を持つ人に向けて、観光情報を提供 http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/tourism/accessible-tourism-tokyo/jp/
アクセシブルトラベルジャパン	身体の不自由な外国人を対象に旅行情報を提供 https://accessible-japan.jp/
アクセシブルジャパン	障害当事者自身が障害を持つ外国人旅行者に向け情報発信 https://www.accessible-japan.com/

リソース	内容
マニュアル	
宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル（観光庁／2018年8月）	[134]
高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル「宿泊施設編」「旅行業編」「観光地域編」（観光庁／2018年3月）	[135]
ユニバーサルツーリズムに対応した観光案内の実践方策（観光庁／2017年3月）	[131]
観光バリアフリー対応マニュアル（沖縄県／2016年年3月）	[136]
乳幼児連れ及び妊産婦旅行促進事業報告書（観光庁／2016年年3月）	[137]
訪日外国人旅行者向けユニバーサルツーリズム情報発信事業報告書（観光庁／2015年7月）	[138]
地域の受入体制強化マニュアル（観光庁／平成26年3月）	[132]
逃げるバリアフリーマニュアル～観光地における移動・災害弱者に対する避難対応～（沖縄県／2013年年1月）	[139]
観光のユニバーサルデザイン化手引き集（国土交通省／2008年3月）	[125]
障害に配慮した展示施設	
国立民族学博物館	視覚に障害のある方を対象とした本館展示場案内（事前申込制） https://www.mnpaku.ac.jp/museum/information/volunteer/mmp/guide
桜井記念・視覚障がい者のための手でみる博物館	視覚に障害のある方のための、全て手で触って『みる』ことのできる施設（完全予約制）。 http://tedemil-hakubutukan.asablo.jp/blog/

出所：KRC 作成

第6章 調査結果「情報保障」

本調査においては、マラケシュ条約への批准に関連して、視覚障害者等の読書環境に焦点をあて、障害者の情報保障に関する取り組みをまとめる。

6.1 同分野に関する国際条約

視覚障害者等の点字図書や録音図書などの著作物を利用する機会を促進するため、2013年6月に世界知的所有権機関（以下、WIPO）において、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」（以下、マラケシュ条約）が採択され、その後20カ国が批准/寄託したこと、2016年9月30日より同条約が発効された。

同条約成立の背景として、それまで各国が作成した点字図書や録音図書を他国に提供する際には、国ごとに著作権の制限など様々な制約が存在し、視覚障害者等がこれら図書を利用する機会が制限されていた、といった状況があった。マラケシュ条約は、ベルヌ条約などに規定される「著作物の保護」と、世界人権宣言や障害者権利条約に宣言される「機会の均等、表現の自由、教育を受ける権利」との均衡を図る国際的な枠組みとして成立し、著作権に係る国内法令上の制限と例外、国境を越えた利用について定めている [140]。

同条約の概要は以下のとおり [140] [141]。

■ 受益者（第3条）

受益者は、(a) 盲人である者、(b) 視覚障害または知覚もしくは読字に関する障害のある者であって、印刷された著作物をそのような障害のない者と実質的に同程度に読むことができない者、(c) 身体的な障害により、書籍を持つこと、もしくは取り扱うことができず、または読むために目の焦点を合わせること、もしくは目を動かすことができない者、のいずれかに該当する者であること。

■ 利用しやすい様式の複製物に関する国内法令上の制限及び例外（第4条）

締結国は、受益者が著作物を利用しやすい様式の複製物（点字図書、音声読み上げ図書等）の形態で利用可能とすることを促進するため、自国の著作権法において、複製権、譲渡権、公衆の使用が可能となるような状態に置く権利の制限または例外について定めること。

■ 利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換（第5条）

締約国は、利用しやすい様式の複製物が作成される場合には、権限を与えられた機関⁵¹

⁵¹ 政府により、受益者に対して教育、教育訓練、障害に適応した読字または情報を利用する機会を非営利で提供する権限を与えられ、または提供することを認められた機関。著作権法施行令第2条第1項各号に規定する主体がこれに該当し、国立国会図書館、公共図書館、大学等の図書館、障害児入所施設、養護老人ホーム等が含まれる [162]。

(Authorized Entity)（以下、AE）が、利用しやすい様式の複製物を他の締約国の受益者もしくは AE に譲渡し、それらの利用が可能になるような状態に置くことができるることを定めること。

■ 国境を越える交換を促進するための協力（第 9 条）

締約国は、AE が相互に AE と特定することを支援するための情報の自発的な共有を奨励し、利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換を促進するよう努める。

6.2 同分野に関する日本の法環境・政策

マラケシュ条約への批准に関し、日本では 2018 年 4 月 25 日に国会承認され、2019 年 1 月 1 日より効力が発生している [140]。批准に向けての必要な措置として、2018 年に著作権法の一部が改正された（「著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年改正）」）。また、障害者団体などの求めに応じ [142]、2019 年 6 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法」）」が成立した。

6.2.1 著作権法の一部を改正する法律

2018 年の著作権法の改正においては、①デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備、②教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備、③障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備、④アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等が行われた。マラケシュ条約批准に伴う改正は③に当てはまり、以下、当該箇所である新法第 37 条関係について述べる。

表 6-1 に示すとおり、2018 年の主な改正点は、（1）受益者の範囲の拡大、（2）著作物の利用行為の拡大の 2 点が挙げられる。

（1）権利制限の受益者の範囲の拡大

改正前の著作権法において、権利制限の受益者は「視覚障害者その他の視覚による表現の認識に障害のある者」と定められており、マラケシュ条約に示されるような、肢体不自由等により書籍を持つことが困難な者、読むために目の焦点を合わせることが困難な者などは含まれていない。そのため、2018 年の著作権法改正においては、視覚による表現の認識に障害はなくとも、他の障害を原因として視覚による表現の認識が困難な者についても受益者として明確に規定された。

（2）権利制限の対象となる著作物の利用行為の拡大

著作物の利用行為について、改正前の著作権法においては「自動公衆送信（送信可能化を含む）」と規定されている。自動公衆送信とは、例えば、利用可能な様式にしたものを作成してウェブページに掲載し、視覚障害者がダウンロードできる状態に置くことである。ここで課題とされたのは、パソコン操作に不慣れでウェブページにアクセスすることが困難な高齢の視覚障害者も多いことから、より容易な方法として電子メールによるデジタル図書の送受信を行うことが求められた。しかし、著作権法上、メール送信は自動的に行うものではないことから「自動公衆送信」には該当しないため、メール送信を含むよう「公衆送信」と改正された。

表 6-1 著作権法の主な改正点（第 37 条関係）

	改正前	改正後
受益者の範囲	「 <u>視覚障害者</u> その他の <u>視覚による表現の認識に障害のある者</u> 」	「 <u>視覚障害</u> その他の <u>障害により視覚による表現の認識が困難な者</u> 」
著作物の利用行為	「 <u>複製し、または自動公衆送信（送信可能化を含む）</u> を行うことができる」	「 <u>複製し、または公衆送信</u> を行うことができる」

出所：著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 30 号）新旧対照条文 [143]

なお、著作物の複製に関して、日本では従来、点訳については著作権法によって認められており、また、音訳についても点字図書館等の施設・団体に複製する権限が与えられてきた。しがたって、複製物の製作に関するところでは、マラケシュ条約への批准による特段の改正は行われていない。

6.2.2 読書バリアフリー法

読書バリアフリー法は、視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進すること、それによりすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としている。

同法は、日本盲人会連合、DPI 日本会議などの障害者団体がマラケシュ条約への批准、著作権法改正とともに制定を求め提言してきたもので、2019 年 6 月に成立に至った。読書バリアフリー法の制定にあたっては、障害者団体より提出された声明文において、表 6-2 のような課題が示されている。

表 6-2 障害者の読書環境に係る主な課題

(1) 読書障害者に係る認識
<ul style="list-style-type: none"> • 読書障害者は「印刷した書籍を読むことが困難な人」と定義され、これには視覚障害者だけでなく、読字障害者（ディスレクシア）、上肢障害者、高齢者や、文字は読めないものの手話であれば理解のできる聴覚障害者、漢字は読めないが平仮名であれば理解できる外国人なども含まれる。
(2) アクセシブルな形式の書籍の購入に係る課題
<ul style="list-style-type: none"> • 出版における読書障害者への合理的配慮として、出版者がアクセシブルな電子書籍やテキストデータを提供することにより、読書障害者も本の発売と同時に、あるいは時差なく、点字・音声・拡大文字などの媒体で書籍を購入できることが求められる。
(3) アクセシブルな形式の書籍の貸出しに係る課題
<ul style="list-style-type: none"> • 視覚障害者情報総合ネットワークの電子図書館「サピエ図書館」について、運営に係る費用やサーバー容量の点から、サービスの拡大は困難な状況にある。今後は、国立国会図書館が全国からアクセシブルな形式の書籍データを収集し、一元的に管理し配信していくことが期待される。 • 障害児の在籍する学校の図書館や、地域の公共図書館すべてにおいて、財政的な負担なくサピエ図書館や国会図書館のデータベースを利用することができる環境を整えることが求められる。また、同サービスを利用するためのパソコンやプレーヤーの操作方法、接続方法、ダウンロード方法についての支援体制も必要である。

出所： [144]を基に KRC 作成

このような課題を受けて、読書バリアフリー法には、基本的施策として表 6-3 に示す 9 点が定められている。国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施し、地方公共団体は、国との連携を図りつつ地域の実情を踏まえて施策を策定・実施することとされている。

表 6-3 読書バリアフリー法における基本的施策

(1) 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等
・ 視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実
・ 書籍等を円滑に利用するための支援の充実
(2) インターネットを利用したサービスの提供体制の強化
・ 利用しやすい書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サピエ図書館等）運営の支援
・ ネットワーク運営者、国立国会図書館、公立図書館、点字図書館、電子書籍製作者など関係者の連携の強化
(3) 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援
・ 製作基準の作成など質の向上を図るための取り組みの支援
・ 出版者から製作者への電子データ等の提供に係る環境整備の支援
(4) 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等
・ 技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
・ 出版者から購入者への電子データ等の提供に係る環境整備の支援
(5) 外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備
・ 入手に関する相談体制の整備、その他環境の整備
(6) 端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援
・ 電子書籍等を利用する端末機器や情報の入手の支援
(7) 情報通信技術の習得支援
・ 電子書籍等の利用に必要な技術の習得支援（講習会、巡回指導の実施）
(8) 研究開発の推進等
・ 電子書籍等やそれを利用するための端末機器等に係る研究開発の推進
(9) 人材の育成等
・ 電子書籍等の製作、円滑な利用のための支援に係る人材の育成、広報活動の充実

出所： [145]を基に KRC 作成

6.3 取り組み

本項では、(1)複製物の製作、(2)複製物の配布・利用、(3)複製物の共有、について述べる。マラケシュ条約における代表的な AE としてヒアリング調査を実施した国立国会図書館（以下、国会図書館）、特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会（以下、全視情協）、社会福祉法人日本ライトハウス情報文化センター（以下、日本ライトハウス）、社会福祉法人日本点字図書館（以下、日本点字図書館）、特定非営利活動法人支援技術開発機構（以下、支援技術開発機構）の組織概要、障害分野の主な取り組みは表 6-4 のとおり。

表 6-4 主要な AE とその取り組み

団体名	組織概要、主な取り組み
国立国会図書館	<ul style="list-style-type: none"> • AE として、複製物の製作においては学術文献録音図書の製作を行う。 • 利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換を進める上での、当面の窓口機関。 • 障害者へのサービス提供に関しては、国立国会図書館中期ビジョン「ユニバーサル・アクセス 2020」、「障害者サービス実施計画 2017-2020」を整備し、視覚障害者等⁵²向けの資料の製作・収集、利用サービスの拡充、サービス提供のための環境整備、サピエ図書館や他の障害者サービス関係機関との連携協力などを行っている [146] [147]。
特定非営利活動法人 全国視覚障害者情報提供 施設協会	<ul style="list-style-type: none"> • 利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換を進める上での、当面の窓口機関。 • 視覚障害者総合ネットワーク「サピエ」の運営を担う。 • このほか、点字・録音図書等の製作・サービス標準化に係る事業（製作基準等の策定、製作ツール及び再生機器等の開発等）、視覚障害者福祉の啓発活動などを行う。
社会福祉法人 日本ライトハウス情報文化センター	<ul style="list-style-type: none"> • AE として、点字・録音図書の製作を行うほか、これら図書の貸出し、製作人材の育成、視覚障害者の文化・交流活動、相談サービスなどをしている。
社会福祉法人 日本点字図書館	<ul style="list-style-type: none"> • AE として、点字・録音図書の製作、これら図書の貸出し、視覚障害者用具の販売、相談支援・自立訓練などを行っている。 • 視覚障害者総合ネットワーク「サピエ」のシステム管理を担う。 • マレーシアにおいて視覚障害者向け ICT 研修を実施。
特定非営利活動法人 支援技術開発機構	<ul style="list-style-type: none"> • 情報支援機器の開発及びサポート、デイジー⁵³/EPUB 製作・再生のためのソフトウェア販売等を実施している。 • JICA「エジプト国情報アクセシビリティの改善による障害者の社会参加促進プロジェクト」を実施。

出所：各団体ウェブページを基に KRC 作成

6.3.1 取り組み：複製物の製作

(1) 複製物の製作基準

複製物の製作については、著作権法施行令第 2 条第 1 項各号に規定される団体（国立国会図書館、公共図書館、大学等の図書館、障害児入所施設等）が AE としてそれぞれ独自に製作することが認められているが、複製物の製作基準については、現時点で日本としての統一された基準は設けられていない。これら複製物が様々な形式で存在することは、利用者である視覚障害者等にとって使いにくい、あるいは混乱を招く要因にもなりうるため、現在は全視情協が中心となって、点訳・音訳ボランティアを目指す人向けの手引きや指導者向けのマニュアルを開発し、標準化を進めている。全視情協の会員 101 施設・団体（全国の点字図書館、福祉施設等）は、この基準に則つて各種複製物の製作に取り組んでいる。

⁵² 著作権法第 37 条に規定される「視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者」。

⁵³ Digital Accessible Information System (DAISY) の略であり、「アクセシブルな情報システム」と訳される。デジタル録音図書の国際標準規格。

(2) 製作の取り組み状況

1) 複製物の所蔵数

複製物の製作については、先述のとおり著作権法施行令第2条第1項各号に規定される団体（国立国会図書館、公共図書館、大学等の図書館、障害児入所施設等）がAEとしてそれぞれ独自に製作することが認められており、日本国内全体における視覚障害者向け複製物の所蔵数について、実態は明らかにされていない。

一方、電子データ化されたものについては、6.3.3に後述する国会図書館とサピエ図書館のデータベースに多くが集約されているものと考えられる。2019年3月末時点で、国会図書館とサピエ図書館を合わせて約73万点の図書データが所蔵されている。

2) 国会図書館における学術文献録音図書の製作

国会図書館においては、専門用語の多さや、図やグラフの音声説明の難しさから、他の機関では製作が困難とされる哲学・歴史・社会科学・自然科学・東洋医学などの分野に係る学術文献についてのみ複製物（録音図書）の製作を行っており、小説やビジネス書などの図書については他の公共図書館等からデータとして収集し利用者に提供している。国会図書館における学術文献録音図書の製作は1975年から開始され、2014年3月までの間に、カセット・テープ形式で2,112冊、音声デイジイ形式で857冊が製作されている。

製作依頼は、個人の利用者または「貸出承認館」として登録される全国の公共図書館等から受け付けている。依頼を受けてから翌年度の製作候補に挙げ、製作は外注して行うため、利用者の手元に届くまでは1年半から2年程度の時間を要する。

3) 公共図書館における自館での製作状況

複製物の製作は、国会図書館のように外注にて行う場合と、図書館が独自にボランティア人材を活用して製作する場合がある。国会図書館が2018年に全国の公共図書館を対象に実施した調査[148]によると、都道府県立図書館47館のうち、カセット・テープ形式の録音資料を製作しているのは8館、音声デイジイ形式の録音資料を製作しているのは9館のみであり、自館で複製物を製作する図書館は非常に限られていることが分かる（表6-5）。これに係る課題として、同調査では、利用者が必要とする資料をどのように製作して提供していくか、都道府県立図書館の役割について検討する必要があると指摘している。

表 6-5 公共図書館における視覚障害者等向け図書の自館製作状況

図書形式	都道府県立図書館 (n=47)		全体 (n=1,147)	
	回答館数	合計所蔵数	回答館数	合計所蔵数
録音資料（カセット・テープ）	8	6,317	160	73,414
録音資料（音声ディジタル）	9	3,516	154	40,743
録音資料（ディジタル以外のCD）	1	2	39	2,294
点字資料（冊子体）	3	7	106	32,829
点字資料（データ）	1	111	18	9,876
点字絵本	2	155	50	2,811
マルチメディアディジタル	1	20	9	246
テキストディジタル	0	0	2	19
プレーンテキスト	0	0	1	2

出所：[148]より抜粋

（3）製作人材

国会図書館が実施した調査報告書 [148]によると、公共図書館が自館で複製物を製作する場合の製作者は図書館協力者⁵⁴よりも無償のボランティアの割合が高い（表 6-6）。また、ヒアリング調査を実施した日本ライトハウスや日本点字図書館においても同様の状況であり、点訳・音訳ボランティアを育成し、ボランティアが無償で製作している。

表 6-6 自館における複製物製作の製作者内訳

	図書館協力者	個人ボランティア	ボランティアグループ
音訳（n=291）	21.6%	8.6%	72.2%
点訳（n=180）	17.8%	7.8%	75.0%
ディジタルの編集（n=201）	27.9%	8.0%	58.2%

出所：[148]を基にKRC作成

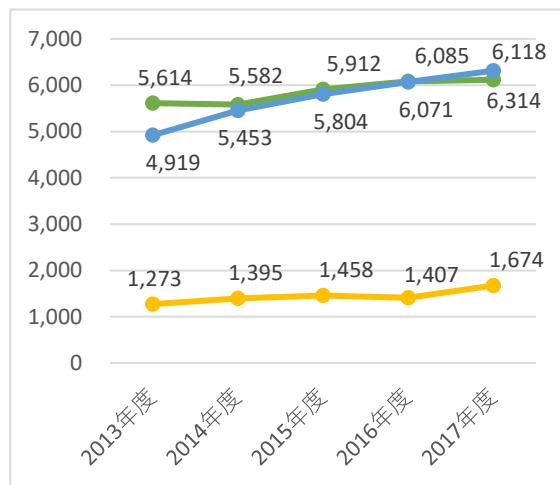
製作人材に関する課題として、ヒアリング調査ではボランティア人材の減少や高齢化が挙げられた。図 6-1、図 6-2 はそれぞれ、全国の点字図書館⁵⁵（84 館）における点訳・音訳・ディジタル編集に係るボランティアの登録者数、各講習会の認定者・修了者数の推移を表している。ボランティアの登録者数は年々わずかに増えているものの、講習を受講し新たに認定されるボランティアの数は減少傾向にあることが分かる。また、製作人材に関する課題として、国会図書館は上述の報告書において、製作をボランティア任せにすることに關し、今後は複製物の「質」の問題を検証していく必要がある旨を指摘している。

読書バリアフリー法の基本計画に係る提言の中で、全視情協をはじめとする障害者団体は、製作人材の養成・活動支援に係る施策を求めた。具体的には、現在都道府県・市町村の任意事業とされている「点訳・朗読奉仕員等養成研修事業」の必須事業への引き上げや、点訳・音訳作業の有

⁵⁴ 図書館に個人登録した、活動に応じた何らかの対価が支払われている人。

⁵⁵ 身体障害者福祉法第34条における「視覚障害者情報提供施設」のこと。都道府県、市町村、社会福祉法人等によって設置・運営されている。

償化である。読書バリアフリー法の基本的施策「(9) 人材の育成等」は、これらの要望が反映された形だが、現時点で具体的な方策は取られていない。



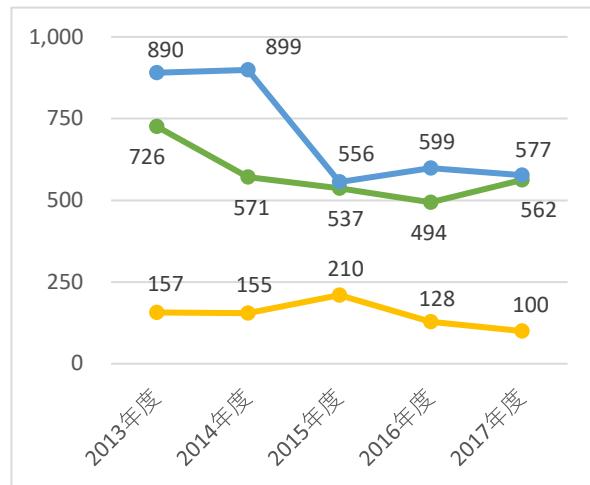
凡例：

● 点訳講習会

● 音訳講習会

出所：全視情協提供資料を基に KRC 作成

図 6-1 全国点字図書館におけるボランティア登録者数の推移



出所：全視情協提供資料を基に KRC 作成

図 6-2 全国点字図書館における各講習会認定者・修了者数の推移

(4) 出版者によるアクセシブルな形式の図書の提供

読書バリアフリー法では、基本的施策(3)及び(4)において、出版者から複製物の製作あるいは購入者に対してテキストデータ等を提供できるよう環境整備を進めていく方針が示されている。現時点では、出版者から発行されるアクセシブルな形式の図書データはごくわずかである。発行されたもののほとんどがEPUB⁵⁶形式であるが、EPUB形式では図やグラフへの対応ができず、また、電子書籍では章や節で区切って聞くことができないため、視覚障害者等にとって利用しにくいのが現状である。

文部科学省に設置された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会」の委員には出版者の代表⁵⁷も含まれており、現在、出版者からデータ提供する際の課題への具体的な方策について協議が進められている。

(5) 協力での活用方法と留意点

複製物の製作に関し、日本においては国としての製作基準が整備されていないために複製物の質に対する懸念があることや、製作作業も無償のボランティアに頼るところが大きく製作人材の減少といった課題に直面している。これらを踏まえ、開発途上国への協力においては、製作基準の整備や製作人材の育成など、製作のための基盤を整えることがまず必要であると考えられる。

⁵⁶ アメリカの国際電子出版フォーラムが策定する電子書籍の標準規格。

⁵⁷ 電子出版制作・流通協議会事務局、日本書籍出版協会事務局、日本電子書籍出版者協会。

また、点訳や音訳には1年半から2年といった長い時間がかかることから、はじめから出版者によりアクセシブルな形式の図書が発行され、図書資料（音声データ）の量的拡充を図ることが望まれている。開発途上国における協力を検討する際には、それぞれの国で出版者よりテキストデータ等の提供が可能な状態にあるかどうか、出版者の図書発行環境を調査する必要がある。また、音声データのフォーマットとして、音声コード（二次元コード）⁵⁸を活用することも可能であるが、コードによって読み取り対応するアプリも異なるため留意が必要である。

他方、先天性の視覚障害者にとっては、単語の正しいスペルを習得することも重要であり、点字図書の製作も並行して必要とされる。

6.3.2 取り組み：複製物の配布・利用

(1) 利用登録

複製された図書の利用登録の方法は、それぞれの施設で定めている。国会図書館の場合、来館または郵送/FAXにより必要書類を提出することで申し込みができる。

「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」であることを確認するための資料については、著作権法第37条第3項に係るガイドライン [149]に「利用登録確認項目リスト」が例示されており（表 6-7）、このいずれかの項目に該当する場合は、図書館の視覚障害者等サービスの利用者として登録することができる。

表 6-7 著作権法第37条第3項ガイドラインが定める視覚障害等の利用登録確認項目リスト

チェック欄	確認事項
	障害者手帳の所持 [] 級
	精神保健福祉手帳の所持 [] 級
	療育手帳（愛の手帳）の所持 [] 級
	医療機関・医療従事者からの証明書がある
	福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある
	学校・教師から障害の状態を示す文書がある
	職場から障害の状態を示す文書がある
	学校における特別支援を受けているか受けていた
	福祉サービスを受けている
	ボランティアのサポートを受けている
	家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている
	活字をそのままの大きさでは読めない
	活字を長時間集中して読むことができない
	目で読んでも内容が分からず、あるいは内容を記憶できない
	身体の病臥状態やまひ等により、資料を持ったりページをめくったりできない
	その他、原本をそのままの形では利用できない

出所： [149]より抜粋

⁵⁸ 主要な音声コードとして、Uni-Voice や Voiceye、QR Translator などが存在する。

国会図書館の場合は、通常の印刷物の読書が困難であることが分かる書類として、表 6-8 のいずれか一つを提示することを求めている。

表 6-8 国会図書館における視覚障害等の確認書類

- | |
|---|
| 1. 身体障害者手帳 |
| 2. 精神障害者保健福祉手帳 |
| 3. 療育手帳またはこれに準ずる都道府県知事等が定めるところにより発行された手帳 |
| 4. 医療機関もしくは医療従事者により作成された書面であって、当該申請者の障害の状況を示すもの |
| 5. 地方公共団体において障害者の福祉に係る業務を行う者により作成された書面であって、当該申請者の障害の状況を示すもの |
| 6. 学校もしくはその学校の教職員により作成された書面であって、当該申請者の障害の状況を示すもの |
| 7. マラケシュ条約締約国において政府等の公的機関が発行したもので、1から3に準ずるもの |

出所： [150]を基に KRC 作成

(2) 検索方法

国会図書館では、国会図書館で所蔵する資料、全国の公共図書館や点字図書館等で製作された障害者向け資料を検索できるサービスとして、「国立国会図書館サーチ」を提供している。国会図書館における障害者向け資料の検索を支援する取り組みは1982年に始まり、全国の公共図書館や点字図書館等で製作された点字図書・録音図書の所蔵情報を調べることができる「点字図書・録音図書全国総合目録」（以下、点録全総目）を整備した。これは、図書館間での図書の貸し借りや、同じ資料が重複して製作されることを防ぎ、製作された複製物を有効活用することを促している。

現在、「国立国会図書館サーチ」はこの点録全総目のほか、後述する国会図書館の「視覚障害者等用データ送信サービス」、全視情協及び日本点字図書館による「サピエ図書館」の書誌データベースも統合され、表 6-9 に示す図書の検索が可能となっている。

表 6-9 国立国会図書館サーチ（障害者向け資料検索）にて検索できる図書

- | |
|--------------------------------------|
| • 点字図書館・録音図書全国総合目録 |
| • サピエ図書館 |
| • 国会図書館が所蔵する点字資料、大活字本、拡大写本、納本された録音図書 |
| • 視覚障害者等用データ送信サービスで提供されるデータ |

出所： [151]より抜粋

(3) 配布方法

複製物の配布方法としては、1) 来館による配布、2) 郵送による配布、3) メール送付、4) ウェブサイトからのダウンロードがある。

1) 来館による配布

先述した（1）の利用登録手続き後、来館により図書の貸出しを受けることができる。

2) 郵送による配布

日本郵政株式会社より「特定録音物等郵便物を発受することができる施設」として指定を受けた点字図書館等の施設は、点字図書や録音図書を第4種郵便として無料で郵送することができる。

利用者は、希望する図書を所蔵する図書館に直接、または図書館等を通じて図書の貸出しを申し込み、無料で郵送してもらうことが可能で、返却も無料である [152]。一方、2017年時点で、公共図書館のうち特定録音物等郵便物の発受施設として指定を受けているのは34.7%にとどまっている [148]。

3) メール送付

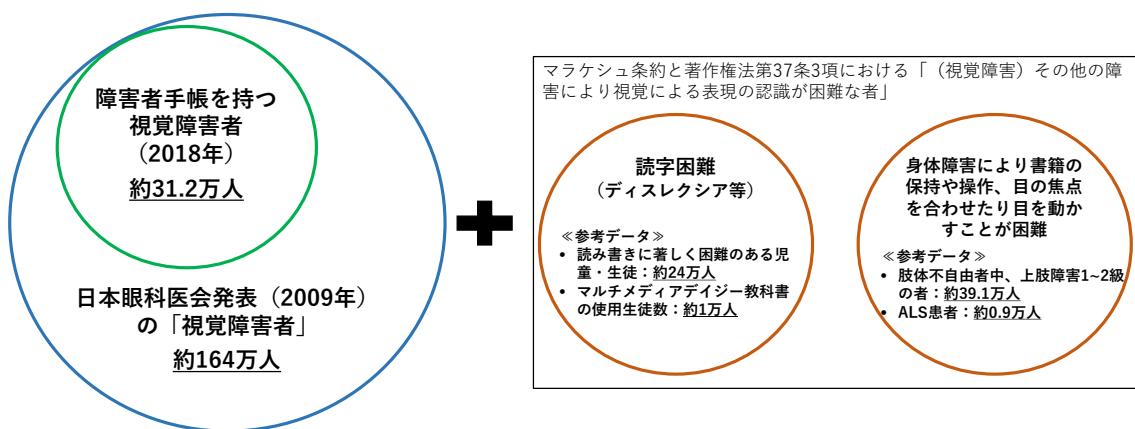
送信できるファイル容量に制限があるため、点字データとテキストデータに限り、メール送付による配布が可能である [152]。

4) ウェブサイトからのダウンロード

6.3.3に詳述する国会図書館の「データ送信サービス」、全視情協及び日本点字図書館が運営管理する「サピエ図書館」より、蔵書目録を検索して図書データをダウンロードして利用することができる。

(4) 利用状況

複製物の利用に関し、全国の点字図書館（84館）の利用登録者数は、2016年時点で80,891人、電子図書館であるサピエ図書館の利用登録者（個人会員）数は、2018年時点で16,942人である。インターネットによるダウンロードサービスを利用する視覚障害者等の割合は、点字図書館利用者の2割程度にとどまっていることが分かる。また、図6-3に示す、日本国内における視覚障害者等の推計と照らし合わせると、点字図書館やサピエ図書館を通じて図書を利用する視覚障害者等の割合はごくわずかと言える。



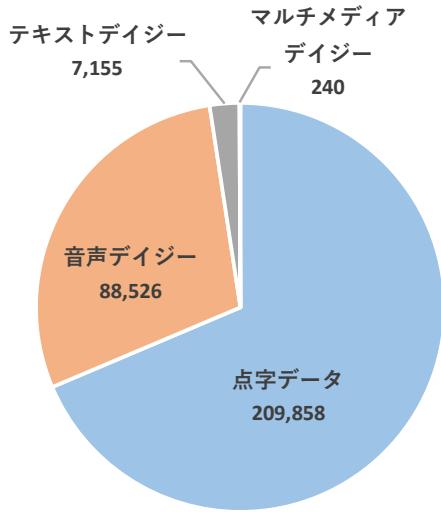
出所：日本ライトハウス提供資料を基にKRC作成

図6-3 日本国内の視覚障害者等の状況

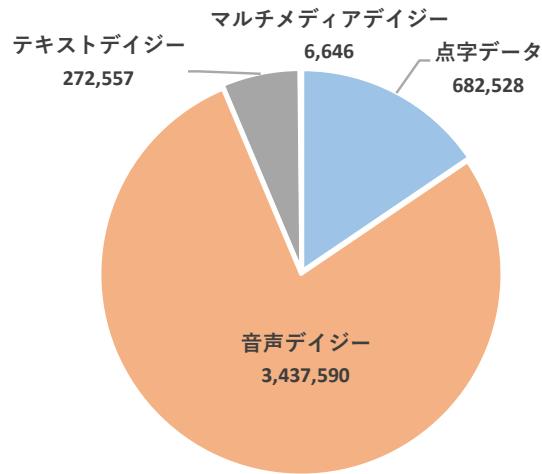
複製物の媒体に関し、サピエ図書館における所蔵データタイトルの内訳を図6-4に、サピエ図書館における図書形式別の年間ダウンロードタイトル数⁵⁹を図6-5に示す。これを見ると、所蔵データ

⁵⁹ 国会図書館からのダウンロードタイトル数は含まない。

タとしては点字データが最も多いのに対し、ダウンロードタイトルは音声デイジー形式が約8割を占めており、音声デイジーに対する需要が高いことが分かる。



出所：全視情協提供資料を基に KRC 作成
図 6-4 サピエ図書館における所蔵データ
タイトル数（2019年3月）



出所：全視情協提供資料を基に KRC 作成
図 6-5 サピエ図書館における図書形式別
年間ダウンロードタイトル数（2019年3月）

(5) 再生機器

点字データ、デイジー、EPUB 形式の図書の再生機器について、日本国内においては多種多様な機器が開発、販売されている。しかし、特に携帯型・卓上型の再生機器に関しては、定価で購入する場合には高額であり、容易に入手できるものではない。パソコンやスマートフォンの使用に通じており、困難がなければ、ソフトウェアやアプリのほうがより安価に利用することができる。

表 6-10 にデイジー/EPUB 図書の再生機器やソフトウェアの一例を挙げる。

表 6-10 デイジー/EPUB 図書の再生機器、ソフトウェアの一例

	商品名	開発/販売/配布	概要	価格
1	プレクストーク PTN3	シナノケンシ(株)	デイジー形式の CD の卓上型再生専用機。SD カード、USB 接続にも対応。	48,000 円 (非課税)
2	プレクストークリンク ポケット	シナノケンシ(株)	無線 LAN でインターネットに接続し、サピエのデイジー図書の検索やダウンロードができる携帯型再生機。	85,000 円 (非課税)
3	ブレイルメモスマート 16	ケージーエス(株)	音声読み上げ機能が搭載された点字ディスプレイ。USB や Bluetooth によりパソコンに接続でき、点字の読み書き、保存、テキストデータの作成・編集が可能。	289,000 円 (非課税)
4	ブレイルセンス U2	(有)エクストラ	点字表示・音声出力機能を備えた携帯情報端末。有線・無線 LAN でインターネットに接続し、サピエのデータ検索・ダウンロード、メール送受信等も可能。	580,000 円 (非課税)
5	ChattyBooks (Windows PC 用)	NPO 法人サイエンス・アクセシビリティ・ネット	デイジー 2.02、EPUB3 (ChattyInfty3 で出力されたものに限る) の再生ができるソフトウェア。	無償
6	AMIS 3.1.4 (Windows PC 用)	デイジーコンソーシアムによる配布	デイジー 2.02、デイジー 3 を再生することができるソフトウェア。	無償
7	Easy Reader (Windows PC 用)	Dolphin 社 (日本での販売は支援技術機構)	デイジー 2.02、デイジー 3、プロテクトされていない EPUB、テキスト、HTML、デイジー XML を読むことができるソフトウェア。	6,480 円 (税込)
8	Easy Reader (スマートフォン用アプリ)	Dolphin 社	iOS、アンドロイドに対応。デイジー 2、デイジー 3、プロテクトされていない EPUB2 及び EPUB3、テキストデータの再生が可能。	無償
9	Voice of Daisy 5 (スマートフォン用アプリ)	(有)サイパック	iOS 用のデイジー再生アプリ。デイジー 2.02、デイジー 3、アクセシブルな EPUB3 の再生が可能。	3,180 円 (税込)
10	iBooks (iOS 用アプリ)		iOS 用の EPUB 規格の図書ビューア。ボイスオーバーによるテキストの読み上げ、音声が入った EPUB3 Media Overlays 図書の再生ができる。	無償

出所： [153]及び全視情協提供資料を基に KRC 作成

(6) 協力での活用方法と留意点

複製物の配布・利用にあたり、日本では国会図書館が提供する検索サービス「国立国会図書館サーチ」にて、全国の公共図書館や点字図書館で製作された障害者向け資料の検索が可能となっている。また、検索した図書は、送料無料で受領可能で、データ容量によってはメール送信やダウンロードにて受け取ることができ、来館しなくても利用できる環境が整っている。開発途上国にお

いて情報へのアクセシビリティを確保するためには、視覚障害者等が容易に図書を利用できる環境を整備することが重要であり、それには複製物の所蔵を一元管理する機関の設置、ダウンロード機能を備えた検索データベースの構築、郵送体制の整備などが含まれる。このデータベースにより、複製物を重複して製作することを防ぎ資源を有効活用することもできる。

また、複製物の利用に関しては、デイジーや EPUB 形式の図書の再生ツールとして、無償のソフトウェアやスマートフォン用アプリも存在しており、それらを活用することが可能である。

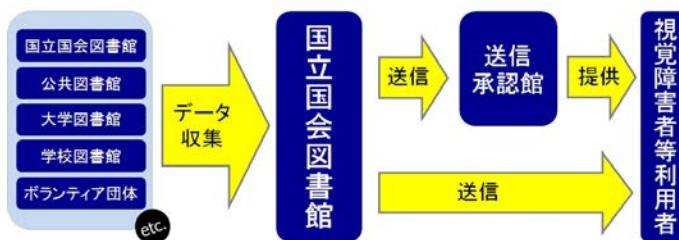
6.3.3 取り組み：複製物の共有

視覚障害者等用の図書データの共有の仕組みとして、国内向けでは国会図書館によるデータ送信サービスと、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の書誌データベース「サピエ図書館」の二つがある。世界的には、WIPO や障害者団体等から構成されるアクセシブル・ブック・コンソーシアム（Accessible Books Consortium: ABC）が提供する「Global Book Service」により、図書データの交換が可能である。

(1) 国会図書館によるデータ送信サービス

1) 概要

図 6-6 に示すとおり、国会図書館は、他の図書館等⁶⁰が製作した視覚障害者等向けの図書データを収集し、国会図書館が製作する図書データと併せてデータベースとして蓄積している。利用者（個人または図書館等）はこれを検索して必要な資料の送信サービスを利用することができる。



出所：国立国会図書館ウェブページ

図 6-6 国立国会図書館による視覚障害者等向けデータ送信サービス

2) 所蔵図書データ

2014 年よりサービスが開始され、現在では 24,076 点の図書データをダウンロードして利用することができる。このサービスで利用できる図書データの種類及び数は表 6-11 のとおり。

⁶⁰ 著作権法施行令第 2 条において「視覚障害者等のための複製等が認められる者」と規定される図書館等。このうち、サピエ図書館が収集対象としていない団体より収集している。

表 6-11 国会図書館により提供される視覚障害者等向けデータ

(2019年12月末時点)

	音声 ディジー	マルチ メディア ディジー	テキスト ディジー	EPUB	プレーン テキスト	点字データ	合計
国会図書館 による製作	1,519 点	0 点	3 点	8 点	0 点	20 点	1,550 点
他機関から の収集	20,650 点	64 点	15 点	0 点	196 点	1,601 点	22,526 点
合計	22,169 点	64 点	18 点	8 点	196 点	1,621 点	24,076 点

出所：[154]

(2) サピエ図書館

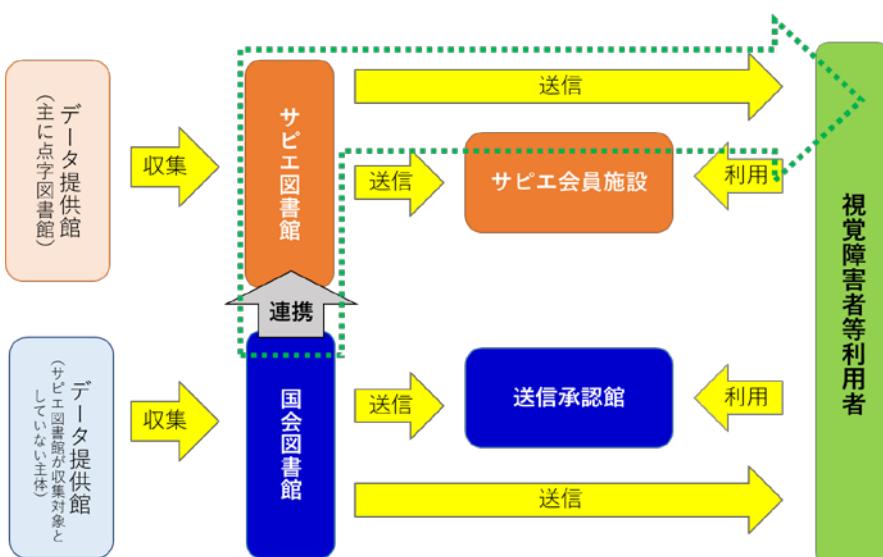
1) 概要

全視情協が運営し、日本点字図書館がシステム管理を行う視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」は、視覚障害者及び視覚による表現の認識に困難のある方への情報提供ネットワークとして、暮らしに密着した地域のさまざまな情報を提供している。「サピエ図書館」は、全国のサピエ会員施設・団体が製作した点字図書、録音図書等を集めた書誌データベースであり、インターネットにより視覚障害者等に図書データを提供する日本最大の電子図書館サービスである。

このネットワーク「サピエ」は、1988年に点訳データのパソコン通信ネットワーク「IBM てんやく広場」として発足したのが始まりで、その後、録音のデジタル化やインターネット配信が可能になるなどITの進化とともにサービス名称も変化し、現在の形態に至る。

2) 所蔵図書データ

図6-7に示すように、(1)に先述した国会図書館が所蔵する図書データはサピエ図書館を通じて検索可能であり、現在合わせて約73万点の図書データが利用可能な状態となっている。



出所：国会図書館提供資料を基にKRC作成

図 6-7 サピエ図書館と国会図書館の連携

サピエ図書館と国会図書館それぞれが所蔵する図書データの内訳とデータ数の推移は表 6-12 のとおりで、サピエ図書館では点字データの割合が多いのに対し、国会図書館では音声ディジーを多く所蔵する。

表 6-12 サピエ図書館と国会図書館の蔵書データ数の比較

種別		2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
サピエ 図書館	点字データ	165,755	176,636	187,416	198,141	209,858
	音声ディジー	61,849	66,053	72,566	80,846	88,526
	テキストディ ジー	1,491	2,773	4,078	5,541	7,155
	マルチメディア アディジー	63	94	141	185	240
国会図書館	点字データ	35	131	279	1,022	1,563
	音声ディジー	3,451	4,949	11,582	14,917	19,376
	テキストディ ジー	0	0	0	9	15
	マルチメディア アディジー	0	5	26	32	54

出所：全視情協提供資料を基に KRC 作成

(3) ABC Global Book Service

1) 概要

ABC Global Book Service は、ABC が提供するオンラインの書誌データカタログであり、2019 年 11 月時点で世界 46 カ国から 61 機関の AE が参加し、76 を超える言語の 54 万点以上のタイトルが収録されている。言語別では、英語約 14 万点、フランス語約 9.3 万点、スウェーデン語約 8.9 万点、オランダ語約 6.5 万点、デンマーク語約 3.7 万点、韓国語約 2.6 万点、と続く。

ABC Global Book Service に参加する AE は、所有する利用しやすい様式の複製物を提供し、また、自国の視覚障害者等のために他国の AE の複製物を取り寄せることができる。視覚障害者等個人ではデータベースの検索を行うことができないため、参加する AE が取り次ぐこととなる。現在、日本では国会図書館と全視情協がこの国際交換サービスの当面の窓口として機能している。国会図書館と全視情協それぞれの役割として、全視情協はサピエに加盟する点字図書館からの対応窓口として、国会図書館はそれ以外の機関や視覚障害者等の個人からの問い合わせに対応することとなっている。

2) 国会図書館における取り組み状況

国会図書館では、2019 年 7 月に加入し、2019 年 11 月 19 日にアカウントの発行を受けてサービスを開始している。現在、国会図書館で製作した学術文献録音図書約 1,500 点の登録が完了したところである。

2020 年 2 月時点で、他国の図書の取り寄せを希望する輸入に関する国内視覚障害者等からの問合せが 8 件あり、そのうち ABC Global Book Service を通じて取り寄せに至ったのは 1 件のみであった。これについて、今後、外国語の資料を必要とする視覚障害者等のために、具体的な取り寄せ

方法などについて視覚障害者等に分かりやすい方法で周知していくことが必要とされている。また、現在のところ他国からの問い合わせは 0 件であるが、もともと日本語資料の需要が少ないことが要因と考えられている。

他国から取り寄せた図書データは、依頼元の視覚障害者等に提供されたのち、国会図書館の書誌データベースにも蓄積される。

3) 全視情協における取り組み状況

全視情協においても国会図書館と同様、2019 年 11 月よりサービスを開始できる体制がとられているが、現時点ではサピエ図書館に所蔵される図書データを ABC Global Book Service にアップロードするには至っていない。今後、徐々にサピエ図書館とのシステム連携に向けて整備が進められる予定である。

（4）協力での活用方法と留意点

複製物の共有に関し、日本では国会図書館による「視覚障害者等用データ送信サービス」と、全視情協及び日本点字図書館による「サピエ図書館」の二つのシステムが存在するが、国会図書館の書誌データはサピエ図書館にて検索可能な状態にあり、一部の図書は重複している。開発途上国においてこのようなシステムを構築する場合には、6.3.2 (6) に述べたように、一元化することが効率的である。

6.4 国内リソース一覧

情報保障に関する活用可能な国内リソースを表 6-13 にまとめた。

表 6-13 情報保障に関する活用可能な国内リソース一覧

リソース	内容
複製物の製作・配布/利用・共有	
国会図書館	点字図書・録音図書全国総合目録の編纂に取り組み、包括的に資料検索できるサービスを提供している。
日本点字図書館	点字・録音図書等の製作に取り組むほか、アジア太平洋諸国視覚障害者等を対象に ICT 研修事業を実施している。 https://www.nittento.or.jp/
特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会	点字・録音図書等の標準化のための製作基準等の策定、製作ツール及び再生機器等の開発、サピエ図書館の運営等について知見、経験を有する。 http://www.naiiv.net/
日本ライトハウス	点字・録音図書等の製作、製作人材（ボランティア）の育成等に長年取り組んでおり、豊富に知見、経験を有する。 http://www.lighthouse.or.jp/
再生機器関連	
有限会社サイパック	Voice of Daisy の開発 http://riha25.seishikyo.net/data/htmltext/19ee10_bw_m.html
ニューブレイルシステム	Daisy Talk、Braille Talk の開発 http://www.nbs.co.jp/
シナノケンシ株式会社	音声ディジタルキストディジタルメディアディジタル再生機器「いーリーダー」を開発。 https://jp.aspina-group.com/ja/
出版関連	
一般社団法人 日本電子書籍出版社協会（電書協）	日本電子書籍出版社協会に加盟する出版社が一般書の EPUB3 を制作する際のガイド「電書協 EPUB3 制作ガイド」を策定している。 http://ebpaj.jp/
一般社団法人 電子出版制作・流通協議会	電子出版産業の発展に向けて、アクセシビリティへの対応や不正コピーなどの課題に取り組んでいる。 https://aebs.or.jp/
イースト株式会社	テキストファイルを EPUB3 に変換して出力する「でんでんコンバーター」、Word 文書の音声読み上げアドイン・ソフト「Word Talker」を開発している。 https://www.est.co.jp/
株式会社三陽社	印刷データから電子書籍データへのスムーズな変換を可能にするための技術開発を進めている。 http://www.sanyosha.co.jp/
有識者	
支援技術開発機構 河村宏 氏	デイジーコンソーシアム前会長。録音図書のデジタル化に向けて、システムの国際標準化やデイジーアクセシビリティの普及に取り組んだ。

出所：KRC 作成

第7章 調査結果「その他」

障害と開発分野に関連する自治体等での好事例、ならびに民間企業等が持つ革新的な技術や手法について、インターネットを通じて収集した情報を表7-1にまとめる。

表7-1 その他の障害と開発分野の国内リソース

リソース	概要	照会先
スマートインクルージョン		
IoT ⁶¹ やAI ⁶² 等のテクノロジーの導入によりだれもが安心して地域で生活をおくれる社会を実現する考え方として、総務省で懇談会が開かれる等、注目されている取り組みである。		
総務省「スマートインクルージョンの実現に向けた懇談会」	2018年9月に開催。 自治体、有識者、NPO等が委員として参加。	https://www.soumu.go.jp/main_soki/kenkyu/smart_inclusion/index.html
総務省「IoT新時代の未来づくり検討委員会」	2018年から2030～2040年に向けた情報通信政策のビジョンについて検討が行われ、その中で障害者に対するICT利活用について検討を行うワーキンググループが設置された。「スマートインクルージョン構想の実現に向けた取組」が成果としてまとめられている。	IoT新時代の未来づくり検討委員会 https://www.soumu.go.jp/main_soki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/iot/index.html 「人づくりワーキンググループとりまとめスマートインクルージョン構想の実現に向けた取組」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000575130.pdf
スマートインクルージョン推進機構	スマートインクルージョン社会の構築を目指し活動している。	https://www.smartinclusion.net/
石川県加賀市	2018年7月「スマートインクルージョン推進宣言～誰もが安全安心に暮せ社会に参画できる都市（まち）づくり～」を発表。スマートインクルージョン推進機構、シビラ株式会社と協働で、障害者情報の一元化や安心・安全の見守りの家などのプロジェクトを実施中。	加賀市スマートインクルージョン事業について https://www.soumu.go.jp/main_content/000621654.pdf
バリアフリー関連		
WheeLog! ウィーログ	無料のアプリを活用したみんなで作るバリアフリーマップ。車いすで実際に走行したルートや、ユーザー自身が実際に利用したスポットなど、ユーザー体験に基づいたバリアフリー情報を共有できるプラットフォームである。	https://www.wheelog.com/hp/
Bmaps	バリアフリーの地図アプリで、店・施設等の特徴や設備、バリアフリー情報を検索・閲覧できる。	https://www.bmaps.world/
WHILL	デザイン性と機能性を重視した電動車いすを製造・販売。障害者や高齢者だけではなく誰もが好きな時に自由に使え、楽しくスマートに移動できるパーソナルモビリティの考えを提唱。	https://whill.jp/

⁶¹ Internet of Things

⁶² Artificial Intelligence

リソース	概要	照会先
OriHime	株式会社オリィ研究所が開発した分身ロボット OriHime は、障害のみならず、妊娠や出張中など行きたいところに行けない際に、自分の分身となってくれるロボットである。車いすや寝たきりなど、移動の制限がある障害者による OriHime を用いた在宅就業や期間限定のカフェなどの取り組みが進んでいる。	https://orihime.orylab.com/
情報保障関連		
UD Talk	無料で利用できる、コミュニケーション支援・会話の見える化を行うアプリ。音声認識（リアルタイムにテキスト化）や音声合成機能（音を文章化）、多言語音声認識などの機能があり、視聴覚障害間、多言語、世代間のコミュニケーションが可能になる。	https://udtalk.jp/
手話通訳リレーサービス	オペレーターが通訳として、聞こえる人と聞こえない人を電話でつなぐサービス。2021年3月まで日本財団がモデルプロジェクトとして実施、以降は国により制度化される予定。 また、総務省「デジタル活用共生社会実現会議」の下に「電話リレーサービスに係るワーキンググループ」が設置され、検討が行われた。	日本財団電話リレーサービス・モデルプロジェクト https://trs-nippon.jp/ 総務省「公共インフラとしての電話リレーサービスの実現に向けて～電話リレーサービスに係るワーキンググループ報告～」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000658394.pdf
手話 CG	NHK 放送技術研究所が開発を進めている、単語一つひとつの手話を CG 化したもの。	NHK 手話 CG https://www2.nhk.or.jp/signlanguage/sp/index.cgi?md=faq NHK 気象情報手話 CG サイト https://www.nhk.or.jp/strl/sl-weather/
警察庁の緊急通報「110番アプリ」	聴覚や言語に障害のある方など、音声による 110 番通報が困難な方のための専用アプリ。2019 年 9 月から運用開始。	https://www.npa.go.jp/bureau/safetlylife/110/app/
その他		
&HAND（アンドハンド）	妊婦や障害者など外出時に手助けを必要とする人と、周囲の手助けをしたい人を Beacon と LINE でマッチングする活動を実施。	https://www.andhand-project.com/
インスタリム株式会社	3D-CAD、3D プリンティング、機械学習（AI）技術を活用し、低価格・高品質な 3D プリント義肢装具を製造し、開発途上国（フィリピン）に販売している。従来の 10 分の 1 の価格で提供。	https://www.instalimb.com/?lang=ja
株式会社オトングラス	視覚障害によって文字を読むことが困難な方のために開発されたメガネ型の機器。読みたい文字の方を向きボタンを押すと音声として読み上げてくれる。	https://otonglass.jp/#about

出所：KRC 作成

第8章 障害と開発分野の今後の協力方針の検討

8.1 分野ごとの協力方針の提案

(1) 障害者福祉施策の推進

開発途上国においても、国レベルで障害者福祉に関する戦略や行動計画が策定されている場合がほとんどである。それらが確実に実行されるには、予算措置と実施体制、モニタリングシステムの確立が必要であることは無論である。しかしながら、資金や運営面から実行段階で困難に直面することが多いのも事実である。これを踏まえると、地方分権の進展は国により様々ではあるが、より小さい行政区画単位でのPDCAサイクルに基づく障害者計画の導入が有効であると考えられる。ここでは、日本の自治体における障害者計画策定や自立支援協議会の知見が活用可能である。

また、障害者の権利が保障されるインクルーシブな地域をつくるには、障害のない人の意識変革を伴う必要があり、これはトップダウンでなし得ることではない。この観点からも、市民に一番身近な行政区画の単位で、地域づくりを進める体制を整え、障害分野を超えた様々な関係者を巻き込みながら、ボトムアップの取り組みを行い続ける必要がある。この取り組みを制度化したのが自立支援協議会であり、また、さいたま市における市民会議を含む障害者福祉施策の推進体制である。これら日本の取り組みを参考に、「政策過程への障害当事者の参画」を具現化する仕組みの制度化に取り組むことが有効である。

日本の自治体における障害者差別解消条例の取り組みは、一つの自治体から始まったものが、全国に波及し、国政に影響を与えた事例である。このほかにも、ホームヘルプサービスやグループホームなど、障害者の個人のニーズに対応するために自治体独自で始まったサービスが、国の制度になった事例も数多く存在する。こうした日本の経験に基づき、開発途上国においても、障害当事者が直面する課題やニーズを出発点として、インクルーシブな地域社会の実現に向けた具体的方策を、市民と行政が協働で取り組みづくりへの支援が効果的であると言える。

表 8-1 「障害者福祉施策の推進」に係る協力案

技術協力	地方自治体における障害者福祉施策推進に係る能力強化プロジェクト 《想定されるコンポーネント案》 <ul style="list-style-type: none">• 障害者福祉施策推進体制の構築（障害者施策推進協議会や自立支援協議会の設置と会議運営能力の強化）• PDCAサイクルに基づく施策実行（障害者計画の策定～実行～モニタリング）
本邦研修	地方行政職員の障害者福祉施策推進に係る能力強化 (研修の成果として、各研修員は自分が住む地域の障害者計画の内容や策定・実施体制などを検討し、アクションプランにまとめる) 《訪問先案》 <ul style="list-style-type: none">• 自治体障害福祉課（障害者計画策定の一連のプロセス）• 自立支援協議会• 障害者の地域生活を支える障害者関係団体（教育機関、就労機関、自立生活センター）

出所：KRC 作成

(2) インクルーシブ防災

災害を多く経験している日本においても、インクルーシブ防災の取り組みは、未だ十分であるとは言えない。その中で、試行錯誤しながらインクルーシブ防災の取り組みを続いている地域での実践は、そのプロセス自体が開発途上国においても大いに参考になる。

別府市で行われているインクルーシブ防災の取り組みは、一人ひとりの状況に合わせた災害時の個別支援計画を、防災に関する知識を身に付けた福祉専門職が、障害者や家族、地域住民とともに作成し、防災訓練や平常時に行われる対話を通じて確認し見直していくものである。この取り組みは、平常時においても継続的に行われることから、平常時の活発な地域活動と密接に関連するものである。

したがって、インクルーシブ防災に関する開発協力においては、インクルーシブ防災の取り組みが、災害発生時にのみ効果を發揮するのではなく、障害者を含むすべての住民が、安心して生活をおくることができる地域社会につながるものであるという認識を、関係者間で共有することが重要である。この地域づくりの視点に立って、開発途上国における協力支援を検討することが求められる。

表 8-2 「インクルーシブ防災」に係る協力案

技術協力	災害に強い地域づくりプロジェクト 《想定されるコンポーネント案》 <ul style="list-style-type: none">・ 障害福祉分野担当職員の防災に関する能力強化研修・ 災害分野と福祉分野の連携強化・ 要配慮者の把握リスト化支援・ 地域で活動するキーパーソン（コミュニティソーシャルワーカーなど）の養成
本邦研修	地方行政職員のインクルーシブ防災に係る能力強化 (研修の成果として、各研修員は自分が住む地域の防災計画の内容や策定・実施体制などを検討し、アクションプランにまとめる) 《訪問先案》 <ul style="list-style-type: none">・ 人と防災未来センター（日本の災害と防災の取り組み）・ 大分県別府市（防災危機管理課、障害者福祉団体、自治会活動、社会福祉法人「太陽の家」（就労支援や企業との連携も実施））など
無償資金協力	災害時に障害者が活用できる防災分野の機材を供与する
有償資金協力	河川改修事業や治水事業などの大規模事業に合わせて、誰も取り残さない防災が行われるよう、啓発に関するコンポーネントを入れる。
民間連携	防災行政無線の戸別受信機など、災害時に活用できる機器を開発している事業者の開発途上国進出

出所：KRC 作成

(3) 就労支援

日本では、表 4-3 に示したように障害者の就労支援には多様な機関が取り組んでいる。国や自治体の制度の下で、複数の機関が協力・連携しながら就労支援が行われているが、開発途上国では、制度が整っていない場合が多い。一方で、NGO や保護者の会など、就労に向けた取り組みを個別に実施している団体も一定数あることが想定される。すでに取り組みを開始している機関を活用するためにも、就労支援のプラットフォームを設置し、調整機関として機能させるといった支援内容を考えられる。ここでは、日本全国各地に設置されている障害者就業・生活支援センターの取り組みが参考になる。このプラットフォームを核として、現状を把握するための調査を行った上で、必要な就労相談や就労支援アセスメントなどのサービスを検討する。就労支援に活用できる職業評価や就労支援計画などのツールを、日本の実践を参考にして開発することができる。

また、日本における多様な雇用形態の取り組みを参考に、重度・重複障害や知的障害、精神障害のある人など、多様な障害種に対応する就労支援の検討が求められている。

表 8-3 「就労支援」に係る協力案

技術協力	<p>障害者の就労促進プロジェクト</p> <p>《想定されるコンポーネント案》</p> <ul style="list-style-type: none"> • プラットフォーム設置 • 現状把握のための調査の実施 • 就労支援で活用できるツールの開発（職業評価、就労支援計画、職場での合理的配慮事例等） • 障害者への支援（就労相談、日常生活の見直し、家族ケア） • 雇用者への支援（障害理解のための研修、インターンや実習制度）
本邦研修	<p>障害者の就労支援</p> <p>（研修の成果として、各研修員は自国でできる就労支援の仕組みを検討し、アクションプランを作成する）</p> <p>《訪問先案》</p> <ul style="list-style-type: none"> • ハローワーク • 障害者就業・生活支援センター • 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所 • 一般就労、特例子会社 • 職業訓練校 • 在宅就業や時短就労の現場
無償資金協力	職業訓練施設の建築事業に合わせて、就労支援で活用できるツールの導入や就労支援体制の構築等のソフトコンポーネントを入れる。
民間連携	障害者と雇用者の就労マッチングを日本で行う企業の開発途上国進出 日本で農福連携の取り組みを行っている企業の開発途上国進出

出所：KRC 作成

(4) ユニバーサルツーリズム

開発途上国における UT の推進には、大別すると地域（観光地）における観光困難者の受け入れ体制づくりと、地域のバリアフリー化が必要となる。また、取り組みの主体としては地域の関係者が主体となる場合と旅行業者が主体となる場合を考えられる。開発途上国における観光関連施設やまちの状況に鑑みると、地域のバリアフリー化というハード面の整備を中心とした UT の推進は困難であると考えられる。したがって、地域における受け入れ体制づくりを中心としたソフト面の取り組みが有効と言え、これには地域の関係者が主体となり取り組むことが重要である。

UT 推進のための協力方針として、一つめに、観光庁による研究・実践や日本の UT 推進の先行事例を基に、地域の受け入れ拠点づくりのノウハウを提供することが考えられる。この中で、UT 推進による効果、地域の意識醸成の方法、受け入れ拠点の運営方法などを学ぶことができる。

二つめに、日本の法律や制度、実践を通じて、地域のバリアフリー化の方法を提供することが考えられる。この中で、バリアフリー化のための調査手法や改善方法を知ることができる。

ハード面の整備の際の留意点としては、地域をすべてバリアフリー化する必要はないということである。旅先という非日常の中で、バリアがあることで人との関わりが生まれ、それが観光（旅）の楽しみの一つとも言える。観光の安全や快適さは確保しつつも、観光地の魅力を損なわないという視点が大切である。

UT の推進には、宿泊・観光・交通・福祉など、地域の多様な主体の参画が必要であり、これらのネットワークがなければ成り立たない。この地域のネットワークを強化することは、観光のみならず、防災やまちづくり全般にも良い効果をもたらすものと考える。

表 8-4 「ユニバーサルツーリズム」に係る協力案

技術協力	<p>地域で取り組む UT の推進プロジェクト</p> <p>《想定されるコンポーネント案》</p> <ul style="list-style-type: none"> • UT 推進体制の構築と受け入れ拠点づくり • バリアフリー調査の実施（調査項目や調査手法の提案・実施） • バリアフリー化の実行（簡易な改善、大規模改修） • ソフト面のサービスの整備
本邦研修	<p>地域における UT 推進のための研修</p> <p>《想定されるコンポーネント案》</p> <ul style="list-style-type: none"> • 講義：UT の現状や地域の受け入れ拠点づくりについて • 実習：UT の受け入れ拠点の運営方法の実地研修 バリアフリー調査の試行 <p>《訪問先案》</p> <ul style="list-style-type: none"> • UT の受け入れ拠点の先行事例（伊勢志摩バリアフリーツアーセンター、神戸ユニバーサルツーリズムセンター） • 観光庁及び先進自治体（沖縄県観光バリアフリー） • 旅行業の先行事例（バリアフリー旅行ネットワーク、介護旅行専門業者）
有償資金協力	観光地のインフラ整備事業に合わせて、UT 推進体制の構築やソフト面のサービスの整備を含む、UT 推進の取り組みに関するソフトコンポーネントを追加。
民間連携	ユニバーサルツアーアーを提供する旅行業者の開発途上国進出

出所：KRC 作成

(5) 情報保障

日本における視覚障害者等の読書環境については、マラケシュ条約への批准をきっかけとして成立に至った「読書バリアフリー法」の果たす役割が大きいと言える。読書バリアフリー法成立に向けての意見書には、アクセシブルな電子書籍の販売・データ提供促進、関係者（公共図書館や学校図書館等）の連携強化、ICT機器の利用支援、製作人材・図書館サービス人材の育成など、読書環境の整備を進めるまでの課題が表れており、これらは開発途上国への協力においても留意すべき重要な点である。

また、アクセシブルな形式の図書の普及には、図書の再生機器についても、実際に利用する視覚障害者等にとって容易に入手できるものでなければならない。日本国内で普及している携帯型・卓上型の再生機器は高額であり、開発途上国には適用しにくいことから、「Easy Reader」や「ボイスオブディジー」など、スマートフォンやタブレット端末で再生できるアプリの開発と導入が望ましいと言える。また、同時に、スマートフォンやアプリの操作方法などを指導する支援体制を整えていくことも必要である。

アクセシブルな図書の形式について、サピエ図書館の年間ダウンロード数は音声ディジーの割合が最も高く、年々増加傾向にある。また、現在世界的には電子書籍の普及が進んでおり、音声読み上げ機能を用いることによって、視覚障害者は以前より容易に情報を得ることができる環境になりつつあると言える。ただし、学習保障の観点からは、点字教育も重要である。一度文字を習得した経験のある中途視覚障害者とは異なり、先天性の視覚障害者については、教育の基盤として、点字により文字（スペル）を正しく認識し、習得する必要がある。そのため、音声形式の情報アクセシビリティに特化するのではなく、点字資料の製作や点字教育も併せて支援していくことが重要であると言える。

本調査においては、マラケシュ条約への批准に関連して、視覚障害者等の読書環境に焦点があてられたが、聴覚障害者、知的障害者、精神障害者も同様に読書障害者とされており、このような障害を持つ者の読書環境についてはさらなる調査が必要であろう。障害の特性によって情報の認識の仕方や情報処理のプロセスなども異なるため、これらを理解することにより、情報提供の仕方を検討し、すべての人々にとっての情報保障を進めていくことが求められる。

表 8-5 「情報保障」に係る協力案

技術協力	視覚障害者等の著作物の利用促進のための能力強化プロジェクト 《想定されるコンポーネント案》 <ul style="list-style-type: none">• 製作基準、製作マニュアルの策定支援• 点訳、デイジー図書製作に係る人材育成• 書誌データ検索・ダウンロード配信のためのシステム構築支援
本邦研修	視覚障害者等の情報保障推進に係る課題別研修 《想定されるコンポーネント案》 <ul style="list-style-type: none">• 日本における情報保障推進に係る政策・制度の概要• 読書バリアフリー法成立に向けた障害者団体の取り組み• 視覚障害者等情報提供施設の取り組み事例（複製物の製作、製作ボランティアの育成、他施設との連携等） 《訪問先案》 <ul style="list-style-type: none">• 厚生労働省• 障害者団体（全視情協、日本盲人会連合等）• 視覚障害者等情報提供施設（日本点字図書館、日本ライトハウス等）
無償資金協力	国会図書館建設事業に合わせて、点訳、デイジー図書の製作や書誌データ検索・ダウンロード配信のためのシステム構築支援をソフトコンポーネントに追加。
民間連携	デイジー図書の再生機器を開発・提供している企業の開発途上国進出

出所：KRC 作成

8.2 おわりに

今回の調査を通じ、日本においては、障害者の権利保障と共生社会の実現を目指し、国、自治体、民間機関、NPO、市民等の多様なアクターが知恵を出し合い、様々な活動に取り組んでいる実態を改めて確認することができた。そして、その多様なアクターの中心に、障害当事者を据えることの重要性を、それぞれの取り組みを通して見ることができた。

調査対象の5分野に共通して言えることは、多様なアクターの連携・協働が、施策や取り組みの推進の核であるということである。このことは、開発途上国への協力を検討する際に、重要な観点として認識する必要がある。多様化かつ複雑化する障害と開発の課題に、限られた資源で対応していくためには、多様なアクターの連携・協働にかかる日本の経験を参考に、関係者、そして地域全体で取り組んでいく仕掛けを開発協力事業の中に取り入れ、展開していくことが求められている。

また、多様なアクターの連携・協働といった地道な取り組みを強化するものとして、AIやIoT等の革新的な技術の活用も積極的に行われている。この分野の展開は、今後さらに加速するものと思われ、開発途上国への貢献も大いに期待できる。

最後に、短い調査期間の中でヒアリング調査にご協力くださった皆様に心より感謝申し上げたい。

引用文献

1. 内閣府. 障害者基本計画（第4次計画 平成30年度～平成34年度）. 障害者施策の総合的な推進。(オンライン)(引用日: 2020年2月11日.) <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/wakugumi.html#kihon4>.
2. 内閣府. 市町村障害者計画策定指針. 地方公共団体の取組み.(オンライン) 1995年5月.(引用日: 2020年2月13日.) <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/chihou/gaiyou7-5.html>.
3. 厚生労働省. 障害福祉計画・障害児福祉計画について. 障害福祉計画・障害児福祉計画の概要.(オンライン)(引用日: 2020年2月13日.) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163638.html>.
4. 大杉覚. 日本の自治体計画（分野別自治制度及びその運用に関する説明資料No.15）.(オンライン) 2010年2月年.(引用日: 2020年2月20日.) http://www3.grips.ac.jp/~coslog/activity/01/04/file/Bunyabetsu-15_jp.pdf.
5. さいたま市. さいたま市障害者総合支援計画（2018～2020）.(オンライン) 2019年5月8日.(引用日: 2020年2月7日.) <https://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/001/p059214.html>.
6. 内閣府. 障害者基本法（平成二十五年六月二十六日法律第六十五号）. 障害者施策の総合的な推進。(オンライン)(引用日: 2020年2月9日.) <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/s45-84.html>.
7. 自立支援協議会の運営マニュアルの作成・普及事業企画編集委員会. 自立支援協議会の運営マニュアル. 障害者情報ネットワーク ノーマネット.(オンライン) 2008年3月.(引用日: 2020年2月10日.) <https://www.normanet.ne.jp/~ww100006/management-manual-all.pdf>.
8. 宗澤忠雄. 地域に活かす私たちの障害福祉計画. 中央法規出版, 2008.
9. 千葉県障害者条例情報発信プロジェクトチーム. 障害者条例を必要としないでいるあなたへ. ぎょうせい, 2009.
10. 内閣府. 障害者差別の解消に関する地方公共団体への調査結果. 第43回 障害者政策委員会 議事次第.(オンライン) 2019年4月22日.(引用日: 2020年2月13日.) https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_43/pdf/s1.pdf.
11. 内閣府. 平成29年度障害を理由とする差別の解消の推進に関する国外及び国内地域における取組状況の実態調査報告書.(オンライン)(引用日: 2020年2月4日.) <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h29kokusai/index-w.html>.
12. 澤俊晴・小林伸行. 手話言語条例の継受.(オンライン) 2018年.(引用日: 2020年2月20日.) https://www.jstage.jst.go.jp/article/sanyor/25/0/25_161/_pdf-char/ja.
13. PwC コンサルティング合同会社. 障害福祉サービス量等の推計に関する調査研究. 平成30年度障害者総合福祉推進事業.(オンライン) 2019年3月.(引用日: 2020年2月17日.) <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000521958.pdf>.
14. 厚生労働省. 障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル.(オンライン) 2014年3月.(引用日: 2020年2月17日.) <http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1450678813250/simple/H26.1.sankousiryou.pdf>.
15. さいたま市. 障害者総合支援計画（2018年～2020） 平成30年度達成状況報告書（案）.(オンライン)(引用日: 2020年2月17日.) https://www.city.saitama.jp/002/003/004/002/004/p065572_d/fil/tasseizyoukyou.pdf.
16. 厚生労働省. 自立支援協議会の設置運営について. 通知・事務連絡等について（平成24年4月施行分）.(オンライン) 2012年3月30日.(引用日: 2020年2月19日.) https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaiseihou/dl/tuuthi_h240330_25.pdf.

17. 東松山市. 東松山市地域自立支援協議会. (オンライン) 2019年3月31日.(引用日: 2020年2月19日.)
http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/kurashi/fukushi_korei/welfare_for_the_disabled/jiritsukyo/152662045611.html.
18. 堺市障害者自立支援協議会. 堺市障害者自立支援協議会. (オンライン) (引用日: 2020年2月19日.)
<https://sakai-j.net/>.
19. さいたま市. 障害者差別と思われる事例集. さいたま市ノーマライゼーションWeb. (オンライン) 2014年1月16日.(引用日: 2020年2月23日.)
<https://www.city.saitama.jp/002/003/004/001/001/005/p033099.html>.
20. さいたま市障害者施策推進協議会. さいたま市障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)について(最終報告). さいたま市ノーマライゼーション条例 Web. (オンライン) 2013年12月24日.(引用日: 2020年2月21日.)
https://www.city.saitama.jp/002/003/004/001/001/p012644_d/fil/1221_final_report.pdf.
21. さいたま市. 誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例. (オンライン) (引用日: 2020年2月20日.) https://www.city.saitama.jp/002/003/004/001/001/002/p010343_d/fil/jourei120521.pdf.
22. 内閣府. 平成28年度障害を理由とする差別の解消の推進に関する国外及び国内地域における取組状況の実態調査報告書. 障害者施策に関する調査等. (オンライン) (引用日: 2020年2月23日.)
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h28kokusai/index.html>.
23. 立木茂雄. 公益財団法人兵庫県人権啓発協会 研究紀要, 19 (2018年3月), pp. 49-80. 災害と障がいのある人たちー障害者の権利条約11条「リスク状況および人道上の緊急事態」に求められる措置の視点からー. (オンライン) 2018年3月.(引用日: 2020年2月24日.) <http://www.hyogo-jinken.or.jp/app-def/wordpress/wp-content/uploads/2018/05/41e5e30f98a5c7343dda24b5f8206acf.pdf>.
24. 日本障害フォーラム (JDF) . アジア太平洋障害者の10年 (2013-2022) に関する閣僚宣言、およびアジア太平洋障害者の「権利を実現する」インチョン戦略 (JDF仮訳) . (オンライン) (引用日: 2020年2月24日.) https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/twg/escap/incheon_strategy121123_j.html#MINISTERIAL.
25. UNESCAP. Inclusive Disaster Risk Reduction e-Learning. (オンライン) (引用日: 2020年2月24日.)
<https://www.maketherightreal.net/learning>.
26. 防災情報機構 特定非営利活動法人. WEB 防災情報新聞. 「インクルーシブ防災国際フォーラム」本紙・片岡リポーターがパネリストに. (オンライン) (引用日: 2020年2月24日.)
<https://www.bosaijoho.net/2018/11/07/>.
27. 消防庁. 避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果等. (オンライン) 2019年11月13日. (引用日: 2020年2月25日.)
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/191113_hinan_tyousa_1.pdf.
28. 内閣府. 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針. (オンライン) 2013年8月. (引用日: 2020年2月25日.) <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h25/pdf/hinansien-honbun.pdf>.
29. 内閣府. 避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集. (オンライン) 2017年3月. (引用日: 2020年2月25日.) <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/honbun.pdf>.
30. 立木茂雄. 誰ひとり取り残されない防災をめざして. 国民生活 (Web版) 2018年9月号, No. 74. (オンライン) 2018年9月. (引用日: 2020年2月25日.) http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201809_05.pdf.

31. 立木茂雄. 平時と災害時を切れ目なくつなぐ排除のない防災へ. 人と防災未来センターHem21 研究レター, 46, (2018年4月号). (オンライン) 2018年4月. (引用日: 2020年2月25日.) http:// tatsuki-lab.doshisha.ac.jp/~statsuki/papers/DRI_Hem21/Hem-Opi46_ura-0228.pdf.
32. 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部 福祉機器開発室. 自自分でつくる安心防災帳. (オンライン) (引用日: 2020年2月25日.)
http://www.rehab.go.jp/ri/kaihatsu/suzurikawa/skit_02.html.
33. 兵庫県. 防災と福祉の連携促進モデル事業（平成30年度）. (オンライン) 2019年9月20日. (引用日: 2020年2月25日.) <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/dpw.html>.
34. 丹波篠山市. 丹波篠山市説明資料. 内閣府 高齢者、障害者等の避難に関する作業グループ第2回. (オンライン) 2019年11月6日. (引用日: 2020年2月25日.)
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/hinan/2/pdf/no2_shiryo2_tanba.pdf.
35. 兵庫県企画県民部防災企画局防災企画課. 兵庫県災害時要援護者支援取組事例集. (オンライン) 2018年3月. (引用日: 2020年2月25日.) <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/documents/zireisyuu.pdf>.
36. 内閣府. 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）. (オンライン) 2013年8月. (引用日: 2020年2月25日.) <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/h25/kankyoukakuho.html>.
37. 内閣府. 避難所運営ガイドライン. (オンライン) 2016年4月. (引用日: 2020年2月25日.)
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_guideline.pdf.
38. 内閣府. 福祉避難所の確保・運営ガイドライン. (オンライン) 2016年4月. (引用日: 2020年2月25日.) http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_hukushi_guideline.pdf.
39. コトバンク. 小学館 日本大百科全書(ニッポニカ). (オンライン) (引用日: 2020年2月25日.)
<https://kotobank.jp/word/%E7%A6%8F%E7%A5%89%E9%81%BF%E9%9B%A3%E6%89%80-891730>.
40. 河崎国幸. 福祉避難所への取り組み～実務経験に基づく先進的・継続的な取り組みの成果～. 国際文化研修2019夏 vol. 104. (オンライン) 2019年. (引用日: 2020年2月25日.)
<https://www.jiam.jp/journal/pdf/104-03-02.pdf>.
41. 河崎国幸. 能登半島地震での福祉避難所の設置・運営とその後の取組み. 避難所の確保と質の向上に関する検討会 福祉避難所ワーキンググループ. (オンライン) 2015年9月2日. (引用日: 2020年2月25日.) <http://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/hinanzyokakuho/wg/pdf/dai1kai/siryo8.pdf>.
42. 輪島市. 福祉避難所設置・運営マニュアル. (オンライン) 2019年9月. (引用日: 2020年2月25日.)
<https://www.city.wajima.ishikawa.jp/docs/2017081600027/>.
43. NHK. インクルーシブな避難所とは～「熊本学園モデル」から考える～. NHK ハートネット 福祉情報総合サイト. (オンライン) 2019年12月5日. (引用日: 2020年2月25日.)
<https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/296/>.
44. 花田昌宣. 困難をかかえた被災者支援とインクルーシブ社会一熊本地震における熊本学園大学避難所の取り組み. 平成28年9月30日（金）10:00～12:00 第28回ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会. (オンライン) 2016年9月30日. (引用日: 2020年2月25日.)
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/resilience/dai28/siryo3_3.pdf.
45. 熊本学園大学. 災害避難所研究プロジェクト. (オンライン) (引用日: 2020年2月25日.)
<http://www3.kumagaku.ac.jp/hinan/>.
46. 国土交通省. 要配慮者利用施設の浸水対策. (オンライン) (引用日: 2020年2月26日.)
<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>.

47. 国土交通省. 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）.(オンライン) 2019年3月.(引用日: 2020年2月26日.)
<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>.
48. 国土交通省. 要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進に向けた地方公共団体の取組事例集.(オンライン) 2019年3月.(引用日: 2020年2月26日.)
<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/torikumijirei.pdf>.
49. 総務省. 情報難民ゼロプロジェクト.(オンライン)(引用日: 2020年2月26日.)
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/kokumin/jyohonanminzero/index.html.
50. 消防庁. 防災行政無線等の戸別受信機の普及促進に関する研究会の検討結果について.(オンライン) 2017年6月30日.(引用日: 2020年2月26日.)
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/assets/290630_jyo262.pdf.
51. 消防庁. Net119緊急通報システム .(オンライン)(引用日: 2020年2月26日.)
<https://www.fdma.go.jp/mission/prepare/transmission/net119.html>.
52. 厚生労働省. 災害時における福祉支援体制の整備について.(オンライン)(引用日: 2020年2月26日.) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209718.html>.
53. (株) 富士通総研. 「災害時の福祉支援の在り方と標準化に関する調査研究事業」（生活困窮者就労支援事業費等補助金 社会福祉推進事業）の実施について.(オンライン) 2018年.(引用日: 2020年2月26日.) <https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2017saigaifukushi.html>.
54. 認定NPO法人DPI日本会議. 2016年度 大規模災害発生時における自立障害者の生活支援に関する広域連携拠点の整備.(オンライン)(引用日: 2020年2月26日.) <http://dpi-japan.org/activity/bousai/%E5%A4%A7%E8%A6%8F%E6%A8%A1%E7%81%BD%E5%AE%B3%E7%99%BA%E7%94%9F%E6%99%82%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E8%87%AA%E7%AB%8B%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E3%81%AE%E7%94%9F%E6%BB%E6%94%AF%E6%8F%B4/>.
55. 認定NPO法人DPI日本会議. 2017年度 大規模災害発生時における自立障害者の生活支援に関する広域連携拠点の整備.(オンライン)(引用日: 2020年2月26日.) <http://dpi-japan.org/activity/bousai/2017%E5%B9%B4%E5%BA%A6%e3%80%80%E5%A4%A7%E8%A6%8F%E6%A8%A1%E7%81%BD%E5%AE%B3%E7%99%BA%E7%94%9F%E6%99%82%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E8%87%AA%E7%AB%8B%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E3%81%AE/>.
56. 認定NPO法人DPI日本会議. 大規模災害時・障害者支援センター & 救援本部立ち上げマニュアル.(オンライン)(引用日: 2020年2月26日.) <http://dpi-japan.org/activity/bousai/manual/>.
57. 一般財団法人防災教育普及協会. 特別支援学校で職員研修、障害に応じた備えや体験 | 日野市.(オンライン) 2017年1月6日.(引用日: 2020年2月26日.) https://www.bousai-edu.jp/info/jisseki_170106/.
58. 一般財団法人防災教育普及協員向けに災害図上訓練と福祉避難所ロールプレイを実施 | 金沢市.(オンライン) 2017年2月6日.(引用日: 2020年2月26日.) https://www.bousai-edu.jp/info/jisseki_170206/.
59. 防災教育チャレンジプラン. 防災教育チャレンジプラン 概要 PDF.(オンライン) 2019年.(引用日: 2020年2月26日.) http://www.bosai-study.net/docs/cp_gaiyou_2019.pdf.
60. 防災教育チャレンジプラン. 防災教育事例集検索.(オンライン)(引用日: 2020年2月26日.)
<http://www.bosai-study.net/search/ichiran.php>.
61. 内閣府. 令和元年安全功労者内閣総理大臣表彰.(オンライン) 2019年7月1日.(引用日: 2020年2月26日.) https://anzenkyouiku.mext.go.jp/hyousyou/r01/data/r01_kouseki_gaiyou.pdf.

62. 大分合同新聞. 防災教育に力 中津支援学校に総理大臣表彰.(オンライン) 2019年8月6日.(引用日: 2020年2月26日.)
https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/fukushiiryounews/20190806_080000.html.
63. 千葉県. 「平成30年防災功労者内閣総理大臣表彰」の受賞決定について.(オンライン) 2018年9月13日.(引用日: 2020年2月26日.) <https://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/hyousyou/kourousya.html>.
64. 千葉県. 「第22回防災まちづくり大賞」の受賞決定について.(オンライン) 2018年2月22日.(引用日: 2020年2月26日.) <https://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/press/2017/0222machizukuri.html>.
65. 豊橋障害者(児)団体連合協議会. 豊橋障害者(児)団体連合協議会のHP.(オンライン)(引用日: 2020年2月26日.) <http://hosyoren.jp/index.html>.
66. 内閣府. 平成26年防災功労者内閣総理大臣表彰の受賞者決定について.(オンライン) 2014年8月29日.(引用日: 2020年2月26日.) <http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20140829-2kisya.pdf>.
67. 村野淳子(大分県別府市共創戦略室防災危機管理課). 地域と専門家を巻き込んだ支援体制の構築～別府市における“誰ひとり取り残さない防災”～. 国際文化研修2019夏 vol.104.(オンライン) 2019年.(引用日: 2020年2月27日.) <https://www.jiam.jp/journal/pdf/104-03-02.pdf>.
68. 一般社団法人福祉フォーラムin別杵速見実行委員会.(オンライン)(引用日: 2020年2月28日.) <https://fields.canpan.info/organization/detail/1326263504>.
69. 日本財団. 日本財団HOME.(オンライン)(引用日: 2020年2月28日.) <https://www.nippon-foundation.or.jp/>.
70. 認定NPO法人DPI日本会議. 認定NPO法人DPI日本会議.(オンライン)(引用日: 2020年2月28日.) <http://dpi-japan.org/>.
71. 立木茂雄研究室 Home Page.(オンライン) 2019年7月31日.(引用日: 2020年2月28日.) <http://www.tatsuki.org/>.
72. 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター.(オンライン)(引用日: 2020年2月28日.) <http://www.dri.ne.jp/>.
73. 国立障害者リハビリテーションセンター研究所. 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部 福祉機器開発室長.(オンライン)(引用日: 2020年2月28日.) <http://www.rehab.go.jp/ri/kaihatsu/suzurikawa/peo00.html>.
74. 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部 福祉機器開発室. 障害者の災害対策チェックキット.(オンライン)(引用日: 2020年2月28日.) http://www.rehab.go.jp/ri/kaihatsu/suzurikawa/res_saigai01.html.
75. 国立障害者リハビリテーションセンター研究所障害福祉研究部. 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 障害福祉研究部 社会適応システム開発研究室長.(オンライン)(引用日: 2020年2月28日.) <http://www.rehab.go.jp/ri/departj/fukushi/kitamura/>.
76. 立木茂雄. だれひとり取り残さない防災の実現のための研修プログラム.(オンライン)(引用日: 2020年2月27日.) http://www.tatsuki.org/inclusive_learning.
77. 福祉フォーラムin別杵速見実行委員会. 2016年度別府障害者インクルーシブ防災事業報告書 . CANPANプロジェクト(日本財団).(オンライン) 2017年9月15日.(引用日: 2020年2月27日.) <http://fields.canpan.info/report/detail/20296>.
78. 福祉フォーラムin別杵速見実行委員会. 2017年度「別府市における障害者インクルーシブ防災」事業「誰もが安心して安全に暮らせる災害時要援護者の仕組みづくり」の報告「みんなが助かるため

に」 . CANPAN プロジェクト（日本財団）.(オンライン) 2018 年 10 月 10 日.(引用日: 2020 年 2 月 27 日.) <http://fields.canpan.info/report/detail/21232>.

79. 福祉フォーラム in 別府速見実行委員会. 2018 年度「別府市における障害者インクルーシブ防災」事業の報告「防災は地域づくり 防災のあり方を変える—地域のあり方を変える」. CANPAN プロジェクト（日本財団）.(オンライン) 2019 年 5 月 10 日.(引用日: 2020 年 2 月 27 日.) <https://fields.canpan.info/report/detail/22575>.

80. 株式会社アステム. アイ・ドラゴン 4. (オンライン) (引用日: 2020 年 2 月 28 日.) <http://www.astem-co.co.jp/eye-dragon/>.

81. 今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会. 今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会報告書. (オンライン) 2019 年年.(引用日: 2020 年 2 月 20 日.) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00679.html.

82. 厚生労働省. 平成 30 年 障害者雇用状況の集計結果. (オンライン) 2019 年 4 月 9 日.(引用日: 2020 年 2 月 8 日.) <https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/000533049.pdf>.

83. 厚生労働省. 障害者差別禁止指針. (オンライン) (引用日: 2020 年 2 月 12 日.) <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000082149.pdf>.

84. 厚生労働省. 事業主の方のための雇用関係助成金. (オンライン) (引用日: 2020 年 2 月 12 日.) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html.

85. 厚生労働省. 障害福祉サービスについて. (オンライン) (引用日: 2020 年年 2 月月 10 日日.) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/naiyou.html.

86. 厚生労働省. 平成 29 年社会福祉施設等調査の概況. (オンライン) (引用日: 2020 年年 2 月月 8 日日.) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/17/index.html>.

87. 厚生労働省. 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要. (オンライン) (引用日: 2020 年 2 月 12 日.) <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000129721.pdf>.

88. 厚生労働省. 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要. (オンライン) (引用日: 2020 年 2 月 12 日.) https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/yuusenchoutatsu/dl/hou_gaiyo.pdf.

89. 厚生労働省. 障害者の方への施策. (オンライン) (引用日: 2020 年 2 月 11 日.) <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000146188.pdf>.

90. 東京都産業労働局雇用就業部就業推進課. 平成 30 年度版 事業主と雇用支援者のための障害者雇用促進ハンドブック. (オンライン) 2018 年. <http://hataraku.metro.tokyo.jp/shiryo/shogai-hb/index.html>.

91. 厚生労働省. 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業について. (オンライン) (引用日: 2020 年 2 月 14 日.) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/06a.html.

92. 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構. 2019 年度版 就業支援ハンドブック. (オンライン) (引用日: 2020 年 2 月 12 日.) <https://www.jeed.or.jp/disability/data/handbook/handbook.html>.

93. 国立職業リハビリテーションセンター. 2020 年度のごあんない. (オンライン) 2020 年年. (引用日: 2020 年 3 月 13 日.) http://www.nvrcd.ac.jp/files/topics-2020_04.pdf.

94. 公益財団法人 東京しごと財団. 障害者委託訓練事業. (オンライン) 2020 年 2 月 14 日. https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/yourself_supporter/trust_training/index.html.

95. ウエルビー株式会社. 障害者就職支援 センター・スタッフ紹介.(オンライン) 2020年3月5日.
<https://www.welbe.co.jp/center/>.
96. ウエルビー株式会社. 会社案内.
97. ウエルビー株式会社. 相談支援事業について.(オンライン)(引用日: 2020年2月10日.)
https://www.welbe.co.jp/service/consultation_support/.
98. 株式会社 LITALICO. サービス紹介.(オンライン)(引用日: 2020年3月9日.)
<https://works.litalico.jp/service/>.
99. 就労移行支援事業所フロンティアリンクキャリアセンター. フロンティアリンクキャリアセンターとは.(オンライン)(引用日: 2020年3月9日.) https://career.frontier-link.jp/about/about_pc.php.
100. 株式会社トレパル. 就労移行支援プログラム.(オンライン) 2020年3月10日.
<https://torepal.co.jp/content/shuuroushien/program/>.
101. 厚生労働省. 平成29年度 在宅就業障害者マッチング事例集.(オンライン) 2017年.(引用日: 2020年3月13日.) <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000204574.pdf>.
102. 株式会社ディーソル. 障害者支援.(オンライン)(引用日: 2020年2月20日.)
<http://www.d2sol.co.jp/company/csr/support/>.
103. 株式会社ヴァルトジャパン. 事業内容.(オンライン)(引用日: 2020年2月20日.) <https://www.valt-japan.com/bpo>.
104. 川崎市. 短時間雇用創出プロジェクト.(オンライン) 2019年10月3日.(引用日: 2020年2月20日.) <http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000093182.html>.
105. 川崎市編. やさしい雇用へのアプローチ 自治体初！川崎市週20時間未満の障害者雇用・就労の実践.(オンライン) 2019年3月.(引用日: 2020年2月20日.)
<http://www.city.kawasaki.jp/templates/press/350/0000105761.html>.
106. 厚生労働省. 「特例子会社」制度の概要.(オンライン)(引用日: 2020年2月24日.)
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha/dl/07.pdf>.
107. 株式会社ドコモプラスハーティ. 会社概要.(オンライン)(引用日: 2020年2月24日.)
<http://www.nttplushearty.com/about/company.html>.
108. NTT. 障がい者の能力開発プロセスはすべての組織の人材開発と活性化への道につながる. NTT技術ジャーナル 2018 Vol.30 No.8.(オンライン) 2018年.(引用日: 2020年3月13日.)
<https://www.ntt.co.jp/journal/1808/files/JN20180844.pdf>.
109. 株式会社ドコモプラスハーティ. ツールの最適化.(オンライン)(引用日: 2020年2月24日.)
<http://www.nttplushearty.com/business/clean/tool.html>.
110. 東栄部品株式会社.(オンライン)(引用日: 2020年2月24日.) <http://www.teccs-jp.com/healthcare/welfare.html>.
111. 東京都. 障害者雇用エクセレントカンパニー賞.(オンライン)(引用日: 2020年2月25日.)
https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/koyo/shogai/excellent_company.pdf.
112. 株式会社コマツ. ダイバーシティへの取り組み.(オンライン)(引用日: 2020年2月25日.)
<https://komatsu.disclosure.site/ja/themes/88>.
113. 武藏野千川福祉会. 法人概要.(オンライン)(引用日: 2020年2月24日.) <https://www.musashino-senkawa.com/senkawa.php>.

114. 公益財団法人ヤマト福祉財団. 経済的自立力達成事業所 紹介サイト 夢へのかけ橋.(オンライン)(引用日: 2020年2月24日.) <https://yume-kakehashi.jp/shops/view/24>.
115. 厚生労働省. 障害者就業・生活支援センターの設置計画について.(オンライン) 2008年12月26日.(引用日: 2020年3月9日.)
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb4734&dataType=1&pageNo=1.
116. 厚生労働省. 障害者就業・生活支援センター概要.(オンライン)(引用日: 2020年3月9日.)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000525099.pdf>.
117. 埼玉県. 市町村障害者就労支援センター一覧.(オンライン) 2019年5月22日.(引用日: 2020年3月10日.) <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/syougai-map/syougai09-02.html>.
118. 農林水産省. 農福連携の推進.(オンライン)(引用日: 2020年2月26日.)
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html>.
119. 首相官邸. ニッポン一億総活躍プラン.(オンライン)(引用日: 2020年2月26日.)
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/plan1.pdf>.
120. 京都式農福連携事業公式ウェブサイト. 京のノウフク.(オンライン)(引用日: 2020年2月27日.)
<http://www.kyo-noufuku.com/index.php>.
121. 小川卓宏. 技能「見える化」就労後押し. 京都新聞. 朝刊, 2018年.
122. 京都式農福連携事業公式ウェブサイト. きょうと農福連携センター 事業概要.(オンライン)(引用日: 2020年2月27日.) <http://www.kyo-noufuku.com/center.php>.
123. 特定非営利活動法人 NPO 人材開発機構. 新しい障害者の就業のあり方としてのソーシャルファームについての研究調査. 厚生労働省・平成22年度障害者総合福祉推進事業.(オンライン) 2011年3月.(引用日: 2020年2月26日.) <http://www.npo-jinzai.or.jp/network/report.pdf>.
124. 寺島彰. わが国のソーシャル・ファームを発展させるための考察. 浦和大学・浦和大学短期大学部 浦和論叢第50号, 2014.
125. 国土交通省. 観光のユニバーサルデザイン化手引き集.(オンライン) 2008年.(引用日: 2020年2月20日.) <https://www.mlit.go.jp/common/000059422.pdf>.
126. 観光庁. ユニバーサルツーリズムにおけるサービス提供に関する調査報告書.(オンライン) 2012年.(引用日: 2020年2月2日.) <https://www.mlit.go.jp/common/000999236.pdf>.
127. 観光庁. ユニバーサルツーリズムについて.(オンライン) 2019年4月8日.(引用日: 2020年2月11日.) <https://www.mlit.go.jp/kankochō/shisaku/sangyou/manyuaru.html>.
128. 観光庁. ユニバーサルツーリズムの促進業務報告書.(オンライン) 2019年.(引用日: 2020年2月20日.) <https://www.mlit.go.jp/common/001284685.pdf>.
129. 秋山哲男・大西康弘・佐藤貴行. 観光困難階層にとってのユニバーサルツーリズム. 首都大学東京 大学院都市環境科学研究科 観光科学研究, 2012. ページ: 111-125.
130. 国土交通省. 観光のユニバーサルデザイン化リーフレット. 国土交通省, 2008.
131. 観光庁. ユニバーサルツーリズムに対応した観光案内の実践方策.(オンライン) 2017年3月.(引用日: 2020年2月20日.) <https://www.mlit.go.jp/common/001187407.pdf>.
132. 観光庁. ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくり（バリアフリー観光地づくり）のための地域の受入体制強化マニュアル.(オンライン) 2014年.(引用日: 2020年2月20日.)
<https://www.mlit.go.jp/common/001032660.pdf>.

133. 鞍本長利. 人にやさしいまちづくりへの出発点－ユニバーサルツーリズムの取り組み－. 一般社団法人地域活性化センター. 「地域づくり」2020年1月号, 2020.
134. 観光庁. 宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル. 「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」を作成しました！(オンライン) 2018年8月29日.(引用日: 2020年2月20日.) https://www.mlit.go.jp/kankochou/topics06_000158.html.
135. 観光庁. 高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル. 2020年オリンピック・パラリンピックを見据えたユニバーサルツーリズムへの対応～観光関係者向け「高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル」を作成しました～.(オンライン) 2018年3月22日.(引用日: 2020年2月20日.) http://www.mlit.go.jp/kankochou/news06_000352.html.
136. 沖縄県. 観光バリアフリー対応マニュアル. 沖縄県観光バリアフリーポータルサイト.(オンライン)(引用日: 2020年3月6日.) <https://okibf.jp/pref/manual/>.
137. 観光庁. 乳幼児連れ及び妊産婦旅行促進事業報告書.(オンライン) 2016年3月.
<https://www.mlit.go.jp/common/001226063.pdf>.
138. 観光庁. 訪日外国人旅行者向けユニバーサルツーリズム情報発信事業報告書.(オンライン) 2015年7月.(引用日: 2020年3月3日.) <https://www.mlit.go.jp/common/001226051.pdf>.
139. 沖縄県. 逃げるバリアフリーマニュアル.(オンライン) 2013年1月.(引用日: 2020年3月3日.) https://www.okibf.jp/pref/files/2016/nigebari_manual.pdf.
140. 外務省. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約. 外務省.(オンライン) 2019年1月31日.(引用日: 2020年2月2日.) https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page25_001279.html.
141. 文化庁. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の締結に伴う利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換について. 文化庁.(オンライン)(引用日: 2019年12月16日.)
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/marrakesh/>.
142. 認定NPO法人DPI日本会議. 「マラケシュ条約」批准と「読み書きバリアフリー法」制定を目指して. 認定NPO法人DPI日本会議.(オンライン) 2015年3月10日.(引用日: 2020年2月2日.) <http://dpi-japan.org/blog/demand/%E3%80%8C%E3%83%9E%E3%83%A9%E3%82%B1%E3%82%B7%E3%83%A5%E6%9D%A1%E7%B4%84%E3%80%8D%E6%89%B9%E5%87%86%E3%81%A8%E3%80%8C%E8%AA%AD%E6%9B%88%E3%83%90%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%83%95%E3%83%AA%E3%83%BC%E6%B3%95/>.
143. 文化庁. 著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）新旧対照条文. 著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）について.(オンライン)(引用日: 2020年2月2日.)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_04.pdf.
144. 認定NPO法人DPI日本会議. 「マラケシュ条約」批准と「読み書きバリアフリー法」制定を目指して. DPI日本会議.(オンライン) 2015年3月10日.(引用日: 2020年2月3日.) <http://dpi-japan.org/blog/demand/%E3%80%8C%E3%83%9E%E3%83%A9%E3%82%B1%E3%82%B7%E3%83%A5%E6%9D%A1%E7%B4%84%E3%80%8D%E6%89%B9%E5%87%86%E3%81%A8%E3%80%8C%E8%AA%AD%E6%9B%88%E3%83%90%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%83%95%E3%83%AA%E3%83%BC%E6%B3%95/>.
145. 文部科学省. 視覚障害者等の読み書き環境の整備の推進に関する法律の施行について（通知）. 文部科学省.(オンライン) 2019年7月8日.(引用日: 2020年2月2日.)
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1418383.htm.

146. 国立国会図書館. 国立国会図書館中期ビジョン「ユニバーサル・アクセス 2020」及び「国立国会図書館活動目標 2017-2020」. 国立国会図書館.(オンライン) 2017 年 3 月.(引用日: 2020 年 2 月 9 日.)
<https://www.ndl.go.jp/aboutus/pdf/vision2020.pdf>.
147. 国立国会図書館. 障害者サービス実施計画 2017-2020. 障害のある方へ.(オンライン) 2017 年 3 月.(引用日: 2020 年 2 月 9 日.) https://www.ndl.go.jp/support/service_plan2017_2020.pdf.
148. 国立国会図書館. 公共図書館における障害者サービスに関する調査研究 国立国会図書館. 国立国会図書館, 2018. ISSN1348-6780 ISBN978-4-87582-821-1.
149. 国公私立大学図書館協力委員会. 図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン. 図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン.(オンライン) 2010 年 2 月 18 日.(引用日: 2020 年 2 月 21 日.) <https://www.jla.or.jp/portals/0/html/20100218.html>.
150. 国立国会図書館. 視覚障害者等用データ送信サービスの利用者登録について（初めて登録する）. 国立国会図書館.(オンライン)(引用日: 2020 年 2 月 9 日.)
https://www.ndl.go.jp/jp/support/pd_touroku.html.
151. 国立国会図書館. 点字図書・録音図書全国総合目録と国立国会図書館サーチ. 国立国会図書館.(オンライン)(引用日: 2020 年 2 月 27 日.)
<https://www.ndl.go.jp/library/supportvisual/geppo201501/article03.html>.
152. 国立国会図書館. 視覚障害者等用データ送信サービス データ提供ガイド【データ送付編】. 国立国会図書館.(オンライン) 2020 年 1 月.(引用日: 2020 年 2 月 21 日.)
https://www.ndl.go.jp/library/supportvisual/docs/02_data_guide_send.pdf.
153. 特定非営利活動法人 支援技術開発機構. 製作・再生ツール. 特定非営利活動法人 支援技術開発機構.(オンライン)(引用日: 2020 年 2 月 28 日.) <https://atdo.website/tools/>.
154. 国立国会図書館. 視覚障害者等用データ送信サービス（図書館等向け案内）. 国立国会図書館.(オンライン)(引用日: 2020 年 2 月 9 日.) https://www.ndl.go.jp/jp/library/supportvisual/supportvisual-10_02.html.
155. 厚生労働省. 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）.(オンライン)(引用日: 2020 年 2 月 15 日.)
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokujoushoutaihokenfukushibu/PDF_32.pdf.
156. 相模原市. 相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書. 相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査.(オンライン)(引用日: 2020 年 2 月 17 日.)
http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/366/houkoku_h2909.pdf.
157. さいたま市. 第 2 回障害者施策推進協議会議事録（平成 21 年 11 月 10 日開催）資料 1. 第 4 期さいたま市障害者施策推進協議会会議録.(オンライン) 2013 年 12 月 24 日.(引用日: 2020 年 2 月 23 日.)
<https://www.city.saitama.jp/002/003/004/002/002/p009487.html>.
158. 内閣府. 防災における行政の NPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック.(オンライン) 2018 年 4 月.(引用日: 2020 年 2 月 26 日.)
http://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/bousai_volunteer_kankyoebi/pdf/h3004guidebook.pdf.
159. JICA. JICA 防災分野ポジションペーパー.(オンライン) 2018 年 3 月.(引用日: 2020 年 2 月 26 日.)
https://www.jica.go.jp/activities/issues/disaster/ku57pq00002cy5n0-att/position_paper_disaster.pdf.
160. 厚生労働省. 「地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要」.(オンライン)(引用日: 2020 年 2 月 9 日.)

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/sougoushien/dl/sougoushien-01.pdf.

161. 厚生労働省. 新たな障害福祉サービスの体系.(オンライン)(引用日: 2020年2月24日.)
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jiritsushienhou02/3.html>.

162. 電子政府の総合窓口 e-Gov. 著作権法施行令. 電子政府の総合窓口 e-Gov .(オンライン) 2019年6月28日.(引用日: 2020年2月2日.) https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=345CO0000000335#B.

163. 茨木尚子. 市町村による障害者支援：ポスト障害者総合支援法の課題.(オンライン) 2017, vol. 1, no.4, p762-777年.(引用日: 2020年2月20日.)
<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/sh20264006.pdf>.

164. 別府市. 別府市統計書（平成30年版）.(オンライン)(引用日: 2020年2月27日.)
https://www.city.beppu.oita.jp/sisei/toukei_housei/tokei_h30.html.